

平成 20 年

第 5 回大津町議会定例会会議録

開 会 平成 20 年 12 月 11 日

閉 会 平成 20 年 12 月 17 日

大 津 町 議 会

平成20年第5回大津町議会定例会 会期日程

月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	日 程	備 考
12月11日	木	午前10時	本会議	開会、提案理由の説明 議案質疑、委員会付託	議会終了後 全員協議会
12月12日	金	午前10時	委員会	各 常 任 委 員 会	
12月13日	土		休 会	議 案 等 整 理	
12月14日	日		休 会	議 案 等 整 理	
12月15日	月	午前10時	本会議	一 般 質 問	
12月16日	火	午前10時	本会議	一 般 質 問	
12月17日	水	午後2時	本会議	委員長報告、質疑、 討論、表決、閉会	
会 期				7日間	

本 会 議

提 案 理 由 説 明

議 案 質 疑

委 員 会 付 託

諸 般 の 報 告

- 出席者報告
- 議会行事報告
- 平成20年9月例月出納検査の結果について
- 平成20年10月例月出納検査の結果について
- 平成20年11月例月出納検査の結果について

平成20年第5回大津町議会定例会会議録

平成20年第5回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第1日)

平成20年12月11日(木曜日)

出席議員	1 番 鈴 木 ムツヨ 3 番 新 開 則 明 4 番 長谷部 健一郎 5 番 月 尾 純一朗 6 番 坂 本 典 光 7 番 藤 森 昭二朗 8 番 大田黒 英 生 9 番 石 原 大 成 10 番 手 嶋 靖 隆 11 番 永 田 和 彦 12 番 松 永 幸 久 13 番 安 永 美智男 14 番 藤 坂 重 美 15 番 荒 木 俊 彦 16 番 津 田 桂 伸 18 番 宇 野 光 廣
欠席議員	
職務のため出席した事務局職員	局 長 松 岡 勇 次 書 記 堀 川 美 紀
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 家 入 勲 総務部総務課長兼ねて地域安全係長 桐 原 則 雄 副 町 長 宇 野 博 明 企画部企画課長兼ねて財政係長 木 村 誠 総 務 部 長 首 藤 誠 治 福祉部健康福祉課長兼ねて福祉係長 中 尾 精 一 企 画 部 長 徳 永 保 則 福 祉 部 長 西 岡 逸 郎 会 計 管 理 者 兼 ね て 会 計 課 長 西 村 和 正 福 保 險 医 療 課 長 藤 本 聖 二 土 木 部 長 伊 東 貢 総 務 部 長 藤 本 聖 二 土 木 部 長 兼 ね て 工 業 用 水 道 課 長 中 山 誠 也 教 育 長 宮 崎 廣 行 経 済 部 長 西 本 昇 二 教 育 部 長 大 塚 武 年 子 育 て 支 援 課 長 大 塚 武 年 農 業 委 員 会 長 服 部 次 子

会 議 に 付 し た 事 件

議案第 56 号	大津町農村レクリエーション関連施設の指定管理者の指定について
議案第 57 号	大津町学童保育施設の指定管理者の指定について
議案第 58 号	平成 2 0 年度大津町一般会計補正予算（第 4 号）について
議案第 59 号	平成 2 0 年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第 3 号）について
議案第 60 号	平成 2 0 年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第 2 号）について
選挙第 1 号	第二回熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

平成20年第5回大津町議会定例会請願・陳情委員会付託表

受理年月日 請願、陳情 番 号	件 名	提 出 者	所 管 委 員 会
平成20年 9月 8日 陳 願 第 8 号	「道路財源の確保に関する意見書」 の議決について（要請）	熊本市水前寺6丁目18 - 1 熊本県土木部道路整備課 内 道路整備促進期成同盟会 熊本県地方協議会 会長 甲斐 利幸	経 済 建 設 常 任 委 員 会
平成20年 11月6日 陳 願 第 9 号	防災対策及び水資源保全対策に関する陳情書	大津町大字高尾野755 番地 高尾野区 区長 古庄 廣美	経 済 建 設 常 任 委 員 会

議 事 日 程 (第 1 号) 平成 2 0 年 1 2 月 1 1 日 (木) 午前 10 時 開会
開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 経済建設常任委員会行政調査報告について
日程第 5 議案第 5 6 号 大津町農村レクリエーション関連施設の指定管理者の指定について
日程第 6 議案第 5 7 号 大津町学童保育施設の指定管理者の指定について
日程第 7 議案第 5 8 号 平成 2 0 年度大津町一般会計補正予算 (第 4 号) について
日程第 8 議案第 5 9 号 平成 2 0 年度大津町公共下水道特別会計補正予算 (第 3 号) について
日程第 9 議案第 6 0 号 平成 2 0 年度大津町農業集落排水特別会計補正予算 (第 2 号) について
一括上程、提案理由の説明
日程第 1 0 議案質疑
議案第 5 6 号 質 疑
議案第 5 7 号 質 疑
議案第 5 8 号 質 疑
議案第 5 9 号及び議案第 6 0 号 一括質疑
日程第 1 1 委員会付託
議案第 5 6 号から議案第 6 0 号まで
陳情第 8 号及び陳情第 9 号
日程第 1 2 選挙第 1 号 第二回熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

午前 1 0 時 0 0 分 開会

開議

○議 長 (宇野光廣君) ただいまから、平成 2 0 年第 5 回大津町議会定例会を開会します。
本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議 長 (宇野光廣君) 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則

第120条の規定によって、鈴木ムツヨさん、新開則明君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（宇野光廣君） 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

まず、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長大田黒英生君。

○議会運営委員長（大田黒英生君） 皆様、あらためまして、おはようございます。

ただいまから議会運営委員会における審議の経過と結果について報告いたします。

当委員会は12月1日午後1時30分から委員会A室におきまして、議会運営委員全員、また宇野議長に出席を願い、平成20年第5回大津町議会定例会について審議いたしました。

まず、町長提出議案の5件について、執行部より大筋の説明があり、その後、請願・陳情の取り扱いについて協議をいたしました。

また、議事日程、会期日程、その他の議会運営全般についても協議いたしました。

一般質問につきましては9名ですので、一般質問の1日目は通告者の1番から5番まで、2日目が6番から9番までの順で行うことになりました。

次に、会期日程について協議し、議席に配付のとおり、本日から17日までの7日間と決定しました。また、最終日に、契約案件2件、公有財産の取得1件、条例改正1件、並びに議員提出議案1件が追加提案される予定であります。

なお本日の会議におきまして、第2回熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。また、本会議終了後は、議会全員協議会が開催されます。

以上、宇野議長に答申いたしました。

これで、議会運営委員会委員長報告を終わります。議員各位のご協力をよろしくお願いいたします。

○議長（宇野光廣君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの答申並びに議席に配付しました会期日程（案）のとおり、本日から12月17日までの7日間にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇野光廣君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月17日までの7日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（宇野光廣君） 日程第3 諸般の報告をします。

本日の議事日程並びに報告内容については、議席に配付のとおりです。

日程第4 経済建設常任委員会行政調査報告について

○議長（宇野光廣君） 日程第4 経済建設常任委員会行政調査報告についてを議題とします。経済建設常任委員長から委員会行政調査報告の申し出がっておりますので、この際これを許します。経済建設常任委員長手嶋靖・君。

○経済建設常任委員長（手嶋靖・君） おはようございます。

平成20年度の天津町議会経済建設常任委員会の行政調査報告をいたしたいと思います。

まず、視察先につきましては、いずれも石川県の羽咋市、宝達志水町、白山市の3カ所で行いました。期日は、10月29日から31日の3日間でございます。研修テーマとしましては、空き農家・農地情報バンク事業概要について、それからバイオマス発電施設について、まちづくり交付金事業についての3項目を研修いたしました。

このたびの行政調査参加者は、私ほか藤森副委員長、それから石原、鈴木両委員と松岡議会事務局長、中山土木部長、西本経済部長の7名で参加いたしました。10月29日の第1日目ですけれども、午後3時から5時まで、羽咋市役所におきまして行政調査研修を行いました。この地域は石川県の中央部にあって、能登半島の本部西側に位置し、面積80.96平方キロメートル、人口は2万4千522人でした。

目的の空き農家・農地情報バンク事業については、自立自覚できる山村漁業をつくり動きだし、山彦計画と名付け、農林水産省の選定地域として過疎化解消に神子原地区を紹介されました。

まず、空き農家と遊休地農地をセットとしまして貸し出され、農地を活用した情報バンク制度を導入し、都市住民が農村に定住し、農地保全対策と新規就農を行う制度として、定住促進のきっかけとなったということでした。また、市内に在住する空き農家・農地所有する提供者や市内へ移住等を希望する利用者からの申し込みを空き農家・農地情報バンクとして受け付け登録しているということでした。市の指定した集落神子原7地区を対象として、空き農家・農地情報を収集し、空き農家があるがなんとか活用したい、耕作できないので誰か耕作者はいないかなど、みんなの声を反映していきたいという考えでした。入居までの流れにつきましては、羽咋市空き地農地の農家利用希望登録ということで、家族構成から希望条件等を出していただくということになっております。登録利用の案内、それから現地農家の情報提供と、これは随時やっているということでした。当事者同士での条件が合えば、市が立ち会いの下に契約を行う。調査は平成15年の10月からずっと実施しているということでした。市のホームページ並びに中国新聞、それから全国農業新聞、石川テレビ等で報道し、PRに努めているということでした。受付開始は平成16年度から実施しているということです。

それから、問い合わせ件数がですね、約200件、実数11日間ということで、1日平均の8件から10件程度あったということでございます。借受規模登録内訳としましては、石川県内が47件、県外が26件、計73件ありました。

年齢層につきましては、30歳から70歳までということで、登録者平均年齢が55歳ということ

です。貸し出し要件は、農家が月に5千円から2万円内ということでございます。これを売却する場合には、坪単価が5千円から最高2万円までという形で処理されております。

関連書類としましては、バンク制度、規約に従い運用されている。羽咋市中山間農村集落空き農家農地利用希望者情報バンク登録申込書が準備されておりました。

それから、神子原地区の独自のブランド化戦略により、農産物付加価値を付けて直売する方法をやっておられます。

それから、創意工夫を生かした農集落活性化事業を打ち出し、行政と住民が二人三脚で活用していくということでございました。

なお、調査質問で、新規就農になる場合、10アール、耕作面積で認定を受けている制度で、大津町は50アール以上となっておりますが、緩和措置がやみくもな農家になる、特に企業参入などは、集落存続が危ぶまれにならないかなどに対して、神子原地区は特別指定を受けているのでその心配はないということでした。

またブランド米、60キロ4万2千円や清酒ですけれども、これは清酒ろまゆを使った超高級な酒ということで、名称は「客人」ということでしたが、720ミリリットルで3万3千600円という販売額で驚きました。これもげんど500俵、3万キログラムですけど、面積が6ヘクタール分から生産されております。通常の米は1万4千円平均なそうでございますけれども、大津町矢護流域ではおいしい米は1万5千円から1万8千円で個人販売されているということでございますけれども、全体的には数量が少ないということで、収益での一元化も大事だと思うと。そのためには、圃場整備による生産・集荷体制が不可欠であると思われるということでした。

また、コメントとして委員より、神子原農産物直販所の特徴の一つに出荷した農家が自分の売り上げを早く知ることができる、作物の生産調整ができるということですが、通常、ポストというシステムを導入されておりますので、これらの情報でやる気がますます盛んになったということでもございました。今後の活用を期待されております。

また、委員より、農業経営では生活できる社会づくり目指さなければ生産に守れない。大津町も企業農業新設を望まないが、誰でも農業に算入できて、安心・安全な農産物を人の手でつくれる農業、若い方が土にまみれたい農業に、全員野球のような職の安全を進めてもらいたいということでした。

なお、農林化1・5産業振興室では、これは職員が2名で担当しておりましたけども、人工衛星による食味測定がなされておりました。高精度の高用衛生クイツクバードを使用し、1ピクセル60センチ四方の高解像度によりまして、細かい圃場解析がなされておりました。測定シーンが一度に64平方キロメートルも撮影がされているということで、1圃場ごとの平均値色分け図が提供され、農地の土壌分析の指標となっており、経費は10アール当たり500円で、農家の生産過程に活用されております。撮影費用は大体37万円程度はかかったということでございます。

10月30日、2日目ですけれども、午前10時から12時まで宝達志水町におきまして、いしかわグリーンパーク（株）を視察研修いたしました。バイオマスの発電施設を訪問しました。植田所長

から説明を受けながら、この施設は日本のバイオマスの子会社で、木くずを燃料とした木質バイオマス発電施設として6月下旬から本格稼働をし、5千所帯分に相当する毎時2千500キロワットの規模は国内最大とのことでした。気体燃料をつくり、ガスエンジンを発電機で電気を起こす仕組みですが、森林を地域ごとに間伐し、森林を持つ地耐力、活水力と山林の機能を維持向上させている。森林の再生が樹木の新陳代謝につながり、地域に貢献できる事業の意義を強調されておりました。また、発電した電気は所内で電力使用、ほかは全部電力会社に売電しているということでした。この木質チップガス発電所は補助事業ですが、チップの確保から公益上として取り組みが必要と感じられます。約20億円の総事業の中で国の補助金が3億円、町の補助金が1億円ということで施設が設定されておりました。特に注意されましたのは、原油換算したらどうなるかということでございますが、原油換算単価が約5千キロリッターということですが、原油換算で年間に1万1千800トンの二酸化炭素、その削減効果が出ているということでございます。

それから、木質バイオマス資源ですけれども、これは道路の河川とか樹木、それから使用木、廃木、いろいろなものですね、チップの中に計上されておりますので、年間約2万2千トンを使用しているということでございます。この原料につきましては、ほとんど隣接の県からも投入されているということございました。

これにつきまして、委員よりコメントいただいたわけですが、環境に負担がかからない、人間社会での発電を見て視野が広がりましたと。一般質問で思いを述べてきましたが、視野が広がりました。生ごみは宝になり、また水も利用できる。町もこういう部門に金を使って金の成る木になりたいものですということでした。

それからある委員から、本事業は地域伐採が行われていることにより産出された木材資源を熱エネルギーとして有効活用することから温室効果ガス、CO₂の排出を抑制し、地球温暖化防止に貢献できることから、地域の資源を使わせていただくことで森林を守り、美しい水をつくり、災害にも強い地域の環境づくりに一助となると思いますということでした。

ある委員から、大津町にもぜひ出社していただかんだろうかという要望も出されました。

10月30日午後2時から4時30分まで白山市役所の企画財政部白山山ろく整備推進室の山下主幹に同行いただきまして、まちづくり交付金事業の白峰地区の取り組みについて現地視察をいたしまして、まちづくりの経過と現況を聞きました。白峰地区は、霊峰白山の玄関口であります。岐阜県の隣接地でもありますし、飛騨高山とともに江戸時代の天領地であったということで、標高約500メートルの山岳地帯に位置しております。本地区は、4メートル近くの積雪となり、国内有数の豪雪の地帯でもあります。昭和49年に手取川ダム建設によって桑島集落235戸がダムの湖底に沈んでしまい、以来地区の過疎化が進んでいるということでした。近年、白山白峰温泉スキー場や温泉施設に加えて、白山恐竜パーク白峰があり、自然と人との防災との関わりを学ぶ白山まるごと体験村が整備され、四季を通じてイベントが行われております。地区の人口は132人で、所帯数が387戸、集落については高齢化が進み32.1%の65歳以上の比率になるということございました。こういう現状を踏まえまして、文化的な遺産、街なみをどう残していくのかと。景観保全型の整備方針を進

められています。このような観点から、伝統環境保全助成事業が創設されまして、平成17年度に街なみづくり運動を基幹事業として位置づけられ、白峰型住宅建築助成として83件、助成総額は4千374万円が助成されておりました。また、この地区には伝統的な建築群が数多く残されており、これを後世に残すため伝統的な建築保存地区の指定を受け整備を進め、事業期間は平成19年度から21年度まで3年間で、総事業費10億円で温泉施設や特産品供給施設など、多目的事業も展開されております。交付金は2億8千万円で、残りは過疎債にて充当しておられました。特にアピールポイントとしましては、白峰地区全体を温泉と伝統的街なみを活かした村の駅と位置づけられ、住民参加を基調として、山村集落における賑わいの再生を演出されておられました。

委員よりのコメントですけれども、地域ブランドの拠点施設整備で、230平方メートルの建物が平成21年完成し、そこでは特産品販売を行うこと、大津町では販売できないとのことでしたが、これらの施設で販売できることが判明したので、本町においても一考を要すると思いますということでした。

ある委員より、地域住民参加型のソフト事業の積極的な実施等にいろいろと計画されていたが、見事なまちづくりと思われた。

ある委員より、人間社会は40年から50年で時に流れが大きく変わる。新しいものがよいが古いものは人々の心を癒してくれる。本町も町内に残っている取り壊されるような古い家があれば、町営の住宅とした街なみでも考えていったらどうかということでした。

最後でしたけれども、金沢市ではですね、駅前を中心に行政視察をいたしました。メイン通りには地下ケーブル等が埋設されまして、景観を重視されております。古代と近代とがですね、融合したバランスの取れたまちづくりがなされて、人口は46万人ですが、素晴らしい生活環境にあり、市民もいきいきとした活力ある街なみが形成されていると思えました。本町においても、まちづくり交付金事業の中で、やはり駅を中心として開発が急務と思われました。今回の行政調査の研修を十分に参考にして、地域の活性化に努めてまいりたいと思います。

以上、経済建設常任委員会の行政調査及び研修報告とさせていただきます。終わります。

○議長（宇野光廣君） これで、経済建設常任委員会の行政調査報告を終わります。

日程第5 議案第56号から日程第9 議案第60号まで一括上程・提案理由の説明

○議長（宇野光廣君） 日程第5、議案第56号、大津町農村レクリエーション関連施設の指定管理者の指定についてから、日程第9、議案第60号、平成20年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）についてまでの5件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 皆様、おはようございます。今回の定例議会に提案いたしました案件の提案理由を申し上げます前に、一言ご挨拶申し上げます。今回の町長選挙におきまして、議会をはじめ住民の皆様方の支援を受け再選させていただき、引き続き町長の重責を担うことになり、非常に身の

引き締まる思いでございます。この場をお借りしまして、厚くお礼を申し上げます。今、厳しい経済状況の中に大津町がありますのも、企業の頑張り、そしてまた議会をはじめ地域住民の方々のご協力のおかげであります。しかし、これからの厳しい経済の中での町政運営に対しましては、議会の皆様方、地域住民の方々と、ともに汗をかき、知恵を出し合いながら心かよい合う元気なまちづくりのために、大津町のさらなる発展のために全力で取り組んでまいる所存でございます。

なお、所信につきましては、3月の定例会において述べさせていただきます。

それでは、今回の定例会に提案いたしました案件の提案理由を申し上げます。

議案第56号、大津町農村レクリエーション関連施設の指定管理者の指定について、議案第57号、大津町学童保育施設の指定管理者の指定についてでございますが、指定の期間が平成21年3月31日をもって満了となりますので、施設の管理運営を効果的かつ効率的に行わせるために、あらたに指定管理者選定委員会の指定管理者候補者の選定報告を受けて指定管理者を指定するものでございまして、指定につきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第58号、平成20年度大津町一般会計補正予算（第4号）についてですが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6千755万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ123億3千486万8千円とし、第2表で地方債を変更補正するものです。

歳入では、地方特例交付金377万2千円、国庫支出金917万2千円、財産収入663万3千円、繰入金6千169万5千円、諸収入28万9千円、町債360万円をそれぞれ増額し、県支出金1千760万3千円を減額するものです。

歳出では、議会費1万1千円、総務費889万5千円、民生費2千269万8千円、衛生費54万1千円、商工費15万4千円、土木費3千986万円、消防費37万6千円、教育費432万円、予備費860万3千円をそれぞれ増額し、農林水産業費1千790万円を減額するものです。

議案第59号、平成20年度大津町公共下水道、特別会計補正予算（第3号）についてですが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ同額とし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億7千356万7千円とするものです。

議案第60号、平成20年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）についてですが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ同額とし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億2千345万6千円とし、第2表で継続費を変更補正するものです。

議案第58号から議案第60号までの3議案につきましては、補正予算ですので、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

以上、提案理由のご説明を申し上げましたが、ご審議のうえ、ご議決を賜りますようお願いいたします。

なお、所管部長をして詳細説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議 長（宇野光廣君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） おはようございます。議案第56号、大津町農村レクリエーション関連施設

の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

議案集の1ページをお願いします。本議案は、大津町農村レクリエーション関連施設の管理及び運営を効率的かつ効果的に行わせるために指定管理者の指定をするものでございます。本施設は、平成18年9月1日から平成21年3月31日までの指定区間の終了に伴う2回目の指定管理者の指定でございます。

議案説明資料綴りの1ページをお願いします。

対象施設は、1、大津町総合交流ターミナル、2、大津町農畜産物処理加工施設、3、大津町市民のフレッシュ農園、4、ふれあい公園の4施設でございます。今回は、非公募ではなく全国を対象に地方自治法第244条の2、第3項、大津町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例等に基づき公募をいたしました。

2、目的、大津町農村レクリエーション関連4施設の設置目的をより効率的、効果的に達成するために、民間のノウハウを活かし、民間活力をもって施設の活性化を図るため一体的に管理運営する指定管理者として、非公募ではなく全国を対象に地方自治法第244条の2、第3項及び各施設条例並びに大津町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例に基づき公募したものです。

3の現在の指定管理者及び期間については、記載のとおりです。

4、1の指定期間は、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの3年間です。この3年間は、大津町公の施設の指定管理者制度に係る運用指針で定めます。指定期間の主に施設の維持管理業務が主たる業務の施設ということで、3年間としております。

2の利用料金についてですが、今回も利用金採用しまして施設の使用料等の収入につきましては、地方自治法第244条の2第8項及び各施設の条例に基づき、指定管理者の収入としております。

3の指定管理料は、3年間合わせまして440万円でございます。

4、5の募集につきましては、本年9月5日から10月6日までで、全国対象にホームページ、役場掲示板、熊日新聞への掲載で周知をしました。

7の申請者は、株式会社南阿蘇観光高森温泉館と株式会社三勢の2社でした。

5、指定管理者候補者の選定で、2の指定管理者選定委員会ですが、大津町公の施設に係る指定管理者選定委員会条例の規定に基づき、外部有識者を含む7名の指定管理者選定委員会が10月16日と10月24日に開催され、指定管理者の候補者に株式会社南阿蘇観光高森温泉館を選定されております。

3ページをお願いします。会議内容等は記載のとおりでございます。

以上によりまして、管理を行わせる公の施設は、1、大津町総合交流ターミナル、2、大津町農畜産物処理加工施設、3、ふれあい公園、4、大津町市民リフレッシュ農園。

2、指定管理者となる団体の所在地及び名称です。熊本県阿蘇郡高森町大字上色見2803番地、株式会社南阿蘇観光高森温泉館、代表取締役社長、永野哲幸。

3、指定の期間は、平成21年4月1日から平成24年3月31日まででございます。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（宇野光廣君） 教育部長兼子育て支援課長大塚武年勲君。

○教育部長兼子育て支援課長（大塚武年君） おはようございます。議案第57号、大津町学童保育施設の指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

議案集3ページをお願いします。大津町学童保育施設の管理及び運営を効果的かつ効率的に行わせるために指定管理者を指定するものでございます。

説明資料によりご説明を申し上げます。4ページをお願いいたします。1の対処施設は、大津小学校校区学童保育施設、室小学校校区学童保育施設の2施設です。

2の目的でございます。学童保育施設は、町内の小学校に在学中の児童で、保護者の労働または疾病等の理由により適切な看護を受けられない者に対し、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与え、児童の健全な育成を図ることを目的として開所するもので、これまでの実績と運営管理を考慮し非公募としたものです。

3の現在の指定管理者及び期間でございますが、1の指定管理者が熊本県菊池郡大津町大字大津1191の1、特定非営利活動法人、NPO子どもサポート・みんなのおうち理事長、江口竜一。

2の指定期間ですが、平成18年9月1日から平成21年3月31日まででございます。

4の平成21年度以降、指定管理者の指定更新スケジュールでございますが、指定の期間が平成21年4月1日から平成26年3月31日まで5年間といたしております。この5年間といたしましたのは、大津町公の施設の指定管理制度に係る運用指針の指定期間、原則5年以内の基準で、業務内容に一定の専門性が認められ、人材育成確保に日常を要する施設であることを考慮して期間を5年間と設定したものです。

次に、利用料金ですが、地方自治法第244条の2、第8項の規定並びに大津町学童保育施設条例第16条の規定に基づく利用料金を採用しまして、指定管理者の収入として支出するものとしております。

3の指定管理料、委託料ですが、平成21年度1千442万4千円、平成25年度まで5年間同額で指定管理料を指定をしております。

5ページをお願いします。4の募集期間ですが、平成20年の10月6日から平成20年の10月10日まで。募集方法は、非公募です。

6の非公募の理由ですが、非公募の理由としまして、保護者を中心に設立された法人で、現在までの経験と実績があり、児童や保護者の立場に立った運営や地域密着の運営がなされ、保護者の信頼も厚く充実した運営に当たられている。2番目としまして、指定管理対象と補助金運営対象の学童保育がそれぞれ同じ小学校敷地で行われており、運営者が異なった場合、同じ学童保育の児童が二分化され困惑が生じる。3で、児童の健全な育成には児童保護者の信頼と地域に根ざした運営が不可欠であり、地域の人材活用や人材育成により、保護者及び学校との有効関係が築かれ連携が図られているということでございます。

次に、申請者でございますが、熊本県菊池郡大津町大字大津1191の1、特定非営利活動法人、NPO子どもサポート・みんなのおうち理事長、江口竜一。

5の指定管理者候補選定の経過でございます。指定管理者候補者の選定、指定管理者の指定は、行政処分的一种とされており、法律上の契約ではありません。今回非公募で行い、事業計画の提出、書類及びプレゼンテーションの審査、申請者の基本理念、経営及び資産状況、事業計画の提案内容、管理運営方針、これまでの実績など総合的に評価したものです。

2の指定管理者選定委員会の設置でございます。大津町の公の施設に係る指定管理者選定委員会条例の規定に基づき設置された大津町指定管理者選定委員会により候補者の選定を行い、選定結果について町長に報告、委員会は外部有識者2名を含む7名で組織されました。第1回会議が平成20年の10月16日、指定申請団体からのプレゼンテーション及び質疑応答でございます。

6ページをお願いします。審査が平成20年10月17日から21日まで、審査基準に基づき各審査委員により審査をされております。第2回会議が平成20年の10月24日、採点及び総合評価に基づき指定管理候補者の決定がなされました。その審査結果ですが、特定非営利活動法人NPOこどもサポート・みんなのおうち、総得点が513.5で平均点が73.4点でございます。

候補者決定でございますが、大津町公の施設の指定管理者制度に係る運用資金に基づき、指定管理候補の候補者を非公募としましたので、採点結果及びこれまでの実績などを総合的に評価し、大津小学校校区学童保育施設及び室小学校校区学童保育室の候補者を特定非営利活動法人NPOこどもサポート・みんなのおうちということにされました。選定結果報告及び通知についてでございますが、平成20年の10月28日、この採点結果に基づく学童保育施設候補者熊本県菊池郡大津町大字大津1191-1、特定非営利活動法人NPOこどもサポート・みんなのうち理事長、江口竜一ということで町長に報告をなされております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（宇野光廣君） 企画部長徳永保則君。

○企画部長（徳永保則君） おはようございます。議案集は5ページになりますけれども、議案第58号、平成20年度大津町一般会計補正予算（第4号）について、別冊の補正予算書についてご説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開き願いたいと思います。あわせて、別紙補正予算の概要が配られておりますので、参照願いたいと思います。

まず、第1条で、既定の予算の総額に6千755万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を123億3千486万8千円とするもので、前年同期比の14.7%の増となっております。

第2条で、地方債の変更を第2表地方債補正のとおりといたしております。今回の補正の主な内容としましては、歳入では地方特例交付金377万2千円の増額、地方特例交付金が40万1千円の増、町民税の減収補てん分が103万1千円の増、特別交付金が82万8千円の増、額の確定や地方税と減収補てん臨時交付金、これが151万2千円の増という形で、これは道路特定財源の暫定税率の期間中における減収補てん分でございます。国庫支出金としまして917万2千円の増額でございます。内訳等は、また後で申し上げたいと思います。県支出金につきましては、1千760万3千円の減額となっております。この中で減額としまして大きいのは、県補助金の1千957万1千円でございます。

す。その内訳の中で、農林水産業費の県補助金が大幅な減額となっております。財産収入につきましては663万3千円の増額で、各基金等の利子、それと不動産売買の売払収入、これにつきましては町有林の立木売払となっております。繰入基金につきましては6千169万5千円の増額ですが、今回の公共施設整備基金繰入金3千169万5千円と財調からの3千万円補正財源を計上させていただいております。

歳出におきましては総務費で889万5千円の増額補正となって、庁舎修繕料等の増額となっております。民生費関係では2千269万8千円の増額で、一人親家庭等の医療費助成と、それに児童措置費とまちづくり交付金事業関係となっております。農林水産業費では1千790万円の減額でございますけれども、農業委員会費等で120万円の増、村づくり交付金事業工事関係で2千532万7千円の増、用地費関係で1千931万6千円の減額、それから大菊土地改良区への玉岡井手地区土地改良補助金が3千3万円の減額となっております。土木費関係では3千986万円の増額となっております。これまちづくり交付金事業が2千199万5千円あっております、教育費関係では432万円の増額で、近年の燃料高騰による電気料金等の改定等に伴うものと、光熱水費の増額でございます。

7ページをお願いいたします。第2表の地方債補正は、まちづくり交付金事業でアルコール工場跡地の子育て世代活動支援センターの測量設計業務委託360万円を追加補正増額を計上しております。起債の方法等については、表に記載してありますとおりでございます。

歳出から説明をさせていただきます。18ページをお願いいたします。主なものだけを説明させていただきます。18ページでございます。

款2、項1総務管理費の主なものにつきましては、目1の一般管理費の増額は、自衛会募集関連の費用でございます。

目5財産管理費につきましては、庁舎ベランダの修繕料及び委託料等の事業確定によるものでございます。

19ページをお願いいたします。目9防犯対策費では、防犯灯・街灯の新設に伴う電気料の増加及び電気料値上げに伴う増額と修繕料でございます。

目13財政調整等基金費につきましては、各基金からの利子積立金等でございます。

目15まちづくり交付金事業費は、アルコール工場跡地の利活用で、子育て世代活動支援センター以外の建物等の解体工事費用でございます。約5千500平米を予定いたしております。

20ページをお願いいたします。款2、項2、目1税務総務費につきましては、税源移譲の所得変動に伴う還付事務や徴税等の徴収事務強化のための職員の時間外勤務手当でございます。

款2、項4、目5農業委員会委員一般選挙費につきましては、確定によるものの減額でございます。

21から22ページをお願いいたします。款3、項1、目1社会福祉総務費の144万8千円の増額につきましては、医療費助成の実績及び見込みにより増額をしております。

22ページでございます。目2の障害者福祉費につきましては、節19でございますけれども、これは新規事業で山鹿市のケアホームに入所者1名分に対します施設に対する全額補助金でございます。

節20日常生活用具給付事業につきましては、排便機能用具等の実績見込みにより増額補正をして

おります。

23ページをお願いいたします。款3、項2、目1児童福祉総務費の節19放課後児童健全育成事業費補助金は、補助基準額の改正に伴う増額です。4クラブ対象でございます。

節23は、平成19年度のそれぞれの事業の精算に伴う過交付分の返還金でございます。

目2児童措置費は、児童手当の支給対象者の給付見込みにより増額補正をしております。

一番下の目7まちづくり交付金事業費800万円の増額は、子育て世代活動支援センターに関する改築設計600万円と、及び敷地測量の業務委託200万円でございます。

25ページをお願いいたしたいと思っております。款4、項1、目3環境衛生費の節19は、家庭用雨水浸透枡の設置件数の増加分35基分を計上させていただいております。

款6、項1、目1農業委員会につきましては、新規事業で耕作放棄地解消緊急対策事業として本年度取り組まれるもので、全額補助金ということで3年以上の耕作契約を基準として、1反当たり3万円助成されるもので、40ヘクタール分を予定しております。

目8農地費の2千579万4千円の減額につきましては、節11から次の26ページ、節17までは、村づくり交付金事業で今年度の残事業費改定調書の結果によるそれぞれの増減でございます。

節19補助金の1、土地改良事業補助金につきましては、上井手護岸の整備分で、日吉神社付近の下になります。

6大菊土地改良区へ玉岡井手地区土地改良事業補助金3千003万円の減額につきましては、補助金交付の改正により、町を経由しないで直接土地改良区に受入が可能となったために減額したものでございます。

27ページをお願いいたします。款6、項2、目2林業振興費、節13委託料につきましては、瀬田裏10ヘクタールの間伐に要するものでございます。

節15は、瀬田裏付近の作業道の舗装工事費で、節19は私有林に6ヘクタールの間伐補助金でございます。

目3林道新設改良費につきましては、事業費確定による減額及び林道古城線等の乗り入れ口のコンクリート蓋100万円の原材料費を計上いたしております。

28ページをお願いいたします。款7、項1、目1観光費につきましては、節11消耗品費、修繕料はキャンプ場に関するもので、印刷製本費及び節15工事請負費は、岩戸溪谷周辺整備事業に関するものでございます。これにつきましては、水力発電交付金450万円で対応いたしております。

節19の500万円の減額は、事業確定に伴うものでございます。

29ページをお願いいたします。款8、項2、目3道路新設改良費につきましては、町道内牧線等関係の事業に関するものでございます。

30ページをお願いいたします。款8、項3、目3公園緑費につきましては、昭和園の様式トイレ改修を5カ所予定してつつじ祭りに間に合わせたいと思っております。

目6まちづくり交付金事業費につきましては、駅前楽善線の家屋の建物鑑定費用に組み替えるものでございます。

節15 工事請負費につきましては、本田技研325号線の用地買収で、相続登記等が遅れたため工事費を減額するものでございます。

節17の用地費につきましては、後迫前田線分でございます。

節22 補償費につきましては、本田技研南通線のガス管移設に伴う補償費でございます。

31ページをお願いいたします。款8、項4、目2住宅維持費の1千万円の増額につきましては、町営住宅の修繕料及び先だつてのあけぼの団地火災による補修工事関係の費用でございます。

32ページをお願いいたします。教育費関連でございますけれども、款10、項1、目2事務局費で、小中学校通学区域等検討委員会関係費用の増加分と、教育論文表彰関連を計上させていただいております。

33ページをお願いいたします。款10、項2小学校費及び、次のページ34ページの中学校費関係は、スクールバスの燃料費の増、それに暖房灯油代の増、電気及び水道料に伴うものと修繕料をそれぞれ計上させていただいております。

35ページの款13予備費で、今回補正の財源調整をさせていただいております。

続きまして、歳入の方を説明いたします。11ページをお願いいたします。款9、項1、目1地方特例交付金は、児童手当の拡充に伴う地方負担分40万1千円と町民税の減収補てん分103万1千円の増額分を計上させていただいております。

款9、項2、目1特別交付金は、額の確定です。

款9、項3、目1地方税等減収補てん臨時交付金につきましては、道路特定財源の暫定税率期間中、4月分の減収を補てんするものでございます。

12ページをお願いいたします。款14、項1、目1民生費国庫負担金につきましては、児童手当の実績見込みに伴う増額分でございます。

款14、項2民生費国庫補助金の節2障害者福祉補助金は、日常生活用具給付事業の事業費の2分の1でございます。

節3社会福祉補助金につきましては、地域福祉計画の事業の補助金の増額分でございます。

目3土木費国庫補助金につきましては、子育て世代活動支援センター測量設計業務委託に係るまちづくり交付金分でございます。

13ページをお願いいたします。款15、項1、目1民生費県負担金は、児童手当増に係る県負担分でございます。

款15、項2、目1総務費の県補助金は、電源立地地域対策交付金で、観光費の岩戸溪谷周辺整備事業に充当いたします。

目2民生費県補助金の節1につきましては、医療費等の実績見込みに増加分及び節3につきましては放課後児童健全育成事業補助基準の変更による増額でございます。

14ページをお願いいたします。節6地域生活事業につきましては、4分の1及びケアホームの重度障害者支援体制強化補助金でございます。

款15、項2、目4農林水産業費県補助金の節1農業委員会補助金は、交付金の確定によるものと

先ほど申し上げました耕作放棄地の補助金40ヘクタール分の補助金です。

節3農地費補助金につきましては、交付金の確定によるものと土地改良区事業の補助金受入の変更に伴う減額でございます。

節5林業費補助金につきましては、瀬田裏町有林間伐10ヘクタール分と私有林間伐6ヘクタール分の補助金でございます。

目6教育費の県補助金の減額は、実績に伴うものでございます。

15ページをお願いいたします。款16、項1、目2につきましては、各基金からの利子分でございます。

款16、項2、目1、節1は、水路及び里道の売払収入及び節2につきましては、瀬田裏の町有林の売払収入見込みでございます。

16ページをお願いします。款18、項2、目2大津町公共施設整備基金繰入金につきましては、まちづくり交付金事業に関するもので、アルコール工場跡地既存建物解体分の工事が850万円、後迫前田線分が2千199万5千円、子育て世代活動センターの設計費用120万円の合計3千169万5千円となっております。

目4財政調整期繰入金につきましては、今回の補正財源として繰り入れるものでございます。補正後の財調の基金残高といたしましては、18億7千552万7千円となります。

款20の雑入につきましては、それぞれの事業等に伴うものでございます。

17ページをお願いいたします。17ページの土木債の節2につきましては、子育て世代活動支援センターの測量設計業務委託に係ります町交事業の町債増額分でございます。

人件費等につきましては、給与明細書で説明いたします。36ページをお願いいたします。最後の方のページになります。給与明細書の1、特別職の表では、今回の補正に伴う農業委員会選挙に伴う立会人、それから消防団員の入れ替え、教育費の小中学校通学区域等検討委員会に係るもので、報酬が全体で33万4千円の減額となっております。

37ページにつきまして、一般職の表でございますけれども、職員の扶養届などの医療申請に基づくものと時間外勤務手当の総括でございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（宇野光廣君） 土木部長併任工業用水道課長中山誠也君。

○土木部長併任工業用水道課長（中山誠也君） おはようございます。

議案第59号、平成20年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、事業費内の予算の組み替えを行うものです。別冊の予算書をお願いしたいと思います。予算書の1ページをお願いします。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ同額として、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ記載のとおりとするものです。

補正予算に関する説明書により詳細を説明いたします。

歳入の補正はありません。

歳出につきましては、7ページをお願いいたします。款1、項1、目1総務管理費については、節19の増額は水洗化改造工事の件数が増額したことによるものです。

同じく目3維持管理費につきましては、節11の増額は、国道325号に設置してある圧送管の空気が故障したため修理するものです。

款3、項1、目1予備費で財源調整をしております。

続きまして、議案第60号、平成20年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。今回の補正は、杉水地区の処理場建設工事の発注に伴い、事業費内の予算を組み替えるものです。

別冊と予算書をお願いします。予算書の1ページをお願いいたします。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ同額とし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ記載のとおりとするものです。

第2条の規定の継続費の変更につきましては、4ページをお願いしたいと思います。第2表、継続費の補正です。11月の入札によりまして、杉水地区汚水処理場建設事業の事業費に変更が生じたので、総額及び年割額を表に記載するように補正するものです。補正予算に関する説明書による詳細を説明いたします。

まず歳入の補正はありません。歳出につきましては、8ページをお願いいたします。款1、項1、目2農業集落排水事業費につきましては、測量設計管理委託料に執行残額が生じたこと及び上水道管の移設が予定より少なかったことにより、節13と節22を減額し、早期に管路を整備するために節15工事請負費を増額するものです。

款3、項1、目1予備費で、財源調整を行っております。なお、9ページにつきましては、杉水地区汚水処理場の当該年度以降の支出予定額及び財源内訳になります。

以上、よろしく申し上げます。

○議 長（宇野光廣君） しばらく休憩します。11時30分から再開します。

午前11時16分 休憩

△

午前11時28分 再開

○議 長（宇野光廣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10 議案質疑

○議 長（宇野光廣君） 日程第10、議案質疑を行います。

まず、議案第56号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（宇野光廣君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第57号を議題とします。質疑ありませんか。永田和彦君。

○11番（永田和彦君） 議案第57号について質疑いたします。

ただいま説明を受けたわけですが、少々引っかかる点がありましたので、それはですね、この説明資料の中では4ページに書いてあります指定の期間と指定管理料という部分であります、5年間と、これは指針で決められていると、これは内規的なものであって条例ではない、施行規則でもないという形ですが、この5年間というのの一つは引っかかります。実際最初に開会時に町長が挨拶を述べられて非常に厳しい経済状況であるという認識を述べられました。麻生首相になられて、麻生さんも、首相自体、全治3年の経済状況であるとか、いや5年であるとか、国でも言われておりますが、この5年間という期間はですね、この経済状況において果たして妥当なのかということが思われます。そして、この指定管理料ですが、私はこの学童保育自体の業務自体、減るじゃなくて増える恐れがありはしないかというちょっと危惧がありますので、その増減によってですね、5年間の増減というのは、かなりの変動があると見込まれるのではないかと思います。そのときにも増えた場合ですね、そのときにはかなりの経費が膨らんでしまうということが考えられます。減った場合は、逆に経費が少なく済み、この1千442万4千円という額の余る部分が出てくるかもしれません。しかし逆に増えた場合はですね、足りなくなる。足りなくなったということは、サービスの低下につながると、そういった本来の趣旨であるこの学童保育の諸々のサービスといいますか、そういったものがカットされるのではないかなということが考えられるのではないかと思います。この5年間の妥当性というのと、そのまま毎年同じ額でいっていますので、物価の変動等も5年も経てばですね、かなり変わってきますし、経費が変わるということです。この5年の妥当性について、ただ単に指針というものを当てはめただけなのか、現在この経済状況を全然加味していないのか、そういった点を再度質疑いたします。

○議長（宇野光廣君） 総務部長首藤誠治君。

○総務部長（首藤誠治君） 永田議員の質疑にお答えします。

まず、私の方から運用指針に基づくものというところの部分をお答えさせていただきます。先ほどお話ししました運用指針につきましては、大津町が地方自治法第244条の2及び大津町公の施設の指定管理の指定に関する条例の規定に基づいて公の施設の管理について指定管理を指定する場合の標準的な事務処理について定めるものとするということで運用指針を定めております。お尋ねの指定管理期間につきましては、この指針の中で指定の期間ですけれども、競争性やサービス性の継続を確保しつつ、指定管理者のリスクの軽減及び長期間の指定による弊害、排除などを考慮して、原則5年以内とするということで定めております。それにつきまして、概ね次のとおりに管理業務の内容を考慮して期間を設定するものとするということで、まず1番目に、主に施設の維持管理業務が主たる業務の施設につきましては3年以内、それから次に、先ほど教育部長の方から話がありました業務内容に一定の専門性が認められ、人材の育成確保に日時を要する施設等については5年以内ということで、原則5年以内ですけれども、3年と5年の区分けということにつきましては、この指針の中で定めております。

○議長（宇野光廣君） 教育部長大塚武年君。

○教育部長（大塚武年君） 永田議員の質疑にお答えいたします。

指定管理料の5年間分同額で非常に経済状況もということで上がったりが下がりがあるんじゃないかというご質問でございますけども、現在70名以上の国の基準額を今お願いをしております。今回から国の指導もありまして70名までという指針が出ましたので、一応70名の定員と。それ以上については受け入れないということです。受け入れない分についてはどうするかといいますと、今、先ほど申し上げましたように、このNPO法人、補助金で運営されているクラブがそれぞれ一つずつそれぞれの小学校ございますので、そちらの方で受け入れをしていただくということでお願いをしております。国の基準とそれから共済費あたりも当然職員の共済費も上がってくる可能性もありますので、それは今までの共済費のパーセンテージ、上がる率をですね、計算しまして、今回指定管理料を1千442万4千円、5年間ということで上げております。ですから、指定管理料の増減というのは、これからは考えられないんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（宇野光廣君） 永田和彦君。

○11番（永田和彦君） 再度質疑いたします。

ただいまの説明でですね、70名までということですね。この逆の立場で考えたらどうでしょう。この70名がいないですから、逆に半分の35名ぐらいになってしまったといったときでも1千442万4千円払うわけでしょう。ということは、やはりその人数に応じてこういった管理料あたりは計算するのが一番妥当ではないかなと。実際、職員の旅費あたりの実費支給とか、実費計算とか、そういった形に変わってきているじゃないですか。ですから、何名であったから、例えば70名であったから指定管理料がこれだけかかりますよと。50名ならばこれだけですと。そういった形に詳細にこの管理料あたりは分けるなり、別の枠を設けるなり、そういった人数を換算して計算するなり、そういった形を取った方が好ましいのではないのでしょうか。そしてまた5年間というその長きに渡るわけですから、こういったものは3年間あたりに例えば縮めるとか、見直しをするとか、そういった方法はですね、検討されなかったのか。実際、これは競争がなくて、このみんなのおうちさま1件に絞ったわけですから、実際実績があらわれるところというのはわかります。しかし、この経費の部分は、町民が払った税金でありますので、慎重に定めなければならないと思いますので、そういった人の数に応じた、そのときに応じた、そういったものに変更すべきではないか、そういった意見はないのか、再度質疑いたします。

○議長（宇野光廣君） 教育部長大塚武年君。

○教育部長（大塚武年君） 再質疑にお答えします。

おっしゃるとおり、人数の国の基準はございます。20名以下のクラブ、それから35名以下のクラブ、70名以下のクラブ、70名以上のクラブということで、その基準はございますので、今おっしゃいましたようにこの指定管理の人数、70名と今申し上げましたが、もう一つ、室小と大津小にそれぞれ補助金で放課後保育をしていただいております、同じ法人にですね。ですから、補助金については毎年精算をして、翌年の計算で補助金を出すということになっておりますので、もし指定管理の方で70名足りないということは今の利用状況から見たら大体指定管理で今、大津小の方が現在79と、それから室小が72名です。それから補助金の方で大津小が54名、室小が50名ですので、

指定管理の方を70名にさせていただいて、補助金の方を少なくするというので、人間が増えた場合については補助金の方に回してもらおうというその指定管理と補助金の方で人数をです、動かしていただくということでお願いをしております。ですから、70名という人数は変わらない、指定管理の中でやっていただくということで考えていただければいいかと思えます。残りの増減につきましては、補助で管理を行っておりますそれぞれの大津小と室小の学童保育の方で調整をしていただくということでお願いをしていきたいと思えます。

○議長（宇野光廣君） ほかに質疑ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（宇野光廣君） 他に質疑なしと認めます。

次に、議案第58号を議題とします。質疑ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（宇野光廣君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第59号及び議案第60号の2件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（宇野光廣君） 質疑なしと認めます。

これで議案質疑を終わります。

日程第11 委員会付託

○議長（宇野光廣君） 日程第11、委員会付託を行います。

会議規則第39条第1項の規定により、議案第56号から議案第60号までを、議案委員会付託表（案）、また会議規則第92条第1項の規定により、陳情第8号及び陳情第9号を請願・陳情委員会付託表（案）のとおり、それぞれ所管の委員会に付託します。

日程第12 選挙第1号 第二回熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（宇野光廣君） ただいまから、第二回熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙のため、総務課長兼ねて地域安全係長桐原則雄君、企画課長兼ねて財政係長木村誠君、並びに総務課行政係長藤本聖二君はお残り願います。

ここで、執行部は退席をお願いします。

〔執行部退席〕

○議長（宇野光廣君） 日程第12、選挙第1号、第二回熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

熊本県後期高齢者医療広域連合（以下、広域連合という）は、本町をはじめ県内全市町村で構成し、平成20年4月から施行されている後期高齢者医療制度の運営主体となる特別地方公共団体です。広

域連合は、平成19年2月1日に設置されました。広域連合議会議員の定数は32人となっています。県内市町村の長及び議員のうちから市長区分8人、町村長区分8人、市議会議員区分8人、町村議会議員区分8人から構成されています。今回、候補者受付の告示を行い、届出を締め切ったところ、町村議会議員区分の8人の定員に対しまして9人の候補者がありましたので、広域連合議会議員の選挙を投票となります。この選挙は、広域連合規約第8条の規定により、県内すべての町村議会の選挙における得票総数により当選人を決定することとなりますので、会議規則第33条第2項の規定に基づく選挙結果の報告のうち当選人の報告及び当選人への告知は行いません。そこでお諮りいたしますが、選挙結果の報告については、会議規則第33条第2項の規定にかかわらず有効投票のうち候補者の得票数までを報告することとし、当選人の報告及び当選人への告知は行わないこととしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇野光廣君） 異議なしと認めます。したがって、選挙結果の報告については、会議規則第33条第2項の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決定しました。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（宇野光廣君） ただいまの出席議員数は16名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に石原大成君と手嶋靖隆君を指名します。

候補者名簿をお配りします。

〔候補者名簿配付〕

○議長（宇野光廣君） 候補者名簿の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇野光廣君） 配付漏れなしと認めます。

投票用紙を配ります。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○議長（宇野光廣君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇野光廣君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱の点検〕

○議長（宇野光廣君） 異状なしと認めます。

それでは、ただいまから投票を行いますので、ご記入願います。

議会事務局から議席番号と氏名を呼び上げますので順番に投票願います。

○事務局長（松岡勇次君）

[点 呼]

1 番 鈴木ムツヨ議員 3 番 新開 則明議員 4 番 長谷部健一郎議員
5 番 月尾純一郎議員 6 番 坂本 典光議員 7 番 藤森昭二郎議員
8 番 大田黒英生議員 9 番 石原 大成議員 10番 手嶋 靖隆議員
11番 永田 和彦議員 12番 松永 幸久議員 13番 安永美智男議員
14番 藤坂 重美議員 15番 荒木 俊彦議員 16番 津田 桂伸議員
18番 宇野 光廣議員

○議 長（宇野光廣君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（宇野光廣君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

石原議員及び手嶋議員は、開票の立ち会いをお願いします。

[開 票]

○議 長（宇野光廣君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 16票

有効投票 16票

有効投票のうち

高田嗣人議員 4票

久保田悦子議員 12票

以上のとおりです。

議場の出入口を開きます。

[議場開鎖]

○議 長（宇野光廣君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

午前11時56分 散会

本 会 議

一 般 質 問

平成20年第5回大津町議会定例会会議録

平成20年第5回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第2日)

平成20年12月15日(月曜日)

出席議員	1 番 鈴 木 ムツヨ	3 番 新 開 則 明	4 番 長谷部 健一郎	
	5 番 月 尾 純一朗	6 番 坂 本 典 光	7 番 藤 森 昭二郎	
	8 番 大田黒 英 生	9 番 石 原 大 成	10 番 手 嶋 靖 隆	
	11 番 永 田 和 彦	12 番 松 永 幸 久	13 番 安 永 美智男	
	14 番 藤 坂 重 美	15 番 荒 木 俊 彦	16 番 津 田 桂 伸	
	18 番 宇 野 光 廣			
欠席議員				
職務のため出席した事務局職員	局 長 松 岡 勇 次 書 記 堀 川 美 紀			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 家 入 勲	総務部総務課長 兼ねて地域安全係長	桐 原 則 雄	
	副 町 長 宇 野 博 明	企画部企画課長 兼ねて財政係長	木 村 誠	
	総 務 部 長 首 藤 誠 治	福祉部健康福祉課長 兼ねて福祉係長	中 尾 精 一	
	企 画 部 長 徳 永 保 則	福 祉 部 長 兼ねて医療課長	西 岡 逸 郎	
	会 計 管 理 者 兼ねて会計課長	西 村 和 正		
	土 木 部 長 土木総括審議員	伊 東 貢	総 務 部 長 総務課行政係長	藤 本 聖 二
	土 木 部 長 併任工業用水道課長	中 山 誠 也	教 育 長	宮 崎 廣 行
	経 済 部 長	西 本 昇 二	教 育 部 長	大 塚 武 年
子 育 て 支 援 課 長	大 塚 武 年	農 業 委 員 会 長 事務局	服 部 次 子	

一 般 質 問

11番 永田和彦君 p38～p49

1. 所信表明について

(1)町長の2期目の施政を問う。

2. 来年度の施策と予算編成の重要性について

(1)総合的な職に関する相談や厚生費などふくらむ可能性あり。

(2)対応できる体制とは。

(3)役場は町民のよろず相談所でなければならない。

3. 教育と景気の関係について

(1)奨学金制度の創設について。

(2)景気悪化による教育への影響に対する認識と対応。

3番 新開則明君 p49～p61

1. 中心市街地の整備と南北道を問う

(1)中心市街地の様々な整備と南北道の機能と産業の発展はどう考慮されているのか伺う。

(2)来町者に大津町だと思えるシンボルは何が考えられるのか伺う。

(3)宿場町としてのイメージはどのように考慮されているのか伺う。

2. インフルエンザ対策を問う

(1)町民のインフルエンザに対する過年度の予防接種への対応と現在の状況はどうなっているのか伺う。

(2)新型インフルエンザに対する対策はどのように考慮されているのか伺う。

(3)飼育されている鳥獣のデータとインフルエンザの予防や注意点はどのように周知されているのか伺う。

3. 町有の森林・原野を問う

(1)森林・原野の管理と活用状況は、どう行われているのか伺う。

(2)森林の一部(2～3町歩)に多種の樹木を植え、樹木の知識を学ぶ樹木観察公園は

考えられないか伺う。

- (3) 瀬田裏原野の今後の対策と植栽可能な範囲に杉・桧以外の銘木種の植栽は考えられないか伺う。

4 番 長谷部 健一郎 君 p 61～ p 68

1. 商工業の支援について

- (1) 昨年アメリカのサブプライムローンに端を発し世界的金融危機となり、我が国も甚大な被害を被っていますが、大津町の企業経営者も資金繰りに困窮している。そこで、緊急対策として、現在実施している利子補給制度の見直しとして設備プラス金融支援の方策として運転資金の上限1千万円の利子補給をしてはどうか。

2. 雇用対策について

- (1) 社会的問題となっているが町の支援対策はどうなっているか。

3. 生きいき商店街事業補助金交付要綱の見直しについて

- (1) 現在商店会のエリア部分の不足業種として商店会が申請しているが、町内全域に拡大してはどうか。

5 番 月 尾 純一郎 君 p 68～ p 78

1. 介護予防と公園の活用を問う

- (1) 介護予防の取り組みについて
(2) 公園に高齢者のための健康遊具の設置について
(3) 公園の今後のあり方について

2. 介護予防とラジオ体操の取り組みを問う

- (1) 介護予防にラジオ体操は有効か。他にも太極拳などあるが。
(2) ラジオ体操日本一の大津町をつくり、健康日本一となる考えはないか。

1 3 番 安 永 美智男 君 p 78～ p 86

1. 家入町政2期目出発にあたって

- (1) 元気な大津町現状にあぐらをかくことなく、さらに、次の一步を踏み出す責務を感じている。これからの四年間、町職員、住民と一緒に知恵を出し、汗をかきたいと

決意を語っています。町民の期待大いなるものがあります。2期目はスピードある町政、実行力あるリーダーシップを問う。

2. 大津小学校分離について

- (1)平成18年度から大津町立小中学校通学区域及び教育施設検討委員会を設置し慎重審議し、JR美咲野団地開発事業主体から一等地の環境のよい広大な土地を無償で提供していただき、ようやく建設場所が決定の運びとなるようです。平成22年度には児童数940名、学級数30クラスを超え、教室の不足が心配される。一日も早くスピーディーな建設に向けて努力してほしい。
開校まで何年かかるかおたずねします。

3. 裁判員制度について

- (1)来年5月から発足する裁判員制度について、大津町からも48名の方に要請がされているとのこと。町としてどのように対応しているか。

15番 荒木俊彦君

p91～p101

1. 暮らしを守るため国保税の引き下げを

- (1)国保会計は黒字であり、町民の生活を支える立場から引き下げるべきではないか。

2. 子育て支援の充実を求める

- (1)中学生まで医療費の無料化の拡大を。
- (2)保育料はまだ高い。特に所得の少ない世帯の値下げを。

3. 景気対策で町ができること

- (1)非正規労働者の時給を最低千円に引き上げることが必要。

4. 学校問題は関係者の意見を聞いて

- (1)美咲野団地内の学校用地、場所の問題。
- (2)大津中の敷地を民間業者の利益のために売り渡すのか。

1番 鈴木ムツヨ君

p102～p113

1. 教育行政を問う

- (1)学校司書（非常勤職員）の勤務時間の延長が必要。

- (2) 学校評議員制度の運用についての指示、指導と学校長への指導対応について
- (3) 学校評議員の学校での役割と成果は。
- (4) 学校裏サイト（ネットいじめ）の現状把握と対策は。
- (5) 不登校生・児の現状と対策は。
- (6) 学校での消耗品費の金額は何の基準で決められ、妥当な金額か。
- (7) 学校での環境教育について。
- (8) 学校の図書館運営協議会と学校運営協議会の設置について。

2. 国民健康保険証のない無保険者について

- (1) 無保険状態の18歳以下の子どもへの対策は。

6 番 坂 本 典 光 君

p 113～ p 119

1. 大津町表彰規則及び現状の改善

- (1) 大津町の地方自治を振興することに顕著な功績があった人を表彰することを目的として規則が定められている。そして実際の表彰の現状を見たとき町民の視点からその改善を提言するものである。

2. 県道改修の件

- (1) 以前、法務局から中町に通じる道路（当時県道）が荒れており、トラックが通るたびに振動が大きい。何とかしてくれとの住民からの要望があった。県道ではあるが、町の建設課に打ち上げ、私も県事務所に出向いて交渉した経験がある。次年度に整備されたが今回も同じような問題である。県道瀬田竜田線の下町交差点から少し東に行った箇所では振動が激しく、以前から打ち上げているが改善されないとの苦情があった。

①現状を認識しているか。

②県道であるので、町として県に対して、どのような手順で調査・改善を要望するのか。

10 番 手 嶋 靖 隆 君

p 119～ p 124

1. 少子化・高齢化への対応について

- (1) 少子化は生産年齢人口の減少により今後の行財政運営に及ぼす影響は必至であり、

自治体として長期的展望に立って対処方策を考えるべきである。また、高齢化社会を迎え、複雑多様化する老人の意識に対応するため何が必要で、何が必要でないか。その活動の何をなすべきか、財源はどれだけかかるのか地方分権を迎え、老人の意識にマッチした実効性のある計画の見直しを行うべきだと思いますが、今後どのような考えで取り組まれるのか伺いたい。

2. 遊休地に運動公園の設置計画があるのか伺いたい

- (1)都市計画マスタープランの中に、景観・緑地・公園・道路などの公共空間の整備が強調されていたが、公園は町民の生活に潤いと安らぎを与え、レクリエーション、イベントを通じての交流の場として子どもたちの遊び場、高齢者のグラウンドゴルフの場として、子どもと大人の集う場、また、防災的避難の場として、地域に重要な施設であることから、社会福祉向上のため運動公園の設置が急務と思われるが、計画があるのか伺いたい。

議 事 日 程 (第 2 号) 平成 20 年 12 月 15 日 (月) 午前 10 時 開議

日程第 1 一般質問

午前 10 時 00 分 開議

○議 長 (宇野光廣君) これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は議席に配付のとおりです。

今回の一般質問者は 9 名ですので、本日が 1 番から 5 番まで、明日の 16 日は 6 番から 9 番の順で行います。

日程第 1 一般質問

○議 長 (宇野光廣君) 日程第 1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

永田和彦君。

○11 番 (永田和彦君) 通告書に従いまして一般質問を行います。

今回は、大きく 3 つに分けて、まずは町長の所信表明につきまして、これは新聞等でインタビューに当選にあたり答えられたことについて気にかかる言葉を述べられておりますので、これについては質問をしたいと思います。実際、今回の町長選におきまして無投票当選ということで、来期も家入町長が町政のリーダーとしてやっついていかれるということで、来年 3 月の議会において所信表明は述べられると思われませんが、新聞報道等でインタビューに答えられております。そのことについて質問いたします。

そしてまた、2 番の大見出しにつきましてはこの厳しい経済状況を見まして、やはり町としても何らかの政策、施策が必要ではないかと思ひ質問します。

それとまた、3 番目教育に及ぼす影響、そういったものがないか。子どもたちの将来をキズを付けてはいけない。しっかりと我々は国づくりのため、まちづくりのために子どもたちをきちんと教育し、育てていかなければならないという思いから質問をいたします。

最初の質問であります、これは熊日新聞の私は切り抜きを持ってきたんですが、その中で、町長の笑顔の写真、満面なる笑顔で写っておられますが、何点か申せられております。現状にあぐらをかきことなく、次の一步を踏み出したい。初心忘れるべからずというところで、次期も頑張っていくという気持ちの表れかなと思ったりもしました。私がこの「首長誕生、住民主体で元気を」というものを読みまして気がかりな点、これでいいのかなと思った点、これについては、この中で 4 段落ありまして一番最後の 4 段目にですね、厳しいときこそチャンスと。今やるべき事業は、基金を使っても実施しなければ新たな夜明けは来ない。町民に情報公開しながら、健全財政に努めるということを申されております。やはり、この中で引っかかるのは、厳しいときこそチャンス、この意味が私はわかり

ません。何らかの商売をなさっている方、そういった方々がこういった時代においても儲けるすべはあるんだよとか言って、今こそチャンスだと。今日、最近の新聞の中では、報道の中では、MKタクシーの増員という形で元気な人たちもおられます。そういった方々は、今こそチャンスだと言われます。しかしながら、自治体の主張が厳しいとき、みんなが厳しいということは、うちはチャンスだよと。人は不幸と言うかもしれないけども、大津町はチャンスが生まれているというふうにも取られかねないと思います。やはりこういったことは、非常に首長の口から、町長の口から言う言葉ではないのではないかなど。内容によりますけれども、ここのところをきちんと説明していただきたいということです。

それと、今やるべき事業は、基金を使っても実施しなければということですが、家庭経済を考えますれば、苦しいときには貯金をそんなに使うものではありません。家庭で貯めた貯金というものは、そういうときは少しずつ計画的に使っていかねければ、ずっと不況が続けば底をつくのであります。実際、2問目に申しますけれども、経済状況の厳しい折り、来年度は法人町民税あたりはかなりの落ち込みが見込まれると思います。そういうときに基金を使いますよとおっしゃっているわけです。ということは、入るすべがないのに、貯めた貯金はこういうときこそ使うということを示されたのではないかなということ。計画的に事業は進められておりますので、基金を使ってでもやらなくてはならない事業は果たしてあったのかなと思います。これが緊急的な経済対策であり、そういった協力へ、また社会保障の補てんなど、そういったものに使うというのであるならば了解は得られるかもしれませんが。ここの点についてですね、チャンスということ、それとこの基金について質問をしたいと思います。

○議 長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 皆さん、おはようございます。このたびの町長選におきましては、議会をはじめ住民の皆さんのご支援を賜りまして2期目をスタートさせていただくこととなりますが、改めて感謝を申し上げたいと思います。そのために、責任の重さを十分身の引き締まる思いでおりますので、今後とも皆さんのご協力・ご支援をお願いしたいと思います。

まずは、永田議員の一般質問の「今がチャンス」ということと、基金の使用についてのご質問でございます。今がチャンスというのは、今まで私、地方分権というような形で進められておる中で、住民の皆さんのための住民による行政を行っていきたいというような思いをしております、これまでにそれぞれ、例えば森地域の福祉計画活動、あるいはそういう楽善とか、多々良とか、そういうところが今、5カ所の地域で行われております。このような形で住民によるところの本来の村おこし、あるいは地域おこしをお願いしたいというようなことでございますので、大津町の状況、あるいはその行政の状況をしっかりと住民の皆さんに情報を提供しながら、そしてその中で住民の皆さんの立ち上がりを期待したいというようなことで事業関係等を推進していきたいというような思いでもあります。そのためには、我々地域職員を配置しながら、区長さんをはじめとする地域の皆さんの声をしっかりと大事にしながら政策的に生かしていくために、今一度そのようなシステムをやってきておりますけれども、まだまだそれが浸透していないとか、行き届いていないところが多々ありますので、この

点、こういう時期だからこそ、それなりの事情報告をしっかりと住民の皆さんにして、その中で住民の皆さんの立ち上がりを期待したいというふうに持っております。もちろん、そういう意味におきましても、吹田、瀬田、大林関連につきましては、瀬田人会というような会の中で地域おこしを一生懸命やられておられる。また瀬田の神社関連等についても、自分たちでできるものは自分たちでやらにゃいかんというような素晴らしい地域の団結で行われておるところがたくさんありますので、そういう意味におきまして、我々としてしっかりと今の情勢を訴えながら、住民の力をお借りしながら行政を指示していきたいというふうに思っておりますので、これが今、地方分権、住民のための住民によることが今がチャンスじゃないかなという思いで申し上げておるところでもあります。

もちろん、基金の使用でございますけども、この件につきましては、今、大津町これまでやってきております駅周辺をはじめとするまちおこし事業関係等について、基金関連を使用させていただかなくちゃならない面が出てきておるんじゃないかなと思います。もちろん学校の問題をはじめとする今の振興計画に基づいてまちおこし事業を推進しておりますけれども、国・県の補助事業関係だけではどうしてもやっていけない問題もありますので、それなりの基金を取り壊しながら、今、やっていくべきものをやっていかななくちゃならないというふうに思っております。もちろん、まちおこし事業関連等についても、アルコール跡地関連等の問題なんか、急遽取り組む問題も出てきておまして、13億円近くを使わせていただいておりますけれども、こういうような形で今後はまちおこし事業の一部の見直しも検討していかなくちゃならないような状況になってきたのは確かでございます。そういう意味におきまして、現在の基金関係も有効活用させていただきながら、将来の大津町に向かって、今やるべきものはなんであるかというのを十分検討しながら基金の使用をお願いしたいというふうに考えております。

○議 長（宇野光廣君） 永田和彦君。

○11番（永田和彦君） 答弁を聞きまして、よく考えたものだなど、そういったものが詰まっていたのかなというふうに思いました。確かに住民自治の発展においてはチャンスでしょう。しかしながら、やはりこのですね、新聞報道等にかかれたときに厳しいときこそチャンスというこの言葉遣いのその取られ方というのか、私は悪い方にとってしまったので、確かにいい方にとれば、今、全国的にそういった住民自治への取り組み、そういったものが注目されておりますので、そういうふうに町民の方々が理解していただければ本当にチャンスになるかなと思いますが、適切な言葉とは私は思わなかったことであります。このことについては理解をしました。

それとまたこの基金についてであります。新たな事業をするように感じたものであります。やはり選挙とか我々も町議会の議員の選挙が来年度あるわけですが、そういったことを考えますれば、応援する方々あたりがこの再選されたところに来ておられると。そこには、町の工事の請負業者の方々やいろんな方々も来ておられたのではないかなと考えたりもするわけですよ。そのときに、私が町長になったからには、あなたたちに仕事をやりますよというふうになんか聞こえたりも、悪く取ればですよ、そういうこともあったりするわけですね。これは想像の世界で非常に町長に対して失礼になるかもしれませんが、大盤振る舞い、そういった形にとられかねないということです、私が言いたいので

は。そういったことは大津町も今後厳しい財政状況になっていくことが考えられますが、言葉はよく選ばれた方がよろしいかなと思った次第で質問をしました。

次の質問に移らせてもらいます。

来年度の施策、ただいま申しました100年に一度と言われる経済不況の中で、非常にその施策と予算の編成は重要になってくると私は感じております。政府与党は、経済や雇用情勢が急速に悪化しているのに対しまして、来年度の概算要求基準とは別枠で景気対策のための歳出を増やす方針と言っております。補正予算による早期対応はできませんでしたので非常に残念でありましたが、当の麻生首相の支持率は急低下しております。求心力もそれに正比例して自民党内で落ちているのではないかなと考えられます。実際、我々国民は期待を裏切られた形となったと思います。何の希望もなくて、政治不信は募るばかりではないでしょうか。解散総選挙による政権交代しか日本の未来は開かれないのではないかとと思われることが現状と私は思っております。

では、我々の地元ではどうか。報道等で行われます本田の期間従業員の削減、熊本製作所は来年1月末までに数十人程度が削減される見込みであると言われております。それに伴いまして、取引企業の一部でも減産に伴う人員削減に着手しているということで、雇用不安は広がっております。

そうした中でですね、ここでも、これも熊日の切り抜きですが、町長がインタビューに答えられております。そういう雇用不安の中で、町長がこうした厳しい状況では仕方がないと覚悟した様子であるところに書いてあります。関連企業への影響も出ており、町民の雇用不安は続くと。教育と福祉の確保という観点で、支援の検討も必要だろうと申されております。この100年に一度と言われる経済基金は周知の事実で、皆様わかっておられることですから、これに対する町の施策というものは非常に重要になってくる。ですから、私は来年度ということ、これからの対応策はどうかという思いを込めて今回の質問をしたわけですが、今までそういったことをいろいろニュース報道等で聞いた中で、それを町はどうすればいいかということをもとめてみますれば、この未曾有の経済危機に対して、現在できるだけの情報収集をして、分析して、そして来年度の予算編成に有効なる施策と配分を組み入れなければならないということを強く思います。また、それを担う有能な人材を配置しなければならないと思います。これは、2番目の質問の対応できる体制づくりということにあたります。

また、不安に満ちた世の中に対し、町民の悩みや相談に応じる体制が必要であると考えられます。町民の方々が不安にかられたときに、誰に相談しよう、どこに行けばいいんだ、どうしていいかわからないというときにですね、真っ先に心に浮かぶのは役場ではないかなと私は思います。近所の方々の相談もあるかもしれませんが、やはり地方自治体は役場が核となっていていろんな不安に応えられる、そういった体制というのはこの役場でなければできないんですね。私は、そういうことを考えますれば、役場は町民の万相談所であればならないと心から感じます。こういうときこそ、その力を発揮するのが役場であると思います。ですから、町長はこういった時代においてこそ、また2期目を負託されるわけですから、やはり期待されているんですね。大津町は安心して下さいと、できるだけ努力しをして、皆様方の負託に応えるような施策を打ち出しますよというのをですね、これはリーダーシップが求められていると思います。非常に難しいです。だって国も施策を打ち出せないでいる状況

です。この中で町が経済対策をしろなんていうのは非常に難しいことです。しかしながら、やはり町民の不安は否めない事実ですから、それに対して何らかの工夫や知恵を絞ってですね、何らかの施策は出さなくてはならないと。それを期待されて家入町長は再度選ばれたのではないかなと思っておりますので、そういった町長の今後の施策あたりをお聞きしたいと思います。

○議長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 今、100年に一度という大変な厳しい時代を迎えておりまして、もう一気にこの地元にも押し寄せまいっております。もちろんそれは本田をはじめとする半導体関連が世界にも指折りの企業が今まで大津町に現在おるといことは、過去については大変恵まれた町であったというふうに思います。しかしこれが一気にやってきました関係で、いきなりどうするかというのは本当言って今は迷っているところでもあります。情報を、いろんな情報を聞いてみますと、本田さんも760名、4工場でございますけれども、契約を今しておる関係で、どうにかその契約期間だけは持っていこうというような気持ちじゃないかなという憶測をしております。だから次の第2弾が来るのも間違いのないんじゃないかなという心配をしております。また、半導体企業についてもそれなりのリストラが正社員まで及ぶんじゃないかなというような危機感を持っておられるし、経営者としてもそのような形を取らなくては仕方ないというような状況もお聞きしております。しかし、私たちは企業の責任と我々行政の責任を結びつけながらどうやった方がいいかと。これまで本田さんの方にも、例えば本田の本社採用とかそういうところでの職員と現場における職員、そういう関係で二重組織になるけれども、そういう正職員以外の非職員関連等について地元から雇っていただける人は半分ではないかなと。それも例えば350万、400万で60まで使っていただければなというようなお話も所長の方に話をしたり、会社がそれはまずいよというようなこともあったんですけれども、熊本発でやってみてはいかがですかというような話も渡辺所長にですね、知事の前でお話をしたこともあります。そういう意味におきまして、今私たちが何をやるかというような形になると、今、その企業関係の従業員の皆さん、非社員でない方々とどうするかと。会社がクビにしていまったらどうしようもない。だからその前に対応ができないかというようなことで、今、職員にその辺の事情聴取をやらせていただいております。それにつきまして、また18日の日に政策会議を開いて、そしてまた職員からのアンケートを採りながら対応をどうするかと。これ新年度予算に生かされるものであれば生かしていきたいというような考えでもおります。しかし今、国の方も生活対策というような形で27兆円、あるいは生活防衛のための緊急対策で17兆円、合わせますと40兆円近くを今予算化を、第2次予算、あるいは新年度予算で検討しようというような話でございますけれども、そういうような経済緊急対応予算予備費というものに1兆円とか、あるいは銀行への公的資金の収入枠の大幅拡大とか、あるいは政策金融の緊急対応業務関係等にも3兆円と、いろいろな形を国の方も考えておられるようでございます。いろんな情報によると、今、大津町における農家の方々がマンションやアパートをつくっておられますけれども、管理会社がそれを管理しております。ある会社も倒産しておりますけれども、そういう会社に金融機関関係が貸し渋りとか、貸さない方向に行っておるとい話も聞いております。しかし、その金融機関自体が危ない状況でございますので、これについても国が何

らかの支援をしていきたいというような状況を今示しておられるようでございます。そういう大きな会社の問題はともかくとして、私たち住民の皆さんの一人一人の生活を守るためには何をやったがいかなというようなことを今検討させていただいております。また、例えこれが思いがどうなるかわかりませんが、私の思いというのは、例えば、今、介護関係のサービス従業員というか、職員が非常に不足というか、苦勞しておりますし、あるいは農家関係の兼業農家における農家の仕事の関係、そういう形の中で行政が若干の補助なりなんなりができれば、農家であれば法人組織を今、関係をつくっておられますので、個人給付でなくてそういう事業所に対しての、あるいは法人に対しての件費のある程度の補助をやることもいかなかなというような思いをしております。

しかし、急に来たこの今日におきましては、大変な状況であるのは確かです。本田さんをはじめ半導体企業、うちの企業関係について、例えば法人町民税0になる可能性があります。0ということは、今納めていただいている法人町民税を返さなくちゃならない。だからその返す金がまた3億円、4億かかってくる。そういう厳しい状況で、58億円近くの基金は1、2年で吹っ飛んでしまうんじゃないかなと、そういう大変な状況にここ1、2年、景気も3年しないと持ち上がらないんじゃないかなという状況下の中で、我々としてはそのような厳しい状況の中でどういう対策をやっていった方がいいとか、そういうものをやっぱり最小限、くい止める方法を企業の皆さん、あるいはそういう関係機関の皆さんとしっかりと話し合いをしながらやっていかななくちゃならない。そのために、18日の日に職員の方でも検討委員会を開きながら政策検討、あるいは調査をしながら今後の予算について、21年度の予算について、今、検討をしていただくように指示をしております。

そういう中におきまして、大変な状況であるというのはもちろん住民の皆さんをはじめ議会の皆さん共々これを乗り越えていくためには何らかの思い切ったものをやはり考えなくちゃならない。しかし先ほどと申しましたように、やらなくてここ2、3年のうちにやっとなないと、次3、4年に備えてどうするかというようなことも考えられますので、その辺につきまして先ほど申しましたように、ない基金を活用させていく方法も一つの方法じゃないかなというような思いをしておりますので、今後の予算編成については、それなりの覚悟を持ってやっていかななくちゃならない。そしてまた支援するものについては、時限的に2年間なら2年間の期間を置いて、そういう雇用者、住民の皆さんの生活安定のために確保しなくちゃならないという思いもしております。そういうために、おっしゃるように万相談というようなことについては、事情をしっかりと把握しながら、そして役場の子育ての支援の問題とかいろんな問題もしっかりと相談の中でやっていかななくちゃならないというふうに考えておりますので、今後につきましては、本当に厳しい時代をここ2、3年迎えるというようなことで、しっかりと思い切った政策を考えていかななくちゃならない、予算を今後はつくっていかなくちゃならない大変な時期だというふうに考えております。

○議長（宇野光廣君） 永田和彦君。

○11番（永田和彦君） 答弁におきましては、厳しい状況は認識されていると。しかしながら、施策は打ち出されていないということです。やはり今、答弁の中で58億円ある基金も2年ほどで底をつきやしないかというようなことを言われました。聞けばぞっとしますよね。貯金がなくなってしまう

わけですから。ですから、慎重に事は運ばなくてはならない。そのしわ寄せが町民に及んではならない。中長期的には何が有効かということを考えなければならない。しかしながら、今現在、このときにおいて非常に苦しんでおられる方々がいると考えられます。それに対する早急な対応というのが求められると思います。実際、県内で緊急電話開設と、そういったこと、悩み相談しますということで派遣の打ち切り、内定取り消し、いろんな雇用情勢の変化に対応して相談を受け付ける、そういった電話相談口が日本労働弁護団、それとか県労連や連合熊本あたりが開設していると載っておりましたが、そういったことは、やはり万相談でなければならないのではないかという私の提案と言ったのはこういったところですね。即座に町も対応する体制づくりをしなければならないと。実際、今年役場のすぐ前、銀行の跡地に包括支援センターというものをつくられました。こういったものは、名前からすれば、それこそ全体の万相談所に置き換えてもよくはないかなと思ったりもします。何でも相談して下さい、足を運んで下さい、電話でも構いませんと。そしてその中で情報というものは蓄積していき、対応策というものは出てくるものです。役場内、一丸となつてですね、そういった方々の対応を、これは福祉で対応する、これは教育関係で対応する、いろんな形をですね、一本の電話によってすべて対応するような、一本の窓口ですべて対応するような、そういったことは必要ではないでしょうか。もうこの急激なる経済変化はですね、それこそ年を越せないというような話も私は聞き及びます。実際、私も商売をしておりまして、非常に厳しい状況というのが身にしみてわかっております。国あたりもいろいろ雇用維持対策や再就職対策、内定取り消し対策、また民主党あたりもですね、経済対策を6法案あたり出すとか、いろんなことを知恵を出し合っております。その中で、今すべき町の施策というものは、これは急を要するものですから、そういった窓口は大々的に町民の皆様方に知っていただき、利用して不安を取り除くと。私は、インターネットとかそういったところで情報収集を確かにします。ほかはどうなんだろうと、こういったときはどうするべきだろうかということ、それや図書館、いい図書館ができましたので、いろんな本あたりで情報収集したりしますが、緊急的な対応というものが私はやはり必要だということです。町長の認識はわかります。しかしながら、住民自治の発展、これもいいことを言われました。非常にそれはチャンスです、こういったときこそ、それこそチャンスですが、緊急な対応、これがですね、もう本当急を要しているわけですね。もう来年明けてですね、本当に寒い時期というのは人は大体動かないんですよ。経済活動はしばみです。やはり温かいときの方が人は外に出て動くんです。ということは、消費も放棄されます。こういったときは、寒くて家の中で、こたつの中でじっとしているというような形は、これは全体的なものなんです。こういったときにですね、やはり消費活動がしばむということは、雇用の拡大は見込めないということを考えられます。ということは、補助的なものが大義名分として上がってくるかもしれません。経済的支援というもの、緊急的な支援策、そういったものが出てきてもおかしくないかなと。そういったところのほかの自治体の対応の仕方、そういったところはきちんと調べられているのか。そしてまた、町はそういった緊急性のある対応というのはできているのか。それこそですね、国会の代表質問であってました。北の寒い地域は凍え死にますと言われるんですよ。死なれるそうです、暖房が入れなくて。そういった状況は避けなければならない。大津町も寒くなるとは寒くなりますん

で、やはりそういったことを考えますれば、生命に及ぶ危険さえも考えられるということです。ですから、急を要するというのを私は求めたい。ですから、すぐさま検討に入るのか、それとも対策はもう既に出しているのか、再度質問いたします。

○議長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 議員のご心配のとおり、我々もしっかりと受け止めてやっていかなくちやならないということで、もう早速、先ほどから申しております18日の日に政策会議を、というのは、それぞれ経済部、あるいは企画の方での企業やいろんなところからの事情聴取を今させておきまして、職員にもアンケート調査を取りながらやっていく。私も思っているのは、ここ2、3年の間に、やっぱり昔流行りました「すぐやる課」というのがございましたように、企業誘致はもうここ2年、どうしても見込めないんじゃないかなと。しかし、今おる企業さんたちをどう支援なり、その情報を取るために必要ではあると。しかし、そういう事情聴取をするために、やっぱり商工観光と企業誘致課がやっぱり一体になって、一時的に一緒になって合併というか、課の統合みたいなものも必要じゃないかなというような検討もしていただこうかなという思いで、やはりその辺の横の連携、職員の横の連携というのが今後十分必要であるというふうに思っております。じゃいままでしよらんだったとお叱り受けるかもしれませんが、まだまだ若干の縦割りというのが見えてきておりますので、そういう意味においてこういうのも今回の一つの一緒になってやる係なり、課をつくるのもいいんじゃないかなというような思いをしておりますので、政策会議検討会の中でそういう形で議員心配される雇用関係とか、社会不安に対する相談コーナーもその中で設けるのも一つじゃないかなと思います。もちろん、包括支援センター関係につきましては、高齢者や今後の福祉関連等についても、今、十分な成果を上げております。そういう形、あるいは教育関係についても教育支援センターの方でお願いをしておりますので、新たな今後の雇用対策とか社会不安に対する相談中の今言う商工と企業誘致とで情報を持った方々で一緒になった係をつくってやっていくのも一つの案じゃないかなという思いをしておりますので、検討委員会の方でまた検討させながら対応ができるようお願いしていきたいというふうに思っております。

○議長（宇野光廣君） 永田和彦君。

○11番（永田和彦君） そういった18日において政策会議をし、対応するという事で期待をしときたいと思います。

余談になりますが、我が大津町は公共工事が結構ある町なんですね。やはりそれは、町民法人税のお陰かなというところで、実際、最近では本田技研の南の道路ですね、あぁいった政策立案というのは、私は町長と議論する中で出して、全部桜通やりなさいと、そして一周回れる道路ができるじゃないかということで、よしできるということで誰かほかの人が一般質問をマネしてしよりましたが、結局そういった政策立案において、こういったがみがみ言う議員がですね、やれ入札の方法はどうだこうだとかいうよりも、実際仕事が生まれているじゃないですか。結局、政策立案によって町の建設業界もそれに従事する方々も潤ったということです。結局そういったことが政治家には求められるんですね。やはり私が言っているの枝葉末節の部分、しかし町の進む部分はそういった政策立案において

大きい事業をやる、やれる町なんですね。ですからそういったところを十分承知した上で新たなる緊急な政策を打ち立てていただきたいと思います。

3問目に移りますが、これもこの厳しい景気の状態の中で、教育に悪影響を及ぼしてはならないという思いから質問するものであります。2つに分けて書いておりますが、奨学金制度についてですね、もう創設はしてありますので、についてであります。この奨学金制度の条例を見てもみすれば、今の時代に合ったものなのかということがあります。すぐ出てくるのが金額的なもの、授業料の半額程度をそこに示されている別表あたりがありますが、こういった経済状況の中ですね、その半額程度ではいかなものかなと思う部分も出てきます。その事例に応じて対処しなければならないのではないかなと。ただ単に学費計算では教育は受けられない。総合的な教育見積もりが必要であると。それに対応する教育委員会なりの窓口が必要であると私は思います。その対応の中で、ご家庭の事情をきちんと把握して、それならばやはり補助の対象になりますとかいう形ですね、きちんと個々に対応していただきたいという思いからこの質問はするものであります。実際、こういった形で私も教育のそういった環境をよくしましょうよというような質問は幾度となくやってきましたが、実際そのお陰でそういったものの、実になったかどうかわかりませんが、非常に高学歴社会になりました。しかし、こういった不景気になれば、その高学歴が逆に邪魔になる時代とも言える部分が出てくるんですね。プライドもそれに伴って高くなるんです。我々が若かりしころ、20代ぐらいのころはですね、仕事がないやつは土方に行けと言われてよりました。日雇いは高っかぞと。真っ黒になって働けと言われてよりました。しかし、大学まで卒業してですね、そういったハードな仕事ができるものかなと。プライドは非常に高く持っておられる方は、たくさん創出してしまったんですね。しかしながら、臨機応変にそういった生きる力を持っている方々というものがちょっと余り感じられないと。ご多分に漏れず、私の息子もちょっと甘えた部分がありまして、就職はどぎゃんしようかなぐらい、本当に能天気なところがありますが、これは親の責任だろうとは思いますが。しかしながら、やはり今、困っている方には町として手を差し伸べるような施策が必要と、教育的な施策が必要だと私は思いますので質問いたします。

ですから、この2番目景気悪化による教育への影響に対する認識と対応ということはすべて含んでおります、今の質問の中に。もう状況は重々、今、町長との議論の中での言いましたので教育長も把握されておられるし、独自に情報も持っておられると思いますので、このことについて質問いたします。

○議長（宇野光廣君） 教育長宮崎廣行君。

○教育長（宮崎廣行君） おはようございます。

景気悪化、それから奨学金制度、あわせて含めたような内容ですので、私の方もまとめたような形でお答えしたいと思います。

景気の悪化による教育への影響、これをどう認識しているかということは、いろいろ影響があると考えられます。まず考えられることは、今、議員おっしゃいましたように派遣社員の解雇だとか、リストラ、そういうことによって仕事を失う方も出てこられるかもしれない。また、仕事は失わなくて

も、報道されていますようにボーナスのカットだとか、給料の何%カットなどで家庭の収入がなくなったり、また少なくなったりすることが予想されます。私たちは生きていく上で衣・食・住の最低の環境というのは必要だと思います。収入がなくなったり少なくなると、衣・食・住以外の支出項目というのが削られてまいります。真っ先に娯楽等は当たり前として、それぞれの家庭でいろいろな対策が考えられると思います。議員ご心配のように、家庭によっては教育費を削減しなければならないというようなところも出てくるかもしれません。そういうことになりますと、児童生徒にとっては、例えば参考書や問題集が買えない、または塾に行っていたけどもお金が云々というようなこと、また家庭教師をつけてもらえないなど、そういうことも予想されますし、もっとひどくなると校納金が払えないとか、給食費が払えないというようなご家庭が出てくることも予想されます。高校生や大学生にとっては仕事に就けないとか、先ほどもおっしゃいましたように、内定が取り消されるなどのことも予想されます。

こんなふうなことを考えますと、景気の悪化と教育というのはものすごい関係があるというふうに思っております。この中央教育審議会というのがありまして、これが1998年答申を出しておりますが、これからの社会は変化の激しい先行き不透明な厳しい時代と考えられます。そのような社会では、子どもたちに生きる力を育むことが必要です。生きる力とは、自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、自らを律しつつ、他人と協調し、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性とたくましく生きるための健康や体力と捉えているということを言っています。長ったらしく申しましたが、私なりに簡単に言うと、生きる力というのは確かな学力と豊かな人間性と健康・体力、昔で言う知・徳・体のバランスの取れた人間を育成することが生きる力を育てることだと言い換えてもいいのではなかろうかと思っております。教育委員会としましても、このような考え方で生きる力を育む教育を各学校にお願いをしているところです。各小中学校では、全教育活動の中で様々な手立てを講じながら取り組んでおります。授業の中では、一方的に教師が教えていた授業形態から子どもたちが考えて、そして表現をしていくというような、私たち、教育界の中では熊本型授業と言っておりますが、そういうことを進めるようにお願いをしておりますし、学校の方では授業時間はもちろん、授業以外でも朝の自習時間を利用してのドリル学習だとか、放課後に学力充実の時間などを設定して学力の充実に取り組んでいるところです。小中学校ではしっかりと学力をつけてやらなければいけないのは当然のことですし、大津町の子どもたちの学力向上が一番の仕事だというのは以前にも私も答弁したところです。

そういうことから、そのほかに人的な分野で今、大津町が取り組んでいるということは、先生方の指導力の向上、それから町・教職員全体で取り組んでおります実践発表大会、そして学校の研究指定、そういうようなこと、それから就学前から中学校まで配置しております英語教諭、その人的配置や学習支援指導員とか、特別指導員の21名の配置などを人的にはやっているところです。

また、物的な分野では、予算の許す限り児童生徒にプラスに働く備品や教具等を整備していきたいというふうに考えております。

また、教育委員会主催で小学生対象の夏休みの勉強合宿、冬休みの勉強会、これも以前にお話しま

したのでご理解いただけるとは思いますが、そういうことを今後も続けていきたいと思っておりますし、夏休みの勉強会は本年度は小学生だけでしたのを中学校まで広げて対応していきたいと考えております。これも最初に言いました塾に行けないだとか、そういう家庭に対応するための手立てだと考えておるところです。このように、生きる力を育み、変化の激しい先行き不透明な、そして厳しい時代を生き抜いていく素地、それを小中学校では身につけるような取り組みを今後も進めていきたいと思っております。

それから、奨学金制度につきましては、もちろん補助をしてやるというのは大切なことでありますし、44団体のうち大半が貸与というような形を取っておりますが、県内では幾つかの団体が給付というようなところを取っているところもあります。確かに金額を、それを与えるというのもわからないわけではありませんが、義務教育の中で子どもが教育を受ける権利と一緒に親が教育を受けさせる義務があるのと同じように、奨学金の場合でも、ただもらうというよりも、勉強したいから借りて、そして自分が社会人になったときには借りたお金を返すというような貸与の制度で対応していけるではなかろうかと思っております。さっきありましたように、無くなっていく、ご家庭の貯金のことについて言われましたが、貸与だったら、また入ってきますので、次に貸すということもできますが、与えてしまいますとその辺のところもどうかと思っておりますので、一応給付というようなことは今のところ考えておりません。しかし、準要保護児童等の子どもたちについては、できるだけ教育委員会としても対応していきたいとは考えているところです。

○議長（宇野光廣君） 永田和彦君。

○11番（永田和彦君） 奨学金につきましては、今の時代をきちんと認識されて、何が有効な施策か、教育長の概念と申しますが、それが古くなっては困ります。今の時代、経済状況をきちんと認識されて、今まであるそういった制度に固執しないように柔軟な対応を求めておきたいと思っております。その中には家庭経済事情をきちんと把握すること、そういったことを盛り込まなければ適切な対応にはならないかと思っておりますので、重々承知されて取り組んでいただきたいと思っております。

そしてまた、この教育に対する悪影響ですが、これもですね、町長に最初に質問しました所信表明という形でしたが、このチャンス、おもしろいところでリンクする部分があるんですね。教育長が言われたように、こういうときだからこそ、知恵と工夫を発揮して生き抜く子どもたちが出てくる。実際、偉人というのは、そういった苦しい中から出てきた例があります。しかしながら、やはり相手は子どもです。そういったところをきちんと認識されて、子どもたちが自らの力を発揮しですね、勉強して、いろんなものに対応していく、生き抜く力を身につけられたらなと思っておりますが、この中で非常に大切なことは、そういう認識を持って教育にあたられる学校の先生たちが必要ということです。ここで問題になりますのは、日本経済全体がこういった形で、もう世界経済ですけれども、落ち込んでいるときにですね、公務員という形でおられるならば、安定しているんですよ、収入が。こういった方々は、時代認識が非常に、時代認識に対して非常にうといところを持っておられると私は思います。だから私は今まで一般質問の中や職員の給料の利率アップ、そういったものに対しておかしいではないかと。町の税収に応じて正比例した、徴税で正比例して給与は取るべきではないかと、いろ

いろ言ってきました。それだったらわかるでしょう。落ち込んだときには我々も減るんだよと。厳しいことを言いますが、公務員というものは、やはり全体の奉仕者である前にそういったところは準ずるべきものは準ずるものだと思います。ですから、この認識が非常に大切だと思います。で、最後に質問ですが、再度質問ですが、そういった先生たちの取り扱いですね、どうするのかということと、一つおもしろい質問がですね、非常に経済状況がいいときにゆとりの教育とか言われておりました。いの一番に私は批判しました。弛んでしまう。それこそ、自ら考えて、自ら行動を起こすというようなことを押さえてしまうと私は思ったからです。今現在、ゆとりの教育ということは言われますか。時代に翻弄された言葉だったと私は思います。こういったことで本当に強い人間はできないと私は思います。ですから、このことについても一言お答えをもらいたいと思います。

○議長（宇野光廣君） 教育長宮崎廣行君。端的にお願いします。

○教育長（宮崎廣行君） 時間がありませんので、端的にお答えいたします。

そういう職員についての指導を云々ということですが、今年の11月18日に大津中学校の方では、生きる力を育む研究指定というのを行いまして、部会を4つに分けまして、先生方がより指導力を高める部会、子どもたちが一生懸命勉強するようにはどうしたらいいかという、ちょっとお待ち下さいね、そういう部会の名前を付けてあったんですが。

○11番（永田和彦君） 取り組みあたりはやっているということですね。

○教育長（宮崎廣行君） はい、そうです。大津中と一緒にして、各学校の校内研修ですべてやっております。

それともう1点、ゆとり教育云々というのは、学習指導要領というものに準拠して私たちは行っておりますが、学習指導要領は22年から10年ごとに変わってきておりますが、今おっしゃられたゆとり教育というのは昭和55年に出された学習指導要領で、大変申しわけないんですが、おっしゃいましたようにそのゆとり教育は教育界の中でも批判されまして消えております。そういうことで、今は生きる力ということをしております。

○議長（宇野光廣君） しばらく休憩します。11時10分から再開します。

午前11時01分 休憩

△

午前11時10分 再開

○議長（宇野光廣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

新開則明君。

○3番（新開則明君） こんにちは。3番議員の新開則明が通告順に従いまして一般質問を行いたいと思います。

本日は、次の3点についてお伺いします。

1 問目、中心市街地の整備と南北道を問う。

2 問目、インフルエンザ対策を問う。

3 問目、町有の森林・原野を問うを質問したいと思います。

まず、1問目の中心市街地の整備と南北道を問うてございますが、国は中心市街地の活性化基盤の整備について、市町村が基本計画を策定する際の指針として、通産・建設・自治・農水・運輸及び郵政の6大臣の共同告示が平成10年7月31日に告示されております。中心市街地の活性化基盤の整備について、総合的かつ集中的に支援し、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律に基づく市町村の取り組みを支援していくとあり、基本計画に記載する必要がある事項として、1、中心市街における市街地の整備改善及び商業の活性化の一体的推進の意義、2、中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項、3、中心市街地における市街地の整備改善のための事業に関する基本的な事項、4、中心市街地における商業の活性化のための事業及びこれと合わせて実施される都市型、新型事業を実施する企業の立地の促進のための事業に関する基本的な事項、5、今まで述べました3及び4の事業の一体的推進に関する事項、その他の事項の必要な事項について定めており、この中で道路事業については中心市街地へのアクセシビリティを考慮するためのバイパス、環状道路等の整備、中心市街地の道路、駐車場の整備、歩行空間の整備、電線類の地中化など位置づけられております。これを機会にして、全国的に活用されるようになったようですが、町の中心市街地をイメージされる町民は、大津町の場合、南はバイパス付近、北は三吉原北出口線、西は国道325号線、東は吹田団地付近と想定される町民が多いかと思えます。

いずれにしましても、東西南北広範囲に発展をして広大に拡大していくことは大変素晴らしいことであると思っております。この範囲の中には、確かにビジネスホテル、アパート、個人住宅、企業、店舗などが躍進しておりますが、中でもアルコール工場跡が購入できる見通しになったことは、駅周辺の一段と力強い活性化になるものと期待しているところでもあります。また、本町通りバス停付近の整備、各地域の道路の新設や改良整備が今後も継続して整備されていくものと思えます。整備の中で、基本計画にありました道路の整備につきましては、中心市街地へのアクセスは大変重要な課題であるように、特に南北道の果たす役割は大きいものと思われまます。町の南北道を考えてみますと、西側から325号線をはじめ、あけぼの団地バイパス線、計画中の駅前楽善線、旧325号の大津杉水線、建設中の矢護川大津線、龍田瀬田線に通じるミルクロードなどがありますが、現在の利用道路と計画道路でありますけれども、これらの道路は人々の通行はもとより、南北道路の役割はまちづくりに幅を持たせ、交通混雑の解消と利便性の向上となり、産業の進出へとつなげることが大切だと思っております。駅前楽善線につきましては、これからの着手となり、完成までしばらくの期間がありますが、矢護川大津線については、1ないし2年で開通すると思っております。今後、教育に関する整備、商業に関する整備、福祉に関する整備、文化に関する整備、スポーツに関する整備等が様々な中心市街地の整備が進められていくことと思えますが、南北道の機能と産業の発展はどう考慮されているのか、お伺いしたいと思います。

また、町にも様々な来町者が訪れられていることは大変喜ばしいことではあります。特に中でも子育て支援関係や町長さんに対する来客は多いものと思えます。先般、議会広報が委員長、副委員長の熱心な努力と全編集委員の努力によりまして、県で特選に入選しました。これを機に当地訪問者、いわゆる来町者、研修者が訪れてくるかもしれません。いずれにしましても、大津町を訪れる人はか

なりあるのではないのでしょうか。私たちが訪問地に着いたときは、目に留まるものは特産品やモニュメントであります。記念碑や建物、銅像、看板的なものがその目に映るものの代表的なものです。私たちが幼いころは町の中心部にはアルコール工場の建物があり、煙突が町のシンボルとなっていたように感じておりました。現在は考えてみますと、文化ホール前の唐芋の三兄弟のマークかもしれません。町として高額な予算をかけないでシンボルとなるものが中心市街地に何か考えられないかと思う次第であります。この点についてもお伺いしたいと思います。

また、宿場町につきましては、町の参考文献によりますと、細川忠利が肥後への就封を寛永9年、1632年であり、3年後の寛永12年には参勤交代制度が定められ、大津の宿駅づくりが始まりました。そして、やがて大津は般盛の時代を迎えることになりましたが、上井手の開さくにより、南方に築き上げられた土提の上に旅の宿や小売店、露店を建て、1654年には光尊寺が開基され、塘町筋の集落が形成され、大津手永会所が機構、建物と共に完備し、現菊池東部地方の政治・経済・軍事の中心地となり、51村を総括し、会所に付随してお茶屋いわゆる本陣、お客や脇本陣ができ、現仲町は役所街の街なみとなり、完成した役所街でありました。上大津には年貢貯蔵の大津御蔵が建てられ、阿蘇を顧客とした豪商が軒を並べていたことがありました。現在は宿場町としてビジネスホテルが乱立し、現代版の宿場町の様相にあります。時代の進歩による姿ではありますが、参勤交代時代の宿場町の名は語り継がれております。塘町通りから仲町付近が主であったことから、上井手から何本もの井手が本町通りに走り、精米や粉ひきが栄えたことも名に残っております。上大津、塘町筋から、いわゆる本町通り一体をこの場所を対象とした宿場町としてのイメージはどのように考慮されているのか、お伺いしたいと思います。

1回目の質問を終わります。

○議 長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 新開議員の中心市街地の整備とともに、商業関係の振興についての問い合わせでございますけれども、現在、大津町の振興総合計画に基づきまして、まちづくり交付金事業で事業を推進しているところでもあります。もちろん、駅前楽善線は10年かかると、あるいは今、県ともいろいろ打ち合わせしております肥後大津駅の移転の問題等についても1、2年の計画プランが必要ではないかと思っております。その後の事業というものについても、国の補助事業、関連等をしっかりと捉えながらお願いをしていきたいというふうに思っております。

また、まちづくりの関係等につきましても、まちづくり協議会にお願いをしておりますけれども、その地域の開発というものについては、上井手浴い、あるいはこの駅、あるいは中心の全体的な、やはり大津町のそれぞれのゾーンを計画しながらしっかりとつくっていかなくちゃならないんじゃないかなと思っております。例えば今、駅前に駅前交番をお願いできればと警察の方とも相談をしております。一気にできないというような状況でございますけれども、JRの駅周辺を、あるいは駅を活用しながら交番をつくるというようなことのまず前提として、やはり町でそれなりのものをやらなくちゃ次の既成事実として警察の方にもお願いすることも難しいんじゃないかなと思っております。そういう意味におきまして、駅前交番というようなことをつくれれば治安の問題とともに、観光案内とか、道案内とか、

そういうものもできてくるんじゃないかなというような思いをしておりますので、そういう働き場所として交番もつくっていききたいなというような思いをしております。そういういろんな形のゾーンとかいろんなものを計画しながら、検討を今後新年度の予算にも活かしていければなと思っております。議員のそれぞれの質問につきましては、今までいろいろと町交事業の計画、あるいは道路計画、公共交通計画といろいろとやっておりますので、担当の方から、担当部長の方からご説明をさせていただきます。

○議長（宇野光廣君） 土木部長併任工業用水道課長中山誠也君。

○土木部長併任工業用水道課長（中山誠也君） 新開議員の質問にお答えいたします。

中心市街地の整備につきましては、中心市街地活性化基本計画というのが町の方にできておりませんでしたので、まちづくり交付金事業の中で都市再生整備計画をつくりまして、今、進めているところです。中心市街地の活性化につきましては、まちづくり交流センターを中心商店街の核として建設したいということで考えております。

それから、上井手、先ほどありました昔から水車等があったということなんですが、そのあたりにつきましても、まちづくり交流センターの近くにつくれればなということで考えておりますし、新たに今後検討しておりますのは、いくつかの水路がありますので、そこにミニ発電等も考えられるならば計画したいということで考えております。

それから、JR肥後大津周辺につきましては、まだ当初駅前広場等の計画でしたけども、新たに空港へのアクセス等が出てきておりますので、そのあたりも考えて、今後さらに今の計画を進めていきたいということで考えております。

それから南北道路のそれにつきましては、駅前楽善線、それから矢護川大津線等を早めに計画したいと思っておりますけれども、それが今、申しましたようなものを一体的に整備して中心市街地の発展を考えていくところで考えております。

それから、2番目のシンボルなんですが、先ほど申し述べましたように、大津町においてシンボルというものはいくつか考えられます。上井手、下井手、清正公によって開削されました上井手、下井手、それから県内有数の生産を誇る唐芋、それから日吉神社、大松山、昭和園などのツツジ、最近では本田のバイク等があります。唐芋モニュメントにつきましては、役場の南のオークス広場や生涯学習センターなどに設置されております。今後、肥後大津駅を中心にした周辺整備を考えておりますので、その中でどのようなものがあるかということで検討していきたいということで考えております。

それから、大津町の周辺整備なんですが、大津町の宿場町の雰囲気ということで、今残っているのは、塘町筋等にいくつかの古い神社等があります。そのほか、各地に点在しております歴史資産を含めた回遊ゾーンの検討を進めていきたいということで考えております。

それから、今、新しく大津駅周辺においてはビジネス街ができておりますので、大津町へ泊まっただけで散策していただけるような整備を進めていきたいということで考えております。

また、まちづくり交流センター中央バス停前に考えておりますけれども、そのあたりについても宿場町のイメージを高めるような建物ができないかなということで考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（宇野光廣君） 新開則明君。

○3番（新開則明君） 今、まちづくり交流センターの話が出ておりますけれども、多分バス停のところではなかろうかと思いますが、非常に地形的にも中心街にありまして、そこにやはり大津を代表するような宿場町のイメージと、いわゆる特産品か何かの置く考えがあるのか。また、シンボルでありますけれども、やはりシンボルとしての目印をですね、何か大津町に来たなという雰囲気になるようなシンボルを、あまりお金を掛けたシンボルではなくてですね、できやせんかなという考えであります。その点につきまして、どういったモニュメント的なシンボルが考えられるのか。それと宿場町としての機能でございますけれども、以前から町長もそういう雰囲気ではおられますが、いわゆる散策される道路の整備がですね、大体いつごろを目途にその宿場町としてのイメージは完了するのか、いわゆる取りかかれるのかをお伺いしたいと思います。

○議長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） いつできあがる、どうするかというような件につきましては、先ほどの一般質問の中でお答えしておるように、ここ1、2年、大変に厳しい状況であるというふうなのを認識しております。そういう関係で、事業をするというのは、ただ難しいんじゃないかなと思っております。その間、いろんな形のソフトの面の関係をしっかりとやっていきたいと。例えば、大津町のその恵まれた自然、私としては風と太陽と水というものを頭に置きながら、そういうものを活用したまちづくり、あるいは宿場、企業町というような形のものをしっかりとやって、そしてその中で近隣の皆さんが大津町においでいただいて遊んでいただけるというか、体験していただける、そういうようなまちづくりをつくっていききたいなというような思いをしております。そういう意味におきまして、職員の方、国の方の担当機関の方に出張させまして、そういう補助事業、100%の補助事業があるというふうに聞いておりますので、そちらの方でしっかりとソフトの面の事業、大津町全体の新エネルギーを活用した、そういうものもしっかりとやっていききたいなというふうに思っております。

そういう意味におきまして、いろんなところで南部、北部についてもそういうような発電というものをしっかりとやはり考えていかなくちやならないんじゃないかなと。土地改良関連についても大変農家の方の厳しい負担を強いられ、あるいはいろんな事業、基盤整備は農道排水関係の整備を行っております。こういう事業も75%の国・県の補助事業でございますけれども、残りの25%は地元負担というような形になりますけれども、やはりそういう中での後の維持管理、できた後の維持管理というものが公園にしる、そういう基盤整備にしろ、いろんな形で負担を強いられますので、そういう負担が軽減できるような形のものをどういう形で活用できるかというようなことで、売電関係というか、水車でそういう形を考えるとというようなのもおもしろいんじゃないかなというような考えでおります。そういう中で、今後についても大津町のまちづくりについては十分意見交換、あるいはそういうソフトの面をしっかりとやりながら大津町全体、あるいはこの中心市街地とか、そういうものをしっかりと考えていかなくちやならないというふうに思っております。もちろん、駅についても県の方とも新幹線をはじめトロッコ列車とか、そういう感じのもので大津町に来ていただく、あるいは下りていただ

く。そのためには、下りた後の大津町の観光産業である昔からあるだごんことか、いろんなものを水車で回したり、あるいはその水車を生かした景観、あるいはそういう上井手関係についても素晴らしい大津町にしかないものが、昭和園から大松山までの区間、神社仏閣とともに大津町の町営住宅関連の夜景なり景観というのは素晴らしいものがあるというふうに思っておりますので、そういう上井手周辺の開発関係等についてもそのような形の中での散策道路、回遊道路をしっかりとつくっていかなくちゃならないというふうに思っておりますので、ここ1、2年はしっかりとした計画、プランを立てていきたいというふうに考えております。

○議長（宇野光廣君） 新開則明君。

○3番（新開則明君） それでは、2問目に移ります。

2問目のインフルエンザ対策を問うでありますけれども、インフルエンザの定義につきまして調べてみますと、インフルエンザは強い全身症状に始まり、主に気道をおかし、強い感染力により短期間に速やかに流行が拡大するインフルエンザウイルスによる急性の伝染性感染症と定義されておりますが、名前の由来はインフルエンザという用語は、14世紀のイタリアのインフレッツで寒さの影響、星の影響を意味する言葉として、インフェルツァーと呼ばれていたことがその起源のようであります。インフルエンザは、A型、B型、C型の3つのタイプがあるようですが、またインフルエンザと普通の風邪の違いでありますけれども、普通の風邪の場合、主にくしゃみ、鼻水、鼻づまり等の上気道の症状があり、発熱などの全身症状は軽いものとされております。インフルエンザは、鼻水、のどの痛み、咳、のどなどに症状の高い高熱、全身の倦怠、頭痛、腰痛などが全身症状に強いものとされておりますけれども、インフルエンザの予防の基本は、流行前に予防接種を受けることとされ、世界的にも認められている有効的な予防法であります。インフルエンザは空気中に拡散されたウイルスによって感染するので、感染の予防のためには人混みを避け、日ごろから十分な栄養や休息を取ることを気かけなければなりません。インフルエンザの感染の広がりには、空気の乾燥が関連してしまして、室内では加湿器などによる加湿、外出先のマスクや帰宅時のうがい、手洗いの効果があるとされております。インフルエンザウイルスは1年中いるのにどうして冬になるとインフルエンザにかかるのかとお尋ねがありましたけれども、これにはいくつかの理由が挙げられているようです。1. インフルエンザウイルスにとって一番温度の20度前後、湿度の20%前後が最も生存に適した環境で、長期間空気中に漂っていられるということ。2. 冬の気象条件はウイルスにとって非常に都合のよい条件であること。3. 人の要因として、寒いところでは鼻・のど・気管など血管が収縮し、繊毛の働きが鈍くなること。4. 冬は窓を閉め切った部屋にいて、患者がいたらウイルスをちらばされることが容易なことであるなどがあげられます。ウイルスが気道粘膜に取り付くと猛スピードで増殖し、16時間後には1万個、24時間後には100万個に達し、粘膜細胞を破壊し、インフルエンザの潜伏期間は非常に短く、短期間で大流行を引き起こすこととなります。特定のウイルスに感染して回復すると、私たちの体はウイルスに対する抵抗ができて二度と感染しないのが普通でありますけれども、インフルエンザに何度もかかるのは、インフルエンザ側が生き延びるため遺伝子の配列を少しずつ変え、免疫の網の目をくぐり抜けて生き延びようとする力があるからだそうです。インフルエンザに対する

情報につきましては、新聞、テレビ、広報によりまして情報が報じられておりますが、大津広報でもインフルエンザ予防接種として、町が行う予防接種、いわゆる行政措置として、満3歳から就学前の子どもは2回接種、定期接種は65歳以上で、町内在住の人、接種回数1回で自己負担金千円で期間は10月15日より12月末日までと報じてあります。インフルエンザの予防接種の有効性は、高齢者の発病防止や重症防止に有効であることが確認されております。65歳以上の高齢者に対して行われた調査によりますと、予防接種を受けないでインフルエンザにかかった人の34%から55%は予防接種を受けていればインフルエンザにかからずに済んだことだと判明しております。また、予防接種を受けないでインフルエンザにかかって死亡した人の82%は、予防接種を受けていれば死亡せずに済んだことが報告されているようです。予防接種を受けてからインフルエンザに対する抵抗力が付くまで2週間程度かかり、その効力が十分に持続する期間は約5カ月間とされているので、効果的に有効性を高めるには毎年インフルエンザの予防接種をすることが大切であり、12月の中旬ごろまで予防接種を受けておく必要があります。町民のインフルエンザに対する過年度の予防接種への対応と現在の状況はどのようになっているのか、お伺いしたいと思います。

また、新型インフルエンザの件であります。もともと鶏、鴨、ガチョウなどの鳥類に感染するインフルエンザウィルスが人に感染し、さらに人から人に感染するようになると想定されたインフルエンザウィルスで、1997年から98年にかけて香港で血清がH5N1の鳥インフルエンザが人に感染した例が報告され、2004年以降、アジアを中心とした鳥インフルエンザウィルスの人への感染が絶えず続いております。いつ、新型インフルエンザが出現してもおかしくない状況にあるようです。もし新型インフルエンザが出現すれば、冬に流行するインフルエンザとは異なり、人に感染しにくかった鳥などのインフルエンザが人に感染しやすいように変化して発生すると考えられております。大半の人が免疫を持たないために、世界で爆発的に流行する恐れがあり、国の推計によりますと、発生時、国民の25%が発病し、医療受診者は2千500万人と推定され、死者は64万人と推測されております。厚生労働省では、各都道府県に少数でも発生した場合、その都道府県内の保育園から大学まで、教育施設をすべて休校にすると指針案が出されているようです。

このような自体になると、行政も当然、新型インフルエンザに対する町民への対応と大幅な勤務態勢も検討されることと思いますが、新型インフルエンザに対する対策はどのように考慮されているのか、お伺いしたいと思います。

また、町内においても鶏をはじめ数種の鳥獣が営業用、愛玩用として飼育されていることと思えます。これらのデータはどう集計され、これらに対するインフルエンザ予防や注意点はどのように周知されているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） インフルエンザの関係でございますけれども、大変もしも流行れば大変な状況になるというような講習会を受けております。職員全体で受けておりますけれども、住民の皆さんがどこまでご理解できておるかというのは、とても無理、今のところその状況はなかなか説明不足であるというふうに思っておりますので、そういうことについては保健師を通したりいろいろな形でお

願いたいと思っております。もちろん、日ごろの予防、あるいは議員おっしゃるような手洗いとか、そういうものをしっかりやっておかなくちゃならない。そしてまた、おっしゃるようにインフルエンザ関係の予防接種でございますけれども、やはりこういうのもやっぱり受ける必要があるんじゃないかなと思います。そういう意味におきまして、大津町は残念ながら菊陽よりもちょっと劣っているような状況でございますけれども、今後についても十分検討をさせていただきたいと思っております。もちろん新型インフルエンザになりますと、かかれば家庭に引きこもり、あるいは先生の話じゃどこか隔離する場所をつくってくれというようなお話もあっております。そういうような状況になれば、経済面とか、いろんな行政関連について産業がストップするというような恐ろしい状況になるというような話であります。大津町についても、何十人かは亡くなられるんじゃないかなというようなお話を聞いておりますけれども、これにつきましては今の状況、関連等については担当各部長の方からご報告させていただきます。

○議長（宇野光廣君） 福祉部健康福祉課長兼ねて福祉係長中尾精一君。

○福祉部健康福祉課長兼ねて福祉係長（中尾精一君） おはようございます。新開議員さんの一般質問の1番と2番の方をお答えさせていただきたいと思っております。

まず最初に町民のインフルエンザに対する過年度の予防接種への対応と現在の状況はどうなっているかということでございます。今、議員の方がおっしゃいましたとおり、症状等、効果等については、現在、そういう部分での取り組みが行っておりますけれども、大津町の方の状況を説明させていただきたいというふうに思います。

大津町におけるインフルエンザの対応につきましては、平成13年の11月に予防接種法の改正に基づいて、65歳以上の方に予防接種を開始しております。平成19年度からは行政措置として、3歳以上、それから就学前までの子どもさんに予防接種を実施しております。その場合、1回当たりの本人負担額は千円ということで、先ほどおっしゃいましたとおりですが、上限額は2千100円の補助を行っております。

それから、過年度の予防接種の状況としましては、平成19年度には65歳以上の方が3千081人接種されております。前年比で339人増えております。また、3歳以上就学前までの子どもさんにつきましては1千182人が接種されております。町民の皆さんのインフルエンザに対する意識は向上しているというふうに感じております。

症状につきましては、高熱と重い全身症状を引き起こすインフルエンザにつきましては、流行性感冒と言われまして、ほかの風邪と区別しております。予防接種のワクチンで予防できるのも特徴だということでございます。今後ワクチン接種によります予防接種及び感染したときの症状の軽減等も考慮しまして、近隣自治体の実施状況を確認しながら、全町民を対象に補助制度についても検討していきたいと考えております。

予防対策としては先ほどおっしゃいましたとおりですが、栄養・休養を十分に取る、それから手洗いがいをこまめにする、感染したら咳エチケットということでございますが、マスクを着用するというのが大切になってくると思います。

それから、新型インフルエンザにつきましてでございますが、現在、数十年に一度の頻度で大流行するだろうと言われております新型インフルエンザですけれども、マスコミ等でも報道されておりますとおり、鳥から豚等の家畜を経由して人へ感染したり、これが変異して人から人へ感染していくということでございます。もし大流行した場合は、3割から4割の国民が感染して、死亡者の発生、ライフラインの停止、公共機関の麻痺、物流等の停止等が予想されています。国は行動計画やガイドラインの改定を行っております。熊本県でも行動計画の策定、関係予算の積算等に取り組んでおります。

菊池圏域では、医療機関、警察、消防、それから行政職員等の協議会や実務者会議を今実施しております。情報の共有化、それから発熱外来等の体制づくりについても検討をしております。

町の方では、先ほど町長も申しましたとおり、現状報告と今後の対応につきましての検討を行うために政策会議、課長会議、庁議に諮るとともに、職員全員を対象に研修会を行い、職員間の連携を深め、情報の共有化を図っているところでございます。

また、町民の皆さんの生命と健康を守り、安心な生活が確保できるように、国・県の動向を確認しながら町の行動計画を策定していきたいと考えております。大流行した場合にも、落ち着いた対応が取れるように事前の予防対策が大切だと思います。インフルエンザとあわせて町広報紙、ホームページや出前講座等で情報を提供していきたいと考えております。

以上です。

○議 長（宇野光廣君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） 新開議員の質問の中で、ご指摘のとおり近年、外国において鳥インフルエンザウィルスのH5N1と言っていますけれども、鳥から人に感染する事例が数多く報告されています。このインフルエンザウィルスですけれども、それが変異し、人から人へと効率よくといいますか、感染できるようになったウィルスによる新型インフルエンザが発生する可能性が危惧されています。ちなみに本町においては、データといたしましては、養鶏農家が4農家で6万2千700羽、それから個人的に農家のチャボとか、キジとか、あるいはアヒル等がございますけれども、一応今年の4月の調査段階では234戸の2千965羽でございます。また愛玩用としては、メジロ・ホージロ等の3件が届出がっております。

この鳥インフルエンザの人への感染事例は、議員が述べられましたように世界で2006年の、数字的に申しますと115件をピークに昨年は88件、それから今年9月現在でも36件という、少しは減少傾向にありますけれども、しかしながら鳥インフルエンザの発生は国内でも今年5月秋田県などでオオハクチョウの死骸から鳥インフルエンザウィルスが検出された件、また一番身近なのは昨年1月には隣の宮崎県の新富町、それから日向市の養鶏場において発生し、大きな問題となりました。その際に敏速な密閉撲滅作業が展開され、周辺養鶏農家等の処分がされ、その経験を生かし、全国において鳥インフルエンザ対策が進められています。本町におきましても、県城北家畜保健所衛生所の主催による防疫演習が行われております。それには積極的に参加しております。鳥には養鶏農家、愛玩用として買われている小鳥など、また野鳥などがありますが、まず何らかの理由で死亡した鳥を発見した場合は、その通報を受けた場合などの連絡体制は敏速かつ確実に行わなければなりません。

注意点、あるいは方法でございますけれども、発生した場合は蔓延防止のため、半径10キロメートル以内には移動の制限がされます。制限されるものは、鳥類はもちろんでございますが、その死骸や卵、使用管理に必要な機材や飼料などです。これは例えば隣接の自治体で発生した場合でも、半径10キロメートルであれば規制されますので、使用、菊池街道といいますか、等の関係車両の消毒ポイントなど、県菊池振興局を中心に協議がなされ、その候補地の検討も行われております。養鶏農家等の皆さんにとっても大きな脅威であり、また国内で発生した場合の風評被害なども大変な大きな問題であります。この件に関しても県と協力して野鳥や小動物の接触の防止や鶏舎の消毒など、また飼育されております鳥の検査の実施と発生防止に努めております。それぞれ町民の方々の広報活動でございますけれども、皆様には正しい知識を持っていただくためにも、町の広報紙におきまして今月の12月号にも掲載しておりますが、またあるいは県のホームページ等の紹介を行いながら強い指導方向にお知らせしたいと思っております。

以上です。

○議長（宇野光廣君） 新開則明君。

○3番（新開則明君） インフルエンザの補助金でありますけれども、65歳以上と、いわゆる就学前の子どもがございましたけれども、ほかの町村では、いわゆるこの対象外、65歳未満、それと就学前から学生に行き始めまでですね、これを対象に補助金が出ている市町村はございますか。

○議長（宇野光廣君） 福祉部健康福祉課長兼ねて福祉係長中尾精一君。

○福祉部健康福祉課長兼ねて福祉係長（中尾精一君） 新開議員の再質問に対してお答えいたします。

現状では、菊池圏域の中では菊池市、合志市、菊陽町、それぞれに3歳以上の全員の皆さんを対象に補助が出ております。補助の内容につきましては、多少変わるところがありますが、ほとんど上限額を2千100円ということで設けて補助をしているのが現状でございます。先ほども申しましたように、各市町の状況をもう一度確認しながら検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（宇野光廣君） 新開則明君。

○3番（新開則明君） 大津の方もですね、十分検討されて、予防接種が大勢の人にできるようにお願いしたいと思っております。

3問目に移ります。3問目の森林・原野を問うを質問いたします。町有の森林・原野につきましては、自然を守り、環境・地下水・治水等の大変重要な役目をしていることと思います。森林における植栽されたスギ・ヒノキなどにつきましては、先人達の森林への愛着と資産的な確保のため努力され、受け継がれ、成長してきているものと思います。時には施設の建築材料として使用し、経済的な財源として活用され、大変町にも役だっていることと思います。一旦、活用して伐採した後は、再び山を守るため植栽可能な状態にするための地ごしらえ、それから植え付け作業となり、木の成長とともに下刈りを行い、造林木が健全に育つように定期的に管理が行われ、時には競合する樹木を除伐しなければならぬかと思っております。場所次第では、木に登りかかるツルを取り除くためのツル切り作業も幼木時には大変重要な作業であるように思われております。成長とともに無節の優良な材料を

生産するため、枝打ちし、成長によって混み合ってきた状態になったときは造林木を適度に間引いて生育するような成長空間をつくるため、細い丸太を何度か生産して活用する間伐作業も大切なようがあります。しかし、民間の山林におきましては、間伐材を搬出しても経済的に利益がないためか切り捨ててあるのがよく見かけております。間伐の後は成長を見守りながら主伐となり、最終的な収穫となりますが、スギ・ヒノキでは普通50年程度ですけれども、最近では60年、80年、100年と除伐期を延ばしているようでもあります。

いずれにしましても、長期にわたる管理が計画的に行われることにより、価値のある材料となってきたものと思われまます。護川小学校建設時には、建築材料として使用され、役に立っていると聞いておりますが、今後も利用できる施設には活用できれば幸いかと思っている次第です。

また、間伐材は価格の低迷とはいえ、有効な取り引き手段が検討できれば非常に助かるのではなかろうかと思っております。現在における森林・原野の管理と活用状況はどうなっているのか、お伺いしたいと思います。

また、近年、全国の公園等の中には人々が樹木を観察できる公園があるようです。木には花の咲くもの、実のなるもの、幹に変化のあるもの、葉の形に特徴のあるもの、匂いのあるもの、枝に特徴のあるものなど、たくさんの種類がありますが、目で見て観察できる場所も望ましいのではなかろうかと思っております。全国の中でも東京都中野区におきましては、土地の大変貴重な地域であります。区立の公園を何カ所も利用して比較的めずらしい樹木を観察できるようになっておりますが、石鹸の材料になるサイカチ、日本産として食べられるオニグルミ、青色の花をつけるニンニジンボク、秋にはハートの形の黄色の葉になるカツラなど多くの樹種が植栽され、観察できるようになっております。町におきましては、森林の一部、いわゆる2町から3町ぐらいに集約して栽培し、自然歩道を通し、経費の少な目な管理費となるよう植栽シートを使用し、ポット苗から植え込み、低額な方法で完成できればと思う次第です。

このように森林の一部、2ないし3町歩に多種の樹木を植え、樹木の知識を学ぶ、樹木の観察公園は考えられないものでしょうか。お伺いしたいと思います。

また、以前、汚泥問題で話題となっておりました瀬田裏原野におきましては、熊本県をはじめ全国各地でも様々な報道がされておりましたが、やっと最近ではニュースの項目から消えつつあります。町の汚名となっていたものも確かでありまして、阿蘇山系の素晴らしい環境の一角となることを願っているところです。瀬田裏原野につきましては、原野組合等の権利的な部分もあるかと思っておりますが、行政により汚名返上となるよう適切な配慮が必要であるかと思っております。今後、環境的・地形的なことも含めて検討される点は多々多いように感じますけれども、植栽可能な範囲に植栽して治水と活用面を考え、スギやヒノキはほかの森林に広範囲に栽培されておりますので、また価格の面も低迷しており、杉・桧以外の建築や装飾品に使用できるエンジュ・カヤ・ムロ・ミズメザクラ・カエデなど有望な樹種があり、それぞれに使い方があると思っております。興味と経済性のある樹種ではないかと考えられている品種であります。瀬田裏原野の今後の対策と植栽可能な範囲にスギヒ以外の名木種の植栽は考えられないか、お伺いしたいと思います。

○議 長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 新開議員の町有林、あるいは高尾野公園、あるいは瀬田裏の関係の利活用関連でございますけれども、町有林関係についても戦後の植栽ということで、もう利用できるものもありはしないかなと思いますけれども、当初計画において100年のスギというか、そういう人工林を育てようというような目的で行われております。ある話によりますと、やはり4、50年のものを張り合わせてつくる資材の方が高く売れるというような話も聞いております。しかし、まだ中国やロシア関連の輸入材というか、そういうものが出回ってコストが安いというようなことで、日本の森林産業関係においてもまだまだ卸売りや製材所やいろいろな形の中でコスト高になっておるといような話も聞いております。今後につきまして、町有林関連の利活用についても十分検討をしていかなくちやならないというふうに思っております。瀬田裏についても、あるいは高尾野公園についても、それぞれの高尾野公園についても、それなりの公園ができておりますし、近くの人たちのボランティア活動によって素晴らしい公園のなりつつあるのは確かでございます。しかし、まだまだいろいろご質問ありましたように、PR関係というか、啓発関係が少しできてないというか、その辺のものがまだ不足して利活用ができておらないような状況も確かでございます。瀬田裏につきましても、一部沖新町の漁協さんの関係で植栽していただいております。そういう汚泥関係等の問題もございましたけども、今、例えば水道企業団関連等についても牧野組合との環境保全関連の協定を結びながら素晴らしい水をお願いするために、その辺の管理、関連等についても十分牧野組合をお願いするというような協定も近々結ぶというようなことで考えておまして、牧野組合とも十分相談をやっていかなくちやならない。しかし、またそういうものをやろうしても、今、大林の方から上る道がですね、昭和の後半か、そのころにつくって畜産関係の牧草関係を改良して道をつくりましたけども、それ以外全然手を入れてないということで、今、何人かの農家が放牧されておったり、あるいはそういう形をしておられますけれども、どうしても道の便が悪いというようなことで、強く今言われておるのは確かでございます。そういうような状況でございますので、十分牧野組合とも連携を取りながら今後の利活用をしっかりと考えていきたいと思っております。状況等については、よろしければ担当部長の方からご説明をさせていただきます。

○議 長（宇野光廣君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） 新開議員の質問の中で、時間がありませんので簡潔に述べさせていただきますと思います。

町有林の現状でございますけれども、スギ・ヒノキを中心に、あるいは原野等の広葉樹等、あるいは俵山等の植樹等にそれぞれ企業等の皆様に植樹していただいているところでございます。また町有林の活用状況でございますけれども、スギ・ヒノキが価格低迷が続いておりますけれども、価値の高い90年、あるいは100年の高齢級の森林を育成しているところでございます。その中におきまして、スギの場合は家屋の柱とか、ちゅうせい材とか、直径16センチ、あるいは18センチ等の需要が多いので単価が高くなっておりますが、町長がおっしゃられましたように、40年、50年生、それを単価を見てくると需要が結構高くなっております。スギよりもヒノキの方が高いですけれども、

立米数的にはですね、そうした需要関係の差がございます。

それからもう1つ、高尾野公園でございますけれども、高尾野公園の中には、結局広葉樹の森、あるいはシイタケの森とか、針葉樹の森という形で、シイとかカシとかタブとか、そうしたものをいろいろ植樹をしているところでございます。新開議員のおっしゃったサイカシとかニンジンキとか、そういうところも当然ですね、考えられる部分があるかと思いますが、自然観察園に最適ではないかなど、ある意味ではそういうことの高尾野公園は小中学校の環境学習等でいろいろな遠足等にも憩いの場所として利用されているというふうなこともまた拡大されることも大事ではないかと、活用することでも大事ではないかなということでございます。

いずれにしても、森林公園の利用促進を図ってまいりたいというふうに思っております。

3番目におきましてくるところの瀬田裏につきましては、もう立野牧野組合の中で家入町長が答弁されたような内容でございます。

以上です。

○議長（宇野光廣君） 新開則明君。

○3番（新開則明君） スギヒの販売ですけども、ここ近年中は全然収入が0だったのか、金額的にどれくらい上がっているのか、それが1点と、森林公園の中にこの観察公園ですね、これはやはり場所的には一番言われたように高尾野森林公園が一番適しております。ですから、そういう可能性を含めながらですね、いわゆる公園のつくる範囲につきましても、いわゆるシイタケの公園があるかと思えますけれども、そのようなことも含めながら、大体その近辺にできはしないかと思えますけれども、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（宇野光廣君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） まず、収入等でございますけれども、17年度は1千562万円と、それから18年度が1千366万円、そうした収入が上がっております。

それから、次の質問、何だったですかね。

○3番（新開則明君） 観察公園のそばにでけんかと、シイタケの、そういうところにね、側にでけんですかて。

○経済部長（西本昇二君） 当然、おっしゃるとおり、そういうところはですね、大きな環境の面というところで考えていく必要があるかと思えます。

○議長（宇野光廣君） しばらく休憩します。午後1時10分から再開します。

午後0時10分 休憩

△

午後1時10分 再開

○議長（宇野光廣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

長谷部健一郎君。

○4番（長谷部健一郎君） 皆さん、こんにちは。通告順番3番、通告書に従いまして質問をいたします。

大津町長、2期目の当選、おめでとうございます。2期目で町長としての手腕を大いに振るっていただき、町政の発展に全力を尽くしていただくよう期待をいたします。

質問事項でございますが、商工業の支援についてですけれども、昨年のアメリカのサブプライムローン問題に端を發しまして、世界的金融危機となっていることは周知のとおりであります。またさらに本年度の9月15日、リーマンブラザーズ倒産をいたしまして、大きく社会の情勢が変化をいたしまして、我が国も甚大な経済的被害を被っています。大津町の企業経営者も資金繰りに困窮しているのが現状でございます。来年はさらに実体経済が深刻化し、原則するというような予測も立てられているところであります。

そこで、緊急対策の方策といたしまして、現在実施している利子補給制度、現在は実施している利子補給制度について触れますが、この制度につきましましては57年3月に制定され、各事業所が大変助かっているというところであります。概略その内容に触れますと、大津町中小企業店舗新築改装工事機械及び駐車場設備資金の利子補給の条例ということでございます。この条例につきましましては、大津町中小企業の近代化を促進するため中小企業者が店舗の新築・改装・工場の設備機械・駐車場設備に必要な資金の融資を受けた場合、その利子の補給を行うことをもって目的とするというふうなことでございます。利子補給の期間というものは、借りてから3年間を補給をするというふうなことでございますし、また限度額というものにつきましましては1千万円の利子について6割を補給をするというふうな形になっているというふうになっておるところであります。現在は、設備に対しての利子補給というものでございますけれども、金融の支援の方策というものについて、今後は運転資金にも利子の補給を行うような支援ができないかどうかということであります。市街地の商工業の活性化の重要な事項でありますし、多くの事業所の救済策と思われませんが、町長はどのような考えでおられるか伺いたいと思います。

申し忘れましたが、1問、2問、3問というふうなことで、今1問だけを申し上げましたので、大変恐れ入ります。大変失礼をいたしました。質問事項は、商工業の支援、1番。2番が雇用対策、3番がいきいき商店街事業の助成と、交付の要綱の見直しについてということが質問事項でございました。大変失礼をいたしました。

以上の観点から、町長のお考えをお聞きしたいと思います。1問目の質問を終わります。

○議 長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 長谷部議員の商工業の支援についてでございますけれども、大津町で行っております中小企業店舗新築改装工事機械及び駐車場整備融資金利子補給制度の施行の関係でございますけれども、これについてはまた現状を把握関係も指示しておりますけれども、平成10年に行ってきたおりますけれども、その辺の状況内容についても担当の方からご説明をさせていただきます。

中小企業の資金繰支援のためには、10月31日から緊急保証制度が始まっております。これにつきましては、中小企業庁や金融庁、そういう金融機関に対しての中小企業への円滑な資金提供を繰り返すというふうな制度の状況が今なされておりますので、その辺の国の支援関係等についても相当緩和されておるようでございます。今までが一般保証で8千万円ということでもございましたけれども、

無担保で8千万円までとか、あるいは普通の担保で2億円までというような信用保証協会の100%の保証を受けることができるというようなことで、国の方もしっかりとされておるようでございますけれども、この辺の状況を見ながら検討をしていかなくちやならないというふうに思っております。その件につきまして、検討する前に10年度から始まっておるような状況について担当部長の方からご説明をさせます。

○議長（宇野光廣君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） まず、議員のおっしゃるとおり、今回の信用保証制度でございますけれども、はじめの中小企業の店舗新築、あるいは改装、工場機械等の、あるいは駐車場等の設備融資関係でございます。町長おっしゃいましたように、大津町ではその平成10年度におきましてのところの3年間を時限法として補給させていただいております。そのときには、件数は17件というふうに確認しておりますけれども、今回におきましてはもう一つの、これは別の利子補給の要綱でございますが、小口資金の緊急対策の利子補給でございますけれども、今、今回始まりました現在の申請状況でございますけれども、それにおきますところでは現在の数字におきまして53件を把握を、申請を見ているところでございます。これにつきましても、新しく始まりますところの利子補給制度、利子融資関係でございます、新たに国が1年半という形の時限立法でまた中小企業等の融資関係の緩和をさせていただいている状況でございます。数字的なものは一応状況はそういうところになります。

それともう一つ、これらの取り組みの内容でございますけれども、大津町としての積極的な取り組みがどういふふうに必要なかということでございますけれども、これも問題は経営安定の支援ということでございますので、前回と同様の利子補給関係の支援は当然検討はされるべきことではないかと思っておりますけれども、これはまた町長の方でまた検討をいただけることではないかと思っております。

以上です。

○議長（宇野光廣君） 長谷部健一郎君。

○4番（長谷部健一郎君） おっしゃいますとおり、平成10年から3年間750万円を限度に支援をさせていただいたというようなことで、この部分につきましては大半の企業さんがやはり経営の安定に、安定を図られたのではないかとこのように思います。今回は、前回は日本のバブルがはじけての大不況でございましたが、今回の場合は世界的な経済の大破綻というような大変大きな問題でございますので、この辺の対策というものもしっかり立てていただきたいというふうに思います。もう一度町長の答弁をお願いしたいというふうに思います。

○議長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 今、担当の方で53件というふうな話を今伺っておりますけれども、これにつきましてはどのような内容であるかというような形と、どのような形で町おこしが商業の活性につながるかというような、その辺の内容も十分検討しながら、国の補助、県の補助を十分検証しながら、町でできるものはどういう形でできるかというのを今後検討していきたいというふうに思っております。

○議長（宇野光廣君） 長谷部健一郎君。

○4番（長谷部健一郎君） ただいま国の方も本当に非常に厳しい内容で、状況的には大津町においても税収が明らかに来年度は減るといような形の中でございますので、そのあたりは十分理解をしておりますけれども、国と連携を取って、その制度的なものの見直しも必要かというふうに思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、第2問目に入りたいと思ひます。雇用対策についてでございますが、報道機関等では先ほども触れましたが、100年に一度の世界的大恐慌というふうなことになる、このことに関しては企業等の収益が急速に減速しまして、減収減益というふうなことになるというふうなことで、各企業も下方修正というふうなことで昨日もトヨタ自動車も大幅な下方の見直しがあつていたようですが、この大変な時代に入ってきたときに、地元にも本田の熊本製作所をはじめとして世界的なシェアを誇る企業もたくさん立地し、その関連の下請け、あるいは流通、あるいは小売というふうなそれぞれの分野でも売り上げの減少というふうなことで、ここに来ましてこの町の経済も一変して不況が進んでおるといようなことでございます。企業の不振というものに際しましては、やはり即座にこの人件費の削減というものが企業としては考えられる。働く方々の雇用の解雇、あるいは採用の内定の取り消しなど、リストラされ職を失うというふうなことで、明日の生活ができなくなるような非常に大変な問題でございます。町としてはどのように支援策を採られるのか、この辺を伺ひたいというふうに思ひます。本当にこの支援策というものが採られるかどうかということ、お考えいただければというふうに思ひます。この件につきましてどのような考えか、お伺ひをしたいと思います。

○議 長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） おっしゃるように、本当に厳しい状況であるのは確かで、企業や関係者のお話をお伺ひすると、本当に100年に一度、いや企業もなくなってしまうんじゃないかなと。あるいは日本沈没するんじゃないかなというふうな、それくらい厳しい状況でもあるかと思ひます。しかし、今までのこれまでの状況の中で、企業がどのような頑張りで今後やっつけられるかというふうなことについては、なかなか企業さんの方も生き残りにかけてどのような対策をやられるのかという企業責任の下でどんな形を支援していかれるのかなというふうなところもまだ見えてきておりませんし、国といたしましても、雇用対策関係については、中小や零細企業への資金制度の融資、あるいは失業者への生活資金貸付事業、あるいは給与手当の介護助成金の活用と、あるいは解雇通知を受けた人々の住宅確保というふうな関係で、国はそれなりの対応をしておるようでございます。企業の方についても、まあそれぞれの人件費を抑制するとか、あるいは生産調整を行うとか、在庫の圧縮や人件費の削減に努めておられますけれども、もちろん価格下落に苦しむ半導体業界や景気悪化に伴う販売不振の深刻化は、もう既に見えてきております。もちろん先のアメリカのピク3の問題も出てきておりますけれども、そういう国で管理しなくちゃならないような状況になっておるといようなことで、これまた為替関係で円高の88円というふうな台をやっておりますので、新たな打撃をまた受けておるといような状況でございます。

そのように厳しい状況の中で企業として、あるいは行政の立場としての責任というのはどういふも

のであるかというような形で今検討をさせていただいております。そういう中で、我々は今担当者それぞれ、企業誘致であれば企業の関係の方々、あるいは商工観光の係は商店街関係、あるいは農政であれば農協関係、それぞれのところで事情聴取を行って、その中で困ったことやある程度支援していただけるようなものは何であるかというような形を今事情聴取をしながら、そういう中で新たな政策が町として採っていけるものであるかというような形になると、先ほどから申しておりますように、そのような税金対応というのが町民の税金全般のものでございますので、そういうバランスがうまく取れるような政策でなくてはならないというふうにも思っております。そういう意味におきまして、やはり経済・金融、そういう形の中で回るものでありますので、回るような形はどのような形の支援をやっていくかということを十分検討しながら、今後支援対策を考えていかなくちやならないんじゃないかなと思っております。そういう意味におきまして、今後の状況を十分把握しながら、そして施策については新年度予算で上げていけるようなものがあれば上げていかなくちやならないというふうに思っておりますけれども、今、町民の皆さんには独自で頑張っていただけるような、あるいはそういう情報をしっかり流しながらお願いをしておるところでありますし、例えば国の補助事業で、農地水関連で法人化組織なんか今やっております、それなりの地域での安全とか、あるいはそういう環境整備とか、いろんな形で事業が進められております。そういう意味におきましても、同じような支援体制、もちろんこれは大津町住民に限ることでございますので、住民に対する支援もしっかり、何をできるかというような形、これはいろんな社会福祉の問題、子育て支援問題、いろんな形で別な方向で町の責任で支援をやっていくものがありますので、そういうものについても十分バランスよいというか、包括的なところで検討を今後進めていながら支援というものが何であるかというものを十分検討しながら今後やっていなくちやならないというふうに考えております。

○議 長（宇野光廣君） 長谷部健一郎君。

○4番（長谷部健一郎君） 町としては、町の対策というようなことで、これは全体を見渡して、やはりそのバランスの取れた政策というものを行わなければならないというふうに町長おっしゃいましたが、やはりこの部分につきましては、経済の問題、即税収の問題、あるいは人の生活の問題というように大きく一変するような住民の方々の生活というものが関わっておりますので、バランスも必要でございますけれども、やはり町としてもいち早くですね、対策を取り組んでいただきたいというふうに思います。先ほどは12月18日に経済対策の会議を行うというようなことをおっしゃいましたが、この部分を最重要視していただきながらですね、取れるものは何なのかというものを一つ一つ検証しながらですね、進めていければというふうに思います。企業連絡協議会、あるいはあけぼの会等々の各種の団体あたりを通じながらですね、雇用の、これは町としての雇用の積極的なアピール、あるいは特別対策室などですね、設けながら、そして住民の声を十分聞きながら、やはり生活の安定に向けた取り組みをしていただきたいと、これが望ましい姿ではないかなというふうに思います。特別対策室というものにつきましては、やはり雇用の問題、あるいは個々人の収入が閉ざされたやはりそのお手伝い、支援の方策、弁護士を含めたですね、いろいろな力をですね、住民に貸していただいて、内需拡大というか、さっきおっしゃいましたそのそれぞれの町の支援策も若干拡充していくとい

うような話でございますので、その辺は十分受け止めます。その中で、やはりこういう部分の経済対策室というものを特別に設けてはいかがかなというふうに思います。質問をいたします。

○議 長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 対策室と申しましょうか、担当の係と申しましょうか、そういうものにつきましては、先ほどの質問の中で答えたように、企業誘致課というのがございますけれども、そこが今、一生懸命今まで4年間頑張ってきて、企業誘致も10社、あるいは38社が増築・改築いろいろやってきて、成果は上がってきて、企業連絡協議会との連携も素晴らしいものになったのは確かです。しかし、今おっしゃるような課題を抱えた現代において、彼たちがその企業とそういう商工関連等についての情報をしっかり捉えながら潰さないとか、出ていかないとか、そういうようなお話の中で十分対応できるような形を取っていかなくちゃならないというふうに思っておりますので、商工観光課と一体となった、先ほどの「すぐやる課」というわけじゃございませんけれども、十分窓口関係の相談をピシッとやりながらやっていきたいと。しかし、これはやっぱり先ほどから申しておりますように、どんな仕事があるかという問題も従業員の再雇用の関係についても考えなくちゃなりませんし、今、現在で困っておるのは、我々としても福祉事業のヘルパーをはじめとする、その辺の人員不足もございますので、そういうような福祉関係の仕事関連等についても十分検討しながら、そのようところで頑張ってもらえるような職員がおるかどうとか、いろんな形でやはり雇用の継続とか、そういうものを図っていただいて、また2年後は会社の方に帰っていただけると農家の地玉の魂が植え付く、あるいは福祉の精神が植え付くという、そういう優しい本当の企業人としてのなくてはならない人間が新たに輪を大きくして会社に帰ることができるんじゃないかなという、そういうようなキャッチボールができるような体制がこの大津町でできればすごいんじゃないかなという思いをしておりますので、その辺は企業と十分相談をしながら、連携を取りながら、そして農協をはじめ社会福祉法人関連機関とも連携を取ってですね、その辺の中で支援が何ができるかというものを考えていかなくちゃならないというふうに思っております。

○議 長（宇野光廣君） 長谷部健一郎君。

○4 番（長谷部健一郎君） 雇用の維持に努力されながらですね、緊急的な雇用の安定を図っていただきたいというふうに思います。

それでは、3番目の質問に入ります。

現在、いきいき商店街事業の助成対策というような要綱がございますけれども、この見直しについて、現在、商店会のエリア部分の不足業種として商店会が申請をしながらですね、商店会の不足業種というものについて支援をしていただいておりますけれども、商店会のない地域、例えば大津駅通りとか、あるいはジャスコ周辺とかですね、大津町全体ではそのなかなか業種的に補助助成が受けられないというような部分が発生しております。また、この対策については、この商店街の補助助成の要綱というものについては、魅力ある商店街づくりを推進するため、商店会等が実施する活性化事業を支援し、大津町がその経費の一部を補助する大津町いきいき商店街事業というものを策定しております。この部分については、対象にならない地域が多く見受けられますので、この部分の制度を広範囲

に広げていただくような施策、それからこの部分については対象年度が平成16年から20年、本年度までになっております。この部分では、やはり空き店舗対策事業、あるいはですね、地域の活性化事業という部分については、これを継続していただければ、その対象枠というものも広めていただければ非常にですね、商店街の対策では活性化できるのではないかというふうに思います。この部分について質問いたします。

○議長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） いきいき商店街事業の補助金というようなことで、今、議員おっしゃるように平成16年に5カ年間の期限ということでやらせていただいております。この事業につきましても、もちろんその中心地における商店街の商工会の中で一生懸命頑張っておられる前栄会や商栄会というような形が残っておるところでの維持をしようということでやられたんじゃないかなと思いますけども、過去におきまして10件ほどの申請があり、その中で現在3件ぐらいしか継続されていない。内容については、私の方で検証してみますと、学習塾や、あるいは唐揚げ屋さんとか、それぞれ地産地消の関係もございましたけれども、それぞれの中でなかなかこの地域で生き延びるとするのは厳しいような状況でございます。だから先ほどから申しておりますように、それぞれのゾーンをつくりまして、ご心配されております室町の方の桜町境界の本通り筋ですけれども、あの辺も大変暗くなって、もうある飲み屋さんの前なんか真っ暗で交通事故に遭うのは危ないんじゃないかなというような思いもしております。そういうような町の明るさもあの辺は全然暗くて遊ぶ場所じゃないなというような心配もしております。

そういう意味におきまして、新たな店もそれぞれ向こうの方には出てきております。そういう意味におきましては、それぞれの独自でやっぱり頑張っていただけのような整備は町がやらなくちゃならないというのはもう確かでございますけれども、今おっしゃるように、その例えば貸付関係の家賃の補助2分の1とか、あるいは4分の1というようなやり方についてはいかがなものかというような思いをしております。逆に返せば、そこの家主さんに補助金やとるんじゃないかなというような考え方も起きてくるというふうにも思っております。もちろん商店街の活性化だけでも、裏を返せばその家主さんに補助をやっておるといようなことじゃないかなというように思いもしております。しかし、そういう今のそこの地域においてどういう事業をやった方がその活性になるのかというのも十分考えなくてはならない。そういう意味において、私どもは今、宿場町、あるいは昔からの上井手とか、あるいはそれで生きてきたそのだごんこつくりとか、いろんな形の歴史と文化というか、そういうものが大津町には生き延びておるといふふうに思っております。そういう事業の体験をしながら事業をするというか、そういう形の事業というか、そういうものであれば、また新たなその産業、あるいは町おこしにつながってくるんじゃないかなと思います。そういう意味におきまして、今後のその利子補給というか、そういう事業でない、もうちょっと変わったものをですね、考えなくちゃならない時期であるというふうにも思っております。

そういう意味で、一方ではその考え方ではこういう雇用不信になったときに若者が店を出すとか、いろんな形の支援は必要かと思いますが、町全体の流れの中でどのような商店街、どのような形を

つくっていくかというのがこの将来の天津町をつくっていくためには一番大切じゃないんじゃないかなと思います。何でもかんでもその申請されたところにですね、異種業種がどんどんできていかなんかというふうな思いをしております。新たな職業はジャスコを周辺としたあの地域が一番必要じゃないかなと思うし、桜町通りにはそういう食事の関係のゾーンがあってもいいと思うし、こちらの方についてはそういう歴史文化の香りの高い、そういうようなものをつくることによって新たな産業おこしにつながり、お客がやってくるんじゃないかなというような思いもしておりますので、この件については、また担当課の方で十分検討をさせながら、その辺の予算に生かしていけるかどうかというのをやはり検討をしてみたいというふうに思っております。

○議 長（宇野光廣君） 長谷部健一郎君。

○4 番（長谷部健一郎君） 確かにこのいきいき商店街活性化事業につきましては、なかなか成果が上がっていないというは現状でございます。しかしながら、やはりそういう部分を含めてですね、やはり町の活性化、あるいはその見直しというものも十分、今町長がおっしゃるような部分等々をですね、考えておられるというようなことでございますし、この地産地消を生かした事業の体験、あるいは新たな産業の支援というものについてはですね、十分考慮の上、今後の町の発展、育成というものについては、やはり町が責任を持ってですね、企業興しといいますか、創業支援というものについて深く望みます。

以上で一般質問を終わります。

○議 長（宇野光廣君） しばらく休憩します。午後1時55分から再開します。

午後1時45分 休憩

△

午後1時54分 再開

○議 長（宇野光廣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

月尾純一郎君。

○5 番（月尾純一郎君） こんにちは。公明党の月尾純一郎が一般質問をさせていただきます。

はじめに、家入町長の2期目のご当選、誠におめでとうございます。大変厳しい経済状況の中ではあると思いますが、見事に難局を乗り越えられて歴史に名を残す名町長として、天津町のさらなる発展のため名指揮を執っていただきたいと思います。詩聖タゴールはこのように謳っています。「国は人間が創造したものです。国は土からできているものではなく、人々の心でできています。もし人間が輝いていれば、国も顕現されます」と。天津町も同じだと思います。町民の皆さんが健康で裕福で輝いていれば、天津町は発展していきます。輝いていくと思います。元気天津がさらにさらに顕現されていくことは間違いありません。私も微力ではありますが、議員という立場でその実現のため全力で取り組んでいきたいと決意をさせていただいております。

本日は、その意味も込めて、間もなくそういう時代を迎えることは間違いない、避けては通れない超高齢化社会、その対応に向けて、

1、介護予防と公園の活用を問う、

2、介護予防とラジオ体操の取り組みを問うの2点について家入町長にお尋ねいたします。

まずはじめに、大津町は町のキャッチフレーズを元気大津としています。その名のとおり、大津町は様々な分野で輝き、元気ぶりを示していると思います。また、個人一人一人に目を向けても同じことが言えると思います。しかし、文字通りの健康というものを見たときに、果たしてそうか。私は必ずしも元気とは言えないのではないかと考えています。毎年増大する要介護者の数、メタボリックシンドロームに代表される成人病による要介護者予備軍と呼ばれる人たちの増加、しかも先ほども述べたように、あと15年後、あと20年後、いわゆる団塊の世代の皆さんが後期高齢者と呼ばれるようになったとき一体どうなっているのか、考えただけでも恐ろしいと思っているのは私だけではないでしょう。要介護になった人たち、それを介護する家族、地域、町、様々な形でそれぞれの立場で元気という言葉を噛みしめることになると思っています。それでは、必ず来る15年後、20年後のために町はどんな対策を講じようとしているのか、お示しいただきたいと思います。恐らくそのときは町長も私たちもどうなっているかはわかりません。そのとき、にっこりとほほえむのは、今のそのことを知り、しっかりと対策を講じている人であることだけは間違いないと信じています。

また、一歩目を転じれば、世界的な経済不況の中、我が大津町にとっても大変厳しい財政運営が要求されております。そして、我々一人一人の町民にとっては、もっと大変です。生きるか死ぬかの戦いの連続です。そんな中、増え続ける要介護の人たち、介護費用の問題、国保医療費の問題、どれも避けては通れない問題ばかりです。看過できない問題ばかりです。その決して避けては通れない問題、課題に対して、今のうちからしっかりと手を打っていけるのは誰か、それは町長お一人であります。

そこで、本日は、いわゆる介護予防のための手段として、私の考える2点について提案し、質問するものです。1問目と2問目は相通ずるものがありますので、話が行ったり来たりするかもしれませんがお許しいただきたいと思います。

まず、介護予防と公園の活用についてお尋ねをいたします。大津町には100近い公園があります。これらの公園が現在どれぐらいの人に、どのように利用されているか、町がどのように把握しておられるか、お示しいただきたいと思います。その上で町民のニーズに合ったものであるかどうか、小さい子どもたちにはどうか、若者にはどうか、若いお父さん、お母さんにはどうか、高齢者にはどうか、障害を持った人たちにはどうか、教えていただきたいと思います。そして、それらの状況、内容を基に大津町としてこれらの公園を今後どのように利活用、運営していかれようとしているのか、お尋ねいたします。

次に、公園に高齢者のための健康遊具の設置についてお尋ねいたします。少子高齢化を反映して、全国で街角の公園が様変わりしはじめています。これまでは公園の遊具と言えばブランコや滑り台など子ども向け中心だったものが、最近は高齢者向けの健康遊具を設置する公園が増え始めたと言われています。早朝の散歩の前後や昼下がりの軽い運動などに利用するシニアが増えているからだと言われています。これまで乳幼児とお母さんの登竜門と言われていた公園デビューという言葉も、今や高齢者にも当てはまると言われています。介護予防公園として老若男女が手軽な運動に利用されている

東京都千代田区の西神田公園では、背伸ばしベンチ、上下ステップ、上半身アーチなど、8種8基が設置されています。例えば背伸ばしベンチは、両手を挙げて円形の背もたれによりかかると自然と背筋が伸びて全身の筋肉をリラックスさせ、身体が堅くなることで起こる腰痛や肩こりを軽減させる運動効果がある。また、上下ステップは、手すりにつかまって高さの違うステップを順番に渡り歩くことで足の筋力とバランス感覚を向上させる運動効果があり、転倒予防につながるとしています。各遊具の側には適切な使用方法を図解入りで説明した看板が設置されており、初心者でも気軽に使えるよう配備されています。また、設置当初は週2回、インストラクター2人を配置して指導するなど積極活用の普及に努めたとしています。同区では好評の声を受け、統合原水記念公園にも9種10基の健康遊具を設置しております。年中無休で毎朝6時半から行われるラジオ体操に参加する高齢者らが積極的に利用しているということです。また、両公園とも高齢者に限らず出勤前のサラリーマンや開店前の店主など老若男女が思い思いに健康遊具を利用している上、子どもたちも工夫して遊びに利用しています。健康遊具が公園にあることで、高齢者が公園や外に出掛けようという気持ちを持ってもらうためにも非常によいことだと推進を協調しています。愛知県東浦町では、町中心部のおだい公園に15種類の健康遊具を設置した。準備運動、バランス改革運動、体力回復、頭脳運動の4ゾーンを順番に周り、足の裏を刺激したり肩関節を柔軟にする運動などを行うことで、高齢者の自宅での閉じこもり防止や介護予防を目指しています。身近な公園で健康づくりが楽しめますとする鹿児島市では、年次計画で公園に健康遊具を設置する都市公園健康づくり事業に取り組んでいます。これまで合計29公園に、背伸ばしベンチ、上半身ひねり機器、腹筋ベンチ、ぶら下がり機器、階段昇降機器、前屈用機器の6基を設置しています。幼児から高齢者まで幅広い世代に利用されており、公園を散策しながら気軽に健康づくりが楽しめる、また子どもとのふれあいの場になっているとしています。

さて、るる述べさせていただきましたが、介護予防とは元気に高齢者になるべく要介護状態にならないように、そして介護が必要な人もそれ以上悪化させないようにする取り組みです。自分はまだ元気だから介護予防など必要ないなどと言われる方も多いかもかもしれませんがも元気なうちから取り組んでこそ効果は抜群だと思います。生涯を通して自立した暮らしを支えていくための介護予防は、絶対に必要ではないでしょうか。しかも高齢者や後期高齢者と言われるようになってから取り組むのではなく、40代、50代、60代の前半からしっかりと取り組む必要があり、団塊の世代の皆さんが今ちょうどそのときです。今こそ町も真剣に取り組むときです。一人一人が健康に長生きをして、町も介護費用や医療費を抑えることができる、こういう取り組みをしていく考えがあるか、お尋ねいたします。

○議長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 月尾議員の介護予防、あるいは公園関係についてのご質問でございますけれども、おっしゃるように大津町には100近くの村の鎮守の森というようなところまで多くの公園がございます。もちろん、そういうところにつきましては、地区において管理運営をされておられます。しかし、都市公園、昭和園とか、あるいは運動公園、高尾野公園、そういうところについては、町が管理しておりますけれども、今、流行のグラウンドゴルフについては昭和園とか、あるいは高尾野公

園については野球とか、そのようなそれぞれの活用がされておりますし、あるいはカブトムシ公園につきましても、買い物客を主体とした若妻の子ども、あるいはじいちゃん、ばあちゃんとのふれあいの公園というような形で活用されておるようでございます。しかしおっしゃるように、やはり公園というものが今後その高齢者の皆さんとおじいちゃん、おばあちゃんたちと子どもたちがどう遊ぶかというようなことを考えたときに、その辺の公園については今のところ活用されるような公園は今のところないんじゃないかなと思うし、またその辺のふれあいというのが、過去の生活パターンというか、そういうものが核家庭とか、いろんな形の中で今は高齢者は高齢者なりの健康方法というような形でグラウンドゴルフに一生懸命取り組んでおられるということで、子どもたちを見るというか、振り返るところ、そういうものがなかなか見あたらない。だからといって、その大人たちと子どもたちが一緒になって、村の鎮守の森とか、そういう公園の小さなところで知恵を出して遊ぶ場所とかいろんなものを工夫されるような公園、そういうものが今後どんどんできてくれればなと思いますけれども、子どもさんもなかなか勉強とか部活で忙しい関係で、そういう形できあがる公園というのはなかなかないんじゃないかなと思いますけれども、しかしおっしゃるようなそのような公園をつくっていくとか、そういうものが必要であると。そういう意味におきまして、例えば矢護川自然公園、あるいは岩戸の里の公園というような形の中で、それぞれの特徴ある公園でございますので、そういうところでじいちゃん、ばあちゃんと一緒に登山というか、ミニ登山みたいな感じで遊んで帰ってこられるというような形の公園もできてくること、できてくるのが望ましいし、また高尾野公園のそういう自然の中での学習、そういう意味において、高齢者のおじいちゃん、おばあちゃんたちが今まで採ってきたその梅・栗とか、あるいはそういうシイタケとかいろんな形の中で子どもたちに体験させられるような公園がありますので、そういうものを利活用できるような形でなっただければなというように思っております。それぞれの公園と今後の公園関係についても、担当の方からお話をさせていただきたいと思っております。

○議 長（宇野光廣君） 保険医療課長西岡逸郎君。

○保険医療課長（西岡逸郎君） こんにちは。まず、月尾議員の一般質問の中で介護予防の取り組みについてお答えをします。

町長が申し上げましたけれども、町では地域包括支援センターにおきまして介護保険、被保険者が要介護状態、要支援状態になることを予防するとともに、要介護状態になった場合も可能な限り地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として地域支援事業を実施しております。また、一般高齢者を対象にしましては、ふれあい型ミニデイサービスを地元のボランティアの協力を得ながら現在21地区で開催し、そこに包括から看護師2名を派遣して健康相談、健康チェック、給食及び趣味活動を通して介護予防を実施しているところでございます。また、老人福祉センターにおきましても同様の生きがい型デイサービスを実施しております。そのほか、60歳からの体力づくり教室としまして、一般高齢者を対象として3B体操、毎週火曜日に北部、中部、南部、東部の地区で開催し、体力の維持向上に努めているところでございます。

また、食生活におきましても料理が単調化し栄養が不足がちになることを防止するために、食生活

改善推進員のご協力を得ながら高齢者の栄養教室、本年は16回計画しているところでございます。

次に、住民の健康診断等におきまして把握しました特定高齢者、この方たちは介護認定の非該当者ではございますけれども、虚弱な高齢者で、いずれ要介護状態になる可能性が高い高齢者の方をいいます。その方たちに対しまして、現在、42名の参加者を仰ぎまして、2つの事業所に委託し、筋力トレーニング及び栄養指導、また口腔ケア等の指導を行っており、今まで一定の効果を上げているところでございます。

また、介護予防としての公園の活用につきましては、現在大津町では取り組んではいないところでございます。今後はですね、さらに高齢者のニーズを把握し、多くの高齢者に参加していただける事業を展開しながら、介護予防に努め、介護給付の適正化を図りたいというふうに思っております。

次に、公園における高齢者のための健康遊具の設置についてでございますけれども、近年議員が言われるように中高年の体力づくりへの関心の高まりを背景に、腹筋ベンチ、懸垂器といった大人向けの健康遊具を備えた公園が増えているのは事実でございます。日本公園緑地協会によりますと、健康遊具を取り入れた公園は5年ほど前から全国的に増加しているそうでございます。また、4年前の報告でちょっと古くはなりますけれども、国土交通省の報告でも平成16年の全国の都市公園の健康遊具設置数は9千618基、これは平成10年の5千690基から7割の増加でございます。少子高齢かを一つの背景に、子ども用などの遊具全体の伸び率が同年費で1割増に留まっているのに比べ際立っていると言えるかと思えます。現在、介護予防公園と位置づけられた公園でよく知られていますのが東京都千代田区の区立公園であります。この公園は、財団法人東京都老人総合研究所の指導の下、子どもから高齢者まで散歩や通勤の途中、自分自身の都合や体調に合わせて気軽に楽しみながら身体を動かすことで自然と介護予防や健康増進につながることを目的としてつくられています。この公園におきましては、団体で利用する場合、インストラクターの派遣をする制度もあるようでございます。現在、高齢者の健康維持が課題となっており、介護予防、医療費の抑制などを考えますと、健康遊具はその対策の一環になるのではないかと考えられます。大津町の公園には、現在健康遊具を設置したところはありませんが、今回購入予定のアルコール工場跡地において、敷地東側に子育て健康広場、これは仮称でございますけれども、の整備を計画していますので、ここに子どもから高齢者まで利用できるような健康用具の設置が可能であるかも含め検討してまいりたいというふうに思っています。

次に、公園の今後のあり方についてお答えします。今まで公園を整備する場合、公園は子どもの遊び場というのが常識でありましたが、少子高齢化の影響で子どもに代わって高齢者が公園で遊ぶ姿が目立ち初めております。高齢者の方が公園を利用することで子どもたちが遊ぶ場に不審者が近づかなくなるような効果もあるのではないかと考えております。今後、現在ある公園の子ども用遊具も老朽化し、交換が必要になってくる時期になってきています。そのときに、高齢者の公園利用及び健康増進を推進するためにも、健康遊具の設置について先進地の利用状況や効果などを検証しながら検討してまいりたいというふうに思います。

なお、新設の公園についても同様に考えております。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（宇野光廣君） 月尾純一朗君。

○5番（月尾純一朗君） 新設されるアルコール跡地に検討をしていきたいというお話でございましたが、森にあります大津町運動公園の中の総合体育館の中に筋力トレーニング機器がありますが、大変、高齢者の方にとっては交通の便が悪くてなかなか行きづらく、また機器自体も相手が機械でありますので使いづらいという声がよく聞かれております。こういう健康遊具等を設置されますと、気軽に、本当に散歩気分です、行って使えるということで、大津町の中央部、また西部、東部、北部、南部という具合に次々とですね、一度には当然できないと思いますのでつくっていただければ、皆さん喜んで使っていただけるのではないかと考えております。

それから、今、答弁の中にもありましたが、地域支援事業の中です、活動の中で高齢者の方がこういう健康を目指してこういうのに取り組んでいく中で、子どもたちともふれあうわけですが、地域の人とのふれあいというのもですね、たくさん可能性として出てくると思います。そういうものを町として積極的に取り組んでいくという考えがあるかどうか、もう一度お尋ねいたしたいと思います。

○議長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 大津町でつくれるような場所があるかと、また今後それについてどうするかというような形でございますけれども、まだまだ先ほど申しましたように、高齢者の方と子どもたちの距離があるようございますけれども、その距離をどう埋めるかと、あるいは地域の方とどう対応していくかというような問題もいろいろ課題はあるかと思いますけれども、今工事中の大津町の室町に健康ジムというか、スポーツジムというか、プールというか、そういうものが総合的に今建設されておりますので、この辺の民間活用をいたしながら、その辺のところのその町としての支援がどういう形でできるかというようなことも検討しながら、そこでプールでおばちゃんとか子どもたちとのふれあい、そういうような感じのものがうまく生まれてくれれば幸いではないかなと思いますので、まずはそういうプール活用の中で健康増進とともに子どもたちと一緒にふれあいをしっかりと大事にできていけるような形になってくれればなというように思っておりますので、その辺の支援体制についてどうやっていくかというの、今後検討していかなくちゃならないというふうに考えておりますので、新たに公園つくってどうのこうのというようなところは、今のところ考えていないというような状況でございます。

○議長（宇野光廣君） 月尾純一朗君。

○5番（月尾純一朗君） ちょっと質問が下手だったのでわかりづらかったと思いますが、新たに公園をつくれということは言うておりませんので、現在ある公園を利用しながらですね、こういうものをつくっていったらどうかということでございます。

2問目の質問に移りたいと思います。メタボリックシンドローム対策をはじめとする、いわゆる健康づくりの一環としてラジオ体操を取り組んでいく考えはないかについてお尋ねいたします。国民の健康への関心が高まる中、メタボリックシンドローム解消の手段としてラジオ体操が注目されています。ラジオ体操は、1928年11月1日、東京中央放送局から国民保健体操という名で放送が開始

されました。終戦で一時的に中断されましたが、1951年には今のラジオ体操第1がつくられました。その後、ラジオ体操第2、みんなの体操も加えて現在に至っております。2004年に簡易保険加入者協会が実施した小学校におけるラジオ体操の実態調査では、全国の小学校におけるラジオ体操実施率は76.4%、週2回以上のペースでラジオ体操で1日をスタートさせる人は全国で2千700万人に及ぶと推定されるなど、国民の身近な健康法として定着しているところです。今、このラジオ体操が運動不足解消の手段として中高年を中心に見直されています。軽い運動と思われがちなラジオ体操も第1、第2をきちんと行えば脈拍は安静時の約2倍に上がり、その消費カロリーは約60キロカロリーになると言われています。男性の望ましい運動量が1日300キロカロリー、女性が200キロカロリーであると言われておりますので、かなりの運動量であることがわかります。ラジオ体操は、第1、第2を合わせると26種類の動きで構成され、約400の全身の筋肉のほとんどを使います。バランスの取れた全身運動で、ウォーキング、筋力トレーニング、ストレッチングといった人間に必要な運動要素がすべて含まれています。ラジオ体操を続けると歩くことが苦にならなくなるといいます。メタボリックシンドロームの解消の根本は、歩くことだそうです。15分から20分歩くことで体の脂肪が燃焼しはじめます。運動は、自分自身への投資です。ラジオ体操ができる体であるかどうかは自分の健康状態を見る目安にもなります。中央大学体育学部の岩佐はげもと教授は、これからはアンチエイジング、老化の防止ではなく、エンジョイエイジング、老いを楽しむ時代である。老いと衰えは違う。老化現象は誰にでも起きるが、筋力や体力は運動を続けていけばある程度は維持できる。そのためにも日常生活の中でこまめに体を動かすことが大事であり、ラジオ体操は最適であると言っております。人間は動くからこそ生きる力が湧いてきます。動きたくないという気持ちが強くなってきたら、かなり危ないと思った方がよいようです。前の質問でも述べたとおり、今から15年後、2023年から2025年にかけて、大津町の高齢者の人口は大きく膨らんでいきます。医療費などの町の負担も増大してくることは火を見るよりも明らかです。国全体としても世界に冠たる国民健康保険の存続そのものに多くの方が危機感を感じているというのが実態だと思います。すなわち、私も含めてこの議場におられる皆さんをはじめとした、いわゆる団塊の世代の皆さんがこれから健康な生活を続けていかれるのか否か、これは大津町の財政をはじめ様々な形で極めて重要な問題であると思っております。私は、今年8月、文教厚生常任委員会の先進地視察として新潟県柏崎市へ行ってきました。市の施設や文教施設が建ち並ぶ一角に市の元気館という施設がありました。すぐ近くにはかの中越地震の被災者の皆さんがお住いになっているプレハブの仮設住宅がたくさん建ち並んでいました。その元気館には、子どもたちが一日中遊べるスペースがあり、毎日多くの子どもたちがお母さんと一緒に遊びに来ております。と同時に、中高年の皆さんも毎日多くの方が集まってきて、太極拳を習っておられます。健康づくりにもつながり、楽しくてしょうがないと言って続けておられるとのこと。この人たちが、またそれぞれの地域で太極拳のグループをつくり実践しておられるそうです。市を挙げて健康づくりに真剣に取り組んでおられる様子を勉強させていただきました。また、福島県の喜多方市が全市をあげて太極拳のまちづくりに取り組んでいるというのは、あまりにも有名です。大津町には様々なスポーツの団体や健康づくりに取り組むグループがあって、皆さん活躍しておられ

ます。また、最近では多くの方がジョギングや歩き方などを実践しておられます。反面、それらと全く無縁の方もたくさんおられるというのも事実です。

るる述べさせていただきましたが、まずはこのラジオ体操を大津町の運動として、あるいは事業として、町民の健康づくりとして、そして現在と将来の医療費の削減のために取り組んでいくべきであると私は考えております。大津町には本田技研をはじめとする多くの企業があります。農業や商業に従事する方もおられます。小中学校や高校、幼稚園や保育園もあります。役場には200人の職員の方もおられます。夏休みには、子どもたちが公園や近くの広場でラジオ体操をします。私も子どものころやっておりましたし、子どもたちの保護者としてやっていたことも覚えております。その子どもたちの輪の中に保護者や地域の人たち、高齢者も参加していく、共に実践していく、そういうことも大事なことはないかと思えます。また、散歩やジョギングをする人たちが通りかかった公園でラジオ体操をして帰るといったこともあっていいし、大事なことだと思います。大津町全体として、このラジオ体操で始まる1日をつくり上げていく、そういうまちづくり運動、健康づくり運動に取り組んでいく必要があるのではないかと思います。大津町を訪れた人が大津町はいつでも、どこかで、誰かがラジオ体操をしている、だから元気なんだねと言われるまちづくりをしていきたいものだと思います。そのようなラジオ体操日本一、健康長寿日本一、医療費削減日本一の元気な町、すなわち元気大津を創り上げていく考えはないか、町長の考えをお尋ねしたいと思います。

○議 長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） ラジオ体操というのは、もう本当に議員おっしゃるように素晴らしいものであるし、私どもも夏休みに子どもたちが6時半からやっておる姿を見ると、本当にほほえましい、そしてまたそこに保護者の皆さんがおられるというのはいいことであるなど思っております。もちろん、そのような全体的に1つのものに目標を持ってやっていくために、議員おっしゃるような大切なものじゃないかなと思っております。そういうような状況でございますので、これはやっぱりただやれといてもなかなかできないものでありますので、それには何らかの、今おっしゃられたメタボの防止とかいろんな形に持っていけるような形が一番いいのではないかなと思えますし、その辺について我々も、ぜひそういう方向にいきたいなど思っておりますが、今現在、担当の方でどのようなそのメタボ、あるいは健康関連等についてご指導しておるかについて、今後のラジオ体操の取り入れがどうなるかというようなことについて、ちょっとご報告させていただきたいと思えます。

○議 長（宇野光廣君） 保険医療課長西岡逸郎君。

○保険医療課長（西岡逸郎君） 月尾議員の一般質問の中で、介護予防にラジオ体操は有効か、ほかにも太極拳などがあるかについてお答えします。

議員がおっしゃられますように、ラジオ体操は国民の体力向上、それと健康の保持や増進を目的とした一般向けの体操で、現在NHKのラジオ及びテレビで1日数回放送されております。国を挙げて普及に取り組んでいるところでもまたございます。また、日本で広く一般的に普及しております太極拳は、中国の中国体育委員会が健康法として複雑で何度の高い伝統的な太極拳を一般的に広く普及させるために制定したものだそうです。いずれも健康増進を目的としているところから介護予防には有

効であると考えます。しかしある一方では、ラジオ体操につきましてはある程度の基礎体力、先ほど議員も言われましたように心拍数が2倍ぐらいになるというようなことですので、基礎体力がある方でないとなかなかできないのかなというふうにも思っているところです。

次に、ラジオ体操日本一の大津町をつくり、健康日本一となる考えはないかについてお答えします。健康日本一につきましては、現在大津町の医療費、県内の平均よりも高い状態にございます。そういうことを考えますと、健康増進にはですね、町を挙げて取り組み、医療費を下げる必要があるということですので、この目標としてはですね、健康日本一は考えたいというふうに思っております。

ラジオ体操につきましては、国を挙げて各種イベント等を開催するなど普及に努めているところがありますが、小学校の夏休みをはじめ多くの企業においても休業前に実施されているようであります。しかし、夏休みの小学校の体操については、子ども会が今大体主催になっております。子ども会が主催で年々この体操をしない子ども会が増えているというようなことをお聞きしております。また、各種スポーツ競技などにおきましても、それぞれのスポーツにあったストレッチが考案され、ラジオ体操による準備運動が実施されてない状況にもございます。

このような中、熊本県では平成21年度から各圏域ごとに高齢者に対する介護予防のために医療・保健・福祉の各分野で実施されているリハビリテーションが効果的、効率的に実施されるよう支援するため、地域リハビリテーション広域支援センターが設置されたところでございます。菊池圏域では、このリハビリセンターにおきまして誰にでも訪れる高齢者による体力低下を防止し、進行させないための体力アップ体操、長寿きくちゃん体操及び虚弱高齢者向けのイスに座ってできるきくちゃん体操というのが考案されたところでございます。現在、大津町では高齢者の方にこのきくちゃん体操を各地区のふれあい型ミニデイサービスや老人クラブなどを対象に実施し、普及に努めるとともに、毎年きくちゃん体操指導者養成講座を開催し、介護予防の推進を図っているところでございます。

また若年の方の健康増進につきましては、「スポ森」といいますけども、あちらの方でいろんな設備とかスポーツ団体の育成を図っておりますし、またクラブ大津という組織も立ち上げまして、いろんなスポーツを通しての健康づくりに取り組んでいるところかというふうに思います。

なお、最後になりますけど、ラジオ体操につきましては、まずは足下からということもございまして、何分運動不足になりがちな役場の職員の健康維持という観点からも、朝の就業前に実施ができないか、職員皆様の意見を聞きながら関係課と検討させていただきたいというふうに思います。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（宇野光廣君） 月尾純一郎君。

○5番（月尾純一郎君） 先ほどから町長のお話の中に何回か出てきております大津町の財政が厳しくなると、法人町民税等もなくなるのではないかというような話もあっておりましたし、今後大津町が大変厳しい財政運営をですね、迫られると思います。そういう中で、私もさっきから言いました15年後、20年後の高齢者の方がたくさん増えていく時代というものをですね、見据えたときに、こういうのを今から取り組んでいく必要があるのではないかという質問をしておるわけでございますが、

確かに基礎体力がいるという部分もあると思いますが、多くの方がちょうど団塊の世代の皆さんは今ちょうど60歳ぐらいを迎えられていると。今から始めれば、その15年後、20年後に間に合うというような思いで、こういうのを取り組んではどうかという提案をしております。確かに町長も15年後、20年後はわからないし、私もわかりませんが、そういうことではなくてですね、今のうちから15年後、20年後のことをしっかりと基礎をつくっておくんだということがですね、大事ではないかという提案をさせていただいております。その辺について、もう一度家入町長の方からご答弁をいただきたいと思います。

○議長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 月尾議員おっしゃるように、何事もやはり今やらなくては10年後ができないというのは、これはもう人の体力づくり、あるいは健康維持についてもそうであるというのはもう自覚しております。もちろん、体力づくりのためにはそれなりの支援事業というのがあるんじゃないかなど。一番簡単なのは、朝起きて1日1万歩歩くと。今はもうメタボ関係の方々が、ただ保健婦とかいろいろいるんじゃなくして、自分本人が携帯電話でちゃんと1日のその歩いた数が統計的にずっと載ってくるというようなことでもありますので、そのように個人の努力というか、個人のやる方法というのをやはり保健婦なり担当の方がしっかりとその状況を説明しながらやっていけるような形をしなくちゃならないと思います。もちろんおっしゃるようにラジオ体操をみんなでやろうということになると金はかからないもんですから、そういう意味においてどのような形でその取り入れというか、町民の皆さん全体がそういう形でやっていける、そしてNHKのラジオ体操の中で本日は熊本県大津町からという、あの文句の中で若い子どもたちの声が聞こえる、そういうような元気な町というような形では、何かそのような目的、あるいはそういうものをですね、地域の住民の皆さんとともにしっかりとやっぱりそれに向かってやろうというようなことをやれるような指導を我々はやっていくべきじゃないかなと思います。

そういう意味におきまして、おっしゃるように10年後の団塊の皆さん方たちが元気でおっていただき、そして元気でまた地域のために一汗流していただけるようなことをするために何をやるかということについても、皆さんにやっぱり今自覚して、将来のことも考えを取っていかなくちゃならないんじゃないかなと思います。そういう意味におきまして、高齢者の方々については、今、地域包括支援センターというのがございまして、そこでいろいろとご相談をさせていただいております。結局今、一生懸命そこが活躍することによって、それぞれなんか病院に行けばいいというような形で医療費がとて上ってきているというのは確かでございます。そういうのをもう一皮剥けてというか、もういっちょ段階を超えることによってその医療費が減るような努力を我々は今後やっていくためには、議員おっしゃるように10年前からとか、それぞれの立場で考えていただくような、そういうものを我々はしっかりと情報を流してやるということが一番大切じゃないかなと思いますので、そういう情報なり、ご理解できる、ご協力できるようなものを住民の皆さん、地域の皆さんにお願いを今後やっていくように頑張っていきたいというふうに思っております。

○議長（宇野光廣君） 月尾純一朗君。

○5番（月尾純一郎君） 繰り返しになりますが、歩くことが基本なんですけれども、なかなか歩けないということで、その歩くための力をつけるのがラジオ体操だということで、先ほども私が言ったとおりでございますのでお願いしたいと思います。

それから、どうやったら皆さんがやれるようになるかと、やはり町長が自らやっていただくて、役場の方が手本を見せていただくというようなことが一番ではないかと思っておりますので、今後の取り組みをお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（宇野光廣君） しばらく休憩します。午後2時50分から再開します。

午後2時38分 休憩

△

午後2時47分 再開

○議長（宇野光廣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

安永美智男君。

○13番（安永美智男君） 13番議員、安永美智男、何事においても一生懸命の安永でございます。何とぞお静かにご清聴いただけますならば幸いです。

1点目は、家入町政2期目の出発にあたってでございます。その前に、一言、私から私事ではありますが時間をちょうだいしたいと思います。私、これが最後の一般質問となるわけでございます。曲がりなりにも3期12年務めることができました。これもひとえに町民の皆様方の温かいご支援の賜であります。この場をお借りして、心からお礼を申し上げます。今後とも何分にもよろしく申し上げます。

ただいまから本題に入ります。

家入町長におかれましては、2期目の当選、誠にめでとうございます。それも、無投票で輝かしい再出発であるわけでございます。私考えますに、町民の期待が大であるということでもあります。無投票ということは、その意味もあって無投票になったわけでございます。私も住民の一人として大いに期待しているところでございます。あなたは当選の弁で、元気な大津町、現状にあぐらをかくことなく、さらに次の一步を踏み出す責務を感じている、これからの4年間は町職員・住民と一緒に知恵を出し、汗をかき、大津町発展のために頑張ると決意を述べています。何度も申しますが、町民の期待は大変なものです。この4年間で勝負のときであると私は言いたいのであります。先の4年間、ちょっとばかりぬるかったので、この2期目の4年間はスピード感ある、実行力あるリーダーシップとして、さらなる大津町の発展のために元気を出して頑張りたいものであります。課題は山積しています。西岡町政から始まった大津駅、楽善線、美咲野団地からの西鶴中井迫線、ルート57号線の4車線化、大津立野間、あともう少しのところになかなか思うように進みません。どうか国・県に対して強く働きかけてやってもらいたいものであります。

また、325号線の三吉原交差点、通勤ラッシュ時には相当渋滞するものです。またお話によると、本田技研の正門前の交差点も渋滞ひどいとのことでもあります。今後どのように取り組んでいかれるか、

進捗状況をお尋ねします。

最初の質問を終わります。

○議長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 安永議員の一般質問にお答えしたいと思います。

その前に、安永議員におきましては12年間、大津町のために汗と知恵を出していただいて、今日の元気な大津町があるのも安永議員のご指導の下と感謝を申し上げたいと思います。

先ほど道路行政についてのお話でございますけれども、本当に1期目につきましては幸運に恵まれていろんな形で夢が描けておったわけでございますけれども、2期目の21年度におきましては、法人町民税というものが今日の経済不況の中で計算できないような状況でございます。しかし、そのために我々は今まで基金、あるいは財政調整基金を積み立て、58億円以上のものを用意させていただきました。その金に基づきまして、大津町振興総合計画、そして町交事業や村交事業、あるいは社会福祉関係等に事業を進めていかななくてはならないものがありますし、これにつきましては、また再度総合計画の一部見直しは議会議決事項でございますので、これにつきましても今後提案をしながらご協力、お願いをしていきたいというふうに思っております。もちろん、町事業以外の57号線関係等についても、県とともに観光立県としての57号線の4車線というようなことにつきましては、私今、57号線の4車線化の期成会の会長を仰せつかっておりますので、その辺につきましては県と十分一体となって、今、国の方に要望し、近いうちにこの立野大津間の4車線化についてはどんどんと進んでいけるものというふうに思っております。ただ立野のあの陸橋の関係、県道との絡み、そういう路線の計画確定が2、3日前に行われてご報告がっておりますし、明日もまた午前中に国土交通河川事務所の所長がお見えになられてお話になられる予定でもあります。そういう意味におきまして、大変国も我々県と一体となって推進しておることにつきまして、前向きで検討させておられるようでもございます。もちろん、国道関係の57号、325号、県が管理しております室交差点の関連でございます。議員おっしゃるように、大変朝夕混雑しておりますけれども、この辺につきましても菊池南部地区の交通渋滞関連等の道路計画整備につきましてもご相談を県の方にしております。その件につきましても、交差点改良の事業を今後進めていくというようなお話を聞いておりますので、県も財政厳しい中に、その地域の交通渋滞等についても前向きで検討をされておるようでございます。大津町の道路行政関連等の状況報告でございますけれども、もう本当に職員一生懸命頑張っておりますので、17年度から始めておる事業もどうにか見えてきております。そういう状況でございますけれども、詳しいことについては担当部長の方からご報告をさせていただきます。

○議長（宇野光廣君） 土木部長併任工業用水道課長中山誠也君。

○土木部長併任工業用水道課長（中山誠也君） 安永議員のご質問の道路関係の進捗状況についてお答えいたします。

まず、駅前楽善線につきましては、延長約1千メートル、幅員12メートルの都市計画道路です。平成20年1月16日に都市計画決定を行い、2月5日に事業認可を受けたところです。5月に関係区長に全体説明を行い、その後、関係地権者に対して説明を行っております。6月から地権者に対し

て用地交渉に入り、地権者総数54名に対して現在22名を交渉中です。また、多くの家屋がありまして、建物調査につきましても平成19年度3件の鑑定が終了し、本年度現在4件を調査中です。また12月議会において、さらに4件の建物鑑定をお願いしているところです。来年度からは本格的に移転の交渉に入ってくるものと考えております。

続きまして、国道57号線4車線につきましても、大津町内では、現在大津バイパス区間の5千400メートルの整備が平成19年度に完了し、引き続き瀬田区間3千100メートルが平成19年度に事業化されました。平成19年度は、測量、予備設計に着手し、平成20年度は関係機関との協議を進めていると聞いております。先ほど町長が申しましたとおり、大津町においては道路整備を図るため、国道57号線沿線の市町村とも連携を取り、国道57号整備促進期成会を通じて国・県に整備促進の要望を行っております。しかし、議員もご承知のとおり道路特定財源の一般財源化や暫定税率の取り扱いなどの問題もあり、道路整備に係る財源確保についても不透明で大変厳しい情勢であると思っております。今後もそのような取り組みを行いながら、4車線化の早期完成に向けて努力したいと思っております。

3番目の肥後大津駅周辺開発につきましては、駅前楽善線の57号線、大津バイパスまでの延伸は、駅設が伴うため膨大な費用を要し、単なる通過交通の駅周辺地形の流入は、地区内の安全確保の面で問題があることから今まで計画しておりませんでした。現在、国と県で肥後大津駅から阿蘇熊本空港間のアクセス向上について検討が進められておりまして、駅周辺地区の拠点性を高める整備のあり方について見直す必要が生じてきておりますので、今後地区全体の計画を考えていく中で検討していきたいと考えております。

続きまして、西鶴中井迫線の整備状況につきましては、現在県の方で早期完成を目指して整備が進められております。今年度は引き続き用地取得に努め、また工事につきましてはJR豊肥本線北側の橋梁下部工に係る用地取得を完了したため、現在、残る橋脚1基とこれに関連する側道整備工事の発注準備と聞いております。来年度も引き続き用地取得に努めるとともに、橋梁上部工の工事を進めていくとのことです。用地取得につきましては、相続やその他の問題の解決に時間を要し、残り数筆の取得が難航している状況です。町としても早期完成に向けて努力していきたいと思っております。

次に、三吉原北出口線の渋滞対策につきましては、町としても非常に重要な課題と認識しております。この渋滞は、本道路と県道大津植木線が国道325号と合流する室交差点において、朝夕の通勤ピーク時に容量オーバーとなって流入車両をさばけないことが大きな原因の一つと考えられます。これを解決するために、三吉原北出口線だけでなく、国道・県道が一体となった右折レーンの延長等による交差点の改良が必要と考えております。現在、県の菊池振興局の方で菊池南部地域の渋滞対策について、国道・県道に市町村管理道、三吉原北出口線関連なんですが、含めた検討が進められており、今年度中にその対応方針が示されるものと思われまます。町としても三吉原北出口線の渋滞緩和の早期解消に向けて県と連携を取りながら頑張っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議 長（宇野光廣君） 安永美智男君。

○13番（安永美智男君） 質問します。家入町長が道路網に対しての熱の入れ方は、県から伊藤審議官を呼んで、とにかく道路の整備には全力投球をするという意気込みの下、伊藤審議官を呼んであるわけでございます。どうか中山部長、2人力を合わせて今後大津町はようになったぞと言われるような道路網になっていただきたいものであります。

この不況は、100年に一度と言われる大不況で、大津町も法人税の減収が大変減ると心得ております。厳しい財政運営になることは百も承知であります。松下電器生みの親である松下幸之助さんが言っておられとるのには、ピンチはチャンスであると。不況のときこそ設備投資をし、工場の拡張、なぜ工場の拡張をするかと言われると、土地が安く手に入ると言われるわけです。また、工事をする人は、仕事が少ないので喜んで安く立派な仕事をしてくれる。銀行は、金利を安く喜んで貸してくれる。そういう発想の下、松下電器社長はやって事業に成功されたのであります。昼前の議員の質問の中に、民間会社と地方自治は違うんじゃないかという意見がありましたけれども、私は同じだと思います。先行投資してでも、赤字国債発行してでもやるべきときはやるのが、その社長、町長のリーダーシップであると思うわけであります。その力量は、家入町長、十分に備えておるわけであります。桜山交差点一つ例に挙げますと、大村町政、なられてすぐでございました。なかなか地元の反対が強くて思い切って交差点の改良工事に取りかかれないうわけであります。そこで私が一般質問の中で、大村町長に質問をして、ここは大村町長、強行突破ですよと進言しましたけれども、とうとう実行されず、家入町政入ってすぐ、思い切って決断をされて、今の美咲野、桜山交差点が無事に通行しているわけでございます。その決断力を持ったこの家入町長が、この4年間で大津町の発展、私は必ずやってくれる、そう期待しております。どうかもう一度私の期待に応じて答弁をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 今、松下先生のお話が出たように、あの先生も言っておられました。金を残すより仕事、人を残せというようなお話を聞いております。そういう意味におきまして、我々はやはり将来を考えたところでしっかりとした財政運営やっていかなくちやならないと思っております。そういう意味におきまして、先ほど申しましたように、景気のいいときの振興計画でございましたので、今後議員の皆さんのご協力を得ながら、ご理解を得ながら振興計画の見直しとともに、将来を見越したまちづくりのためには金を惜しまず使わせていただくような政策を今後とっていかなくちやならないというふうに思っております。

そういう意味において、大変激励を受けておりますけれども、やはり町をつぶすことなく企業経営と同じような形で物を考えていきたいというふうに考えております。

○議長（宇野光廣君） 安永美智男君。

○13番（安永美智男君） 3回目まではよかったんですね。じゃ、この質問に対しては答弁は要りませんので。私がちょっと年寄りのうわごとだと思って聞いておいて下さい。現在の大津町の発展は、先人たちのお陰で現在の大津町があります。よその町村と比べたら、随分恵まれていると思われま。体力、底力は十分備わった大津町だと私は確信しております。それでありますからゆえに、この4年

間の厳しい財政の中でも基金が56億円ほどあります。でも、それを使ってでも足りないときは、町債でも発行する気構えがほしいと、この老人が言っていたことを思いながら町政に励んでいただきたいと思います。私が町政に興味を持ったのが、坂本あつみ町政からであります。当時、江藤派、坂本派の大変激しい派閥、住民はいがみ合っておられたようであります。坂本町政の次、大塚町政、大塚町政は公約に派閥解消を訴えられて一心を本当に投げ打って派閥解消に努力されました。当時、本田の誘致があります。そして、大津農業高校跡地にあげぼの団地を建設されたのであります。大塚町政の当時、西岡助役が来られて、西岡かずみさんが大塚町長の跡を継いで最初から無投票、3期ともあの人は無投票で運がよかばいて全部選挙せんでたいぎゃ儲けなつたばい酷評する人がおりますが、私は現在の大津町があるのは、西岡町政でしっかり基盤を築かれたからだと言っても過言でもありません。助役時代にも相当汗を流して頑張られたわけであります。一つの例を申しますと、送電線の用地交渉、大変苦労されたと聞いております。誘致の際、感心したのが、これはですね、もう一つは評価すべきは中核工業団地の誘致、この中核工業団地の誘致の際、私が感心したのが通産省の役人、息子よりも若い方に当時西岡町長は70前だったと思います。何回も何回も頭を下げられて、中核工業団地の誘致にこぎ着けられたわけでございます。そして、JR団地の開発、これも大津町にとって大変ありがたいことであります。もう1期西岡町政が続いたら、菊陽町、合志市にできているテクノパーク、情報大学も大津町に来ていたかもしれないと言われる方がおられます。この後は、私が申すまでもなく、皆様方がご存じのとおりであります。

第2点目の質問、大津小学校分離についてお尋ねをします。平成18年度から大津町立小中学校通学区及び教育施設検討委員会が設置し、慎重審議を重ね、JR美咲野団地開発事業主体からありがたいことも一等地の環境のよい広大な土地を無償で提供していただくことになり、ようやく建設場所が概ね決定する運びとなるようであります。平成22年度には、児童数940名、学級数30クラスを超え、教室の不足が心配されると担当課は言っておりますが、1日も早く分離校が開校できますよう願っておりますが、開校までどのくらいの時間が必要でございますか。また、予算が必要でございますか、お聞きいたします。

○議長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 大津小学校の分離校の件でございますけれども、今、議員おっしゃるように、検討委員会で今検討されております。そのような中で、本年の10月にJRの方から申し込みがございまして、分離校をするならうちの団地にいかがでしょうかというお話がっております。その件につきましては、校区の問題等いろんな問題も今お願いしておりますので、今そちらの方で検討をさせていただいておりますので、いろんな開発行為とかいろんな形、場所によって金額が変わってくるかと思っておりますけれども、その辺につきましては、一般的な学校をつくるというか、そういうものにつきましては、教育委員会の方で十分検討させていただいておりますので、そちらの方からのご答弁をお願いしたいというふうに考えております。

○議長（宇野光廣君） 教育部長大塚武年勲君。

○教育部長（大塚武年君） 安永議員ご質問の大津小学校の分離校建設についてでございますけれども、

教育委員会は、大津町の振興総合計画に基づきまして、先ほど安永議員おっしゃられましたように、平成18年度から町内全校区の通学区域の検討につきまして大津町立小中学校通学区域及び教育施設検討委員会に諮問がなされております。検討委員会が協議の中で大津小学校、先ほどお話がありましたように、平成22年度には過大校になるという見通しから分離する必要があるという決定をなされまして、美咲野交差点北側を分離校建設場所ということで選定をされまして、今年3月に教育委員会に答申がなされております。このことを受けまして、教育委員会から本年度検討委員会にこの大津小学校分離校への通学区域を諮問されまして、検討委員会の方で協議がなされておりました。そのような中で、本年10月JR、それから西松・清水の開発共同企業体の方から美咲野団地内の南部、南側にあたります土地4.5ヘクタールを無償で提供するというので、この地区につきまして大津小学校分離校建設工事として変更しという旨の予定がございました。

このような中で、現在検討委員会にこの場所を含めて新たな工事としてもう一度検討してもらっているところでございます。教育委員会が検討委員会に諮問しております事項につきましては、町内の全校区の通学区域の検討、それから大津小学校分離校への通学区域、今申し上げました、JRから申し出がありました用地を含めた大津小学校分離校工事の選定でありますので、検討委員会の方でこれらの諮問事項が協議が終了しました後ですね、教育委員会の方への答申が行われるものと思っております。その後、教育委員会で検討しまして、決定後、町長への報告がなされますので、それを受けて、最終的には町の方針が決定されるというふうには思っております。安永議員が申されましたように、このままの推移でいきますと、教育委員会の推計ですけれども、平成22年度には児童数が大津小学校940名を超えると。学級数にしますと30学級を超える見通しでございます。当然、教室も不足しますので、早急に新設分離校を検討しなくてはならないわけですが、建設場所につきましては今申し上げましたように検討委員会の方で協議がなされておりますので、決定しましたらですね、早急に取り掛かるわけですが、開校までに、大体今までのほかの小中学校の例を見ますと4、5年かかるんじゃないかなというふうに考えております。そういうことですので、プレハブ校舎も考えなくちゃいけない状況でありますので、早急に着工ができて、開校が図れるようなですね、ことで検討、あるいは国とも協議していかなければいけないというふうに考えております。

それから、予算についてのお尋ねですが、これはあくまでも概算でありますので、最終的にはわかりませんが、教育委員会の方で今までの小中学校、それから土地代等を計算しまして、団地内とそれ以外のところを計算しますと、大体17億円から20億円ぐらいのお金がかかるんじゃないかなという計算をしています。これは最終的に面積の問題もありますし、造成の問題、それからその他の周辺の設備関係の予算もありますので、概略しか申し上げられませんが、大体それぐらいの金額がかかるのではないかなというところで今教育委員会の方では思っているところです。最終的には、場所が決まりまして実施設計なり、造成なりの積算が出た段階ではですね、予算が確定するのではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長（宇野光廣君） 安永美智男君。

○13番（安永美智男君） 教室が不足すればプレハブを建設し、そのプレハブが2千万円とか、また何千万円とかかかるような経費が少し考えれば無駄な予算になるわけでございます。1年も早く教室、プレハブが建てんでいいように、なるべく早く建設に向かっていただきたいと思います。

第3点目の質問に入ります。第3点目の裁判員制度であります、町当局としてはどのような対応をされているのか。大津町からも48名の方に要請があつていと聞いておりますが、お尋ねをいたします。

○議長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 裁判員制度、来年からスタートするというので、本日の15日までに裁判の委員になってもいいというような承諾というか、そういうものを出さなくちゃいけないということですけども、いろいろ今、NHK、マスコミ関連等でなかなか問題が起きておるようでもございます。しかしなかなか一方的にこの決めるといふか、お願いするといふような方向であるようでもございますけれども、世論調査関連等では、やはり重い罪の関係の判定を早めにやっていくといふような形になる制度といふか、そういう形で、その裁判員になると大変心苦しい面とか、いろんな形で仕事の面とかいろんな状況がございます。なる人の条件いろいろございますけれども、そのような形の中で裁判員制度が60%以上どうかという人もおられるし、いや、やってみようといふような方が30%ちょっとおられるといふようなこともお聞きしております。しかし我々大津町としては、無作為にやるといふような方向でございますので、そちらの方で選管の方から裁判所の方に推薦といふか、そういう無作為な方々を一応出しておいて、その中からお選びになられるという制度でございますので、個人的な問題もプライバシーの問題、いろいろございますので、その辺についてはどういう方がなっておるのかといふのはちょっとわかりませんが、基準的には、今、先ほど申したような条件整備にあつた人がなつておられるといふようなことでございます。それぞれの対応とかいろんなことについては、担当部長の方からまたご説明をさせます。

○議長（宇野光廣君） 総務部長首藤誠治君。

○総務部長（首藤誠治君） 安永議員の一般質問にお答えしたいと思います。

裁判員制度については、今、町長からお話がありましたように、テレビ・新聞等でも随分報道されるようになっております。国民の関心も高いのではないかなと思っております。平成21年、来年ですけども、平成21年5月21日から地方裁判所で行われます刑事事件の裁判で、殺人や傷害致死など重い事件での起訴などに3人の裁判官と6人の裁判員が一緒になって被告人が有罪か無罪か、また有罪の場合ほどのような量刑、刑にするかを決めてもらう裁判員制度がスタートします。裁判員制度では、裁判の進み方やその内容に趣旨としては国民の視点や感覚が裁判に反映されるようにということで、その結果、裁判全体に対する国民の理解が深まって裁判がより身近に感じられ、司法への信頼度が高まるのではないかと期待されているところです。大津町の対応ですけども、裁判員候補者予定者を抽出するために住民基本台帳電算システムの改修を行い、その費用については国から全額補助で対応をしていただき事務を進めたところです。熊本地方裁判所長から9月1日までに割り当てられました裁判員候補者予定者数が大津町は48人と通知がまいりましたので、その抽選用のデータにより

無作為に抽選をし、10月15日にその48人の方のデータを裁判所に送付しております。抽出された氏名や年齢などについては個人情報特定されないように非公開させております。町民の皆さんへの周知の方法ですけれども、テレビ・新聞などの情報も行っていますが、町単独としましては48名の方個人にこういうことですよとか通知はできませんので、町の広報紙の11月号、12月号で裁判員制度と題してお知らせをして、制度内容の周知を図っているところです。11月号におきましては、裁判員制度とはどのような制度ですかというテーマで一面使っております。それから12月号の広報紙では、裁判員はどのようにして選ばれるのですかということで図解入りで広報しているところです。国におかれましても、電話による相談体制、いわゆるコールセンターを開設をして対応しているようですし、まだ制度を活用した裁判が始まっていない状況でありますので、今後の状況を確認しながら町民の皆さんには周知方法等も十分考えていきたいというふうに思います。

具体的には、裁判員の決定の手続きについて具体的ですけれども、衆議院議員の選挙権を有する人の中から抽出データにより無作為に抽出し、その中から、これは毎年抽選で選ばれます。最初のスタートとなる今年は、既に抽選が終わりまして、全国で約30万人の皆さん、県内で3千040人、大津町で48名の方に12月上旬までに通知が届いています。通知を受け取られた方は、調査票に自衛官や警察官などの職業上裁判員になれない以上、70歳以上、それから学生、その他重い病気やケガなどで1年間を通じて辞退を希望するとか、また農作業や株主総会の開催月などのようなことで難しい月がありますというような、そういうことなどについて調査票に記入をし、本日までに裁判所に返送することになっております。実際の裁判員の対象の裁判事件ごとに候補者の名簿の中から、さらにくじを引いて、その事件に対して裁判員候補を選んで裁判所の方から呼出状が来ます。呼出状と同時に質問書もまた届きますので、そのときに辞退理由などの有無を確認されて、最終的に裁判員となる人6人をですね、人を決定するシステムになっています。

あと、平成21年の5月から事件ということで、7月ごろからになるかと思っておりますけれども、その時点について、また事件ごとにそういう抽選をされて質問票がまたまいりますので、その時点からは書類等に嘘の理由とか、裁判所に呼び出されても行かなかった場合とかいう場合は、罰則まであるような制度になっております。

システムとしては、以上でございます。

○議長（宇野光廣君） 安永美智男君。

○13番（安永美智男君） 70歳以上の方でも参加できるわけです。辞退する理由で70歳だから私は辞退しますという言い訳にはなるそうです。日当は1万円以下、その金額に応じてお支払いをするというような裁判所の説明を私聞いてきましたもん。なしこの質問に私が関心を持っているかという、今から話しますから黙って聞いてって下さい。さっきお願いしたじゃないですか、やじらんでくれて。やじったら、私もかっくとくるとですたい。これが一番の欠点です。安永美智男を怒らせたなら、かっくとくるとですもん。司法改革だそうです。で、司法、裁判所も密室裁判ですよ。この前、私が交通事故で裁判訴えたら、判決が下る前に裁判長が控訴しなさいて言うわけですよ。これには私もびっくりしました。こういう理不尽なことがあるかな、それでこの改革がやっぱり進んできとるんだなと私

もこう72歳になって、裁判おこして負けたという恥を忍びながら皆さんにお知らせをしているわけです。ですから、このマスコミでもですね、この制度は間違っているという人が大方多いです。だけ
ん、65%の方が裁判員制度は、これは国の一方的な押しつけだから、私は協力しませんという人が
65%おるわけです。でも、誠実な正直者が馬鹿を見ない世の中にするためには、やっぱり司法改革
が必要だ。で、この裁判員制度は成功させなくてはいけないなと私が痛感しましたので、この一般質
問に取り上げてお話をしたわけでございます。

はい、これで終わります。答弁要りません。

○議長（宇野光廣君） これで、本日の一般質問は終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

午後3時32分 散会

本 会 議

一 般 質 問

平成20年第5回大津町議会定例会会議録

平成20年第5回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第3日)

平成20年12月16日(火曜日)

出席議員	1番 鈴木 ムツヨ 3番 新開 則明 4番 長谷部 健一郎 5番 月尾 純一郎 6番 坂本 典光 7番 藤森 昭二郎 8番 大田黒 英生 9番 石原 大成 10番 手嶋 靖隆 11番 永田 和彦 12番 松永 幸久 13番 安永 美智男 14番 藤坂 重美 15番 荒木 俊彦 16番 津田 桂伸 18番 宇野 光廣																																
欠席議員																																	
職務のため出席した事務局職員	局長 松岡 勇次 書記 堀川 美紀																																
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	<table border="0"> <tr> <td>町 長</td> <td>家入 勲</td> <td>総務部総務課長 兼ねて地域安全係長</td> <td>桐原 則雄</td> </tr> <tr> <td>副町長</td> <td>宇野 博明</td> <td>企画部企画課長 兼ねて財政係長</td> <td>木村 誠</td> </tr> <tr> <td>総務部長</td> <td>首藤 誠治</td> <td>福祉部長 保険医療課長</td> <td>西岡 逸郎</td> </tr> <tr> <td>企画部長</td> <td>徳永 保則</td> <td>総務部行政係長</td> <td>藤本 聖二</td> </tr> <tr> <td>会計管理者 兼ねて会計課長</td> <td>西村 和正</td> <td>教育長</td> <td>宮崎 廣行</td> </tr> <tr> <td>土木部部長 併任工業用水道課長</td> <td>伊東 貢</td> <td>教育部長</td> <td>大塚 武年</td> </tr> <tr> <td>経済部長</td> <td>西本 昇二</td> <td>農業委員会 事務局 会長</td> <td>服部 次子</td> </tr> <tr> <td>子育て支援課長</td> <td>大塚 武年</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	町 長	家入 勲	総務部総務課長 兼ねて地域安全係長	桐原 則雄	副町長	宇野 博明	企画部企画課長 兼ねて財政係長	木村 誠	総務部長	首藤 誠治	福祉部長 保険医療課長	西岡 逸郎	企画部長	徳永 保則	総務部行政係長	藤本 聖二	会計管理者 兼ねて会計課長	西村 和正	教育長	宮崎 廣行	土木部部長 併任工業用水道課長	伊東 貢	教育部長	大塚 武年	経済部長	西本 昇二	農業委員会 事務局 会長	服部 次子	子育て支援課長	大塚 武年		
町 長	家入 勲	総務部総務課長 兼ねて地域安全係長	桐原 則雄																														
副町長	宇野 博明	企画部企画課長 兼ねて財政係長	木村 誠																														
総務部長	首藤 誠治	福祉部長 保険医療課長	西岡 逸郎																														
企画部長	徳永 保則	総務部行政係長	藤本 聖二																														
会計管理者 兼ねて会計課長	西村 和正	教育長	宮崎 廣行																														
土木部部長 併任工業用水道課長	伊東 貢	教育部長	大塚 武年																														
経済部長	西本 昇二	農業委員会 事務局 会長	服部 次子																														
子育て支援課長	大塚 武年																																

議 事 日 程 (第3号) 平成20年12月16日(火) 午前10時 開議

日程第1 一般質問

午前10時01分 開議

○議 長(宇野光廣君) 本日の会議を開きます。

ご連絡します。福祉部健康福祉課長中尾精一君より、公務のため欠席の届けでありますので報告します。

本日の議事日程は議席に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議 長(宇野光廣君) 日程第1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

荒木俊彦君。

○15番(荒木俊彦君) 私は、大津町民の皆さん並びに日本共産党を代表しまして一般質問を行います。

本日の質問は、4項目にわたっておりますので、限られた時間内ですので簡潔な、また明確な答弁を最初に求めておきたいと思っております。

第1点目は国民健康保険税の健康保険についての質問であります。ご承知のとおり、アメリカ発の金融破綻、経済不況、雇用問題が全世界に吹き荒れているわけですが、アメリカから津波のように押し寄せてまいりまして、我が日本ではトヨタやキャノンといった大企業が先頭に立って派遣労働者を中心として真っ先に首切りを行う許し難い事態が引き起こされておりますが、政府はこの理不尽な首切りに対して有効な手立てを打っていないと。また国会も党利党略に走って、きちんとした議論がなされていないと。日本共産党は、党利党略ではなくて、この暮れの寒い時期にクビを切られ収入の途を絶たれる、寮からも追い出される、そういう人たちの救済のために与野党の壁を乗り越えて緊急の対策を話し合うよう求めているところであります。

そこで、我が大津町でできること、これを真っ先にやらなければなりません。その第1点が国民健康保険であります。まさに命を守らなければなりません。既に収入が低くて払いたくても払えないと、そういう方々、国民健康保険税を滞納して保険証さえもらえないと、そういう方が増えております。しかもその一方で、大津町では平成18年度に国保会計が赤字が見込まれるからといって値上げを行いました。ところが18年度の決算の結果、約1億5千万円の黒字が出ているではありませんか。そして昨年度、平成19年度には、この黒字額がさらに膨らんで2億1千500万円の黒字を計上いたしております。赤字が見込まれるときは、真っ先に値上げを行ってきたわけです。2億円を超える繰越額、黒字であるならば、当然値下げをして当然のことではないでしょうか。とりわけこの経済不

況に対して保険証をもらえない人たち、そういう人たちの具体的な対策が必要であると思います。町長にまず値下げをする気があるのかどうか、検討をする気があるのかどうか、この点について端的にお尋ねをしたいと思います。

○議長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） おはようございます。荒木議員の一般質問にお答えします。

端的に申しますと、今、議員おっしゃったように16年度で保険税値下げしまして、17年度に健全な運営をするために1億1千900万円を一般財源から財政支援をしております。そういうことで、17年、18年度の2カ年におきましては、国保税の税率引き上げを行わせていただいております。そういう関係で、17、18年度の単年度の収支は赤字でございますけれども、19年度からにつきましては金額的には議員おっしゃったように19年度は単独収支は約7千100万円の黒字となり、おっしゃるように18年から19年度への繰越金を入れますと1億4千400万円という合計した金額が出ております。おっしゃるように実質収支額が2億1千500万円の黒字となっておりますが、しかしこの黒字のうちの半分以上は平成17年度の一般会計からの財政支援の総額であり、実質的な黒字は1億円程度であります。さらに基金の残高も平成19年度末では約500万円で、先の9月議会におきまして6千万円の基金積立の補正をお願いし、20年度末で約6千500万円となる見込みでございます。このような中に、平成20年度の予算編成におきましては、医療費の給付等の国保事業から公費で賄われる分を除いた保険税で必要な負荷総額に対しまして、現在の税率での税収見込額が5千万円程度の不足が見込まれ、繰越金を充当し予算編成をしている状況でもあります。そのようなことで、将来的に安定して国民健康保険事業を運営するためにも、現段階での税率引き下げにつきましては厳しい状況であるというふうに考えております。

内容について担当課長の方からご説明を。

○15番（荒木俊彦君） 内容はいいです。

○町長（家入 勲君） 要らない、はい、じゃ終わります。

○議長（宇野光廣君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 国保の会計の内容については、私も十分承知をいたしておりますので答弁は要りませんが、いずれにしろ、この11月、12月、とりわけ社会保険を持たない人たちがこれからさらに首切り、収入の道が絶たれる。こういう人たちは、昨年の収入に対して国民健康保険税が課税がなされております。私の知り合いで糖尿病を抱えながらそういう派遣労働をやってきた人がおる。収入が少ないので国保税を滞納して、保険証がもらえない。生活保護を申請したけど、50歳と若いから保護なんかとんでもないと追い返される。そういう人がですね、保険証がもらえないわけです。さらに今度は首切りですよ。収入が0になってしまう。こういう緊急事態の中でですね、値下げが可能であると、財源がある、可能な限り努力をするのが地方自治体、地方自治法では住民の福祉の充実をすることが一番の仕事であると法律で決められているわけです。この原理原則に立ち戻って町長としての責任を全うしていただきたい。言い忘れましたが、町長は無投票で再選されたわけです。改めておめでとうと言いたいと思います。同時に、町の仕事、地方自治体の仕事は一体何であるか、ここ

を原点に立ち返って町政を進めていただきたいと思います。

そこで、今言ったように、この大変な経済不況の中で保険税さえ払えない、これを想定してですね、健康保険税の条例では、その他の理由がある場合は、国保税を減免することができるとなっているわけです。収入の少ない人、とりわけ職を失った人、こういう人たちに対して国保税のですね、今こそ減額・免除を適用するべきではないでしょうか。東京の日の出町では75歳以上の高齢者の医療費を無料化しました。小さな町です。国保税をもし、値下げは検討はしていただきたい。それから、今言ったように、この減免規定を直ちに適用する、その考えがとおりかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 議員のご心配のように、このような状況下は、まさに12月、1月、2月という形で表れてくるんじゃないかなというふうに心配をしておるところでもあります。そういう意味におきまして、国保税の今後の減額、あるいは医療費の増額というのは、おのずと出てくるんじゃないかなと思います。もちろん減免関係等については、保険税の滞納者の関係等について十分な納税相談をしっかりと取り入れながら、その中での状況判断をしっかりと掴みながら減免措置をやっていかなくちゃならないというふうには思っております。これまでも払える人が払えないというようなこともありまして、そういうことが今後ないような形の納税相談をしっかりと、これに基づきましての減免措置はしっかりとやっていかなくちゃならない、そういうふうに考えております。

○議長（宇野光廣君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 昨日のNHKのテレビで、夜であります、東京の方では30代の若者が派遣でクビを切られて生活保護を受けていると、受けられたと。ところが我が熊本では、私は生活保護の相談をこれまでも相当やってまいりましたが、65歳前の人には一切生活保護さえ、受け付けさせないと、そういう状況であります。今こそ使えるそうした福祉政策はですね、総動員をしてそういう人たちの身になって真剣な取り組みを行っていただきたいと思います。

時間がありませんので、次の質問に移ります。

第2問目は子育て支援の充実を求めるということですが、1点目は中学生までの医療費の無料化を拡大する気があるかどうかであります。もう1点は、これまでも指摘をしてまいりましたが、大津町の保育料が高い。一旦値下げがやっとなされましたが、それでも所得の少ない人にとっては近隣の自治体と比べても非常に高くなっております。例えば町民税の非課税世帯ですね、世帯の収入が200万円から250万円ぐらいの人、子どもが2人おれば多分町民税非課税になります。大津町の保育料は3歳未満児が8千円です。熊本市は4千500円です。あの田舎の阿蘇市、失礼かもしれませんが阿蘇市で3千600円です。町民税課税でも似たような状況です。なぜこれほど差があるのかということ。ワーキングプアが若者の中に増えております。夫婦二人でやっとな一生懸命働いて、被正規で働いて子育てをすると、そういう世帯であります。せめてですね、熊本市並にこうした低所得世帯について保育料を下げるべきではないでしょうか。町長に2点についてお伺いをいたします。

○議長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 大分いろいろと詳しくお調べになられておると思いますので、簡単に簡潔に

申しますと、大津町におきます中学生までの医療費の無料という件につきましては、19年度に就学前から小学3年生までというような形でしておりまして、20年度にさらに6年生までというような形で拡大をしてきております。そういう意味におきまして、中学生までの医療関係等については、今後財政状況を十分に勘案しながら慎重に検討していきたいというふうに思っております。

保育料でございますけれども、これにつきましても議員お調べのとおりでございますし、その件につきましても我々としても議員ご指摘のとおり19年度関連等について、今、菊陽町のほうともご相談しながらやらせていただいて、菊陽との同額というような形でやらせていただいております。状況等については、このような景気不安の状況にある中での低所得者の方や失業された方については、保育料の支払いが厳しい状況にあるとは十分認識をしているところであります。大津町におきましても、子育て支援関連等については、昨年の予算を見ましても5億円以上の支援をやっておりますので、保育料だけでなくほかの方の支援関係でも十分な対応して今いっておりますので、保育料については今の段階では引き下げるといようなことは考えておりません。

○議長（宇野光廣君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 第1点目の中学生までの医療費の無料化ですが、菊陽町が小学3年生だったのを小学6年生まで無料化を拡大する。必要な予算は500万円から700万円程度であろうと言われております。中学生になれば疾病率はもっと下がるわけですから、これ10年続いても5千万円ですよ、これから。今、町の基金は58億円あるわけです。先ほど言いましたように、阿蘇市では中学生まで医療費の無料化、条件は付いておりますが、それも中学生まで医療費の無料化が実現をしているわけです。これは検討するということですので、ぜひ前向きに検討をお願いしたい。

それから、保育料について再度お尋ねをいたします。私は試算をしてみました、夫婦が、ご主人が、夫がフルタイムで働く、非正規。奥さんの方がパートタイムと。ご主人の年収が250万円あったと、月20万円ですね。それ以下でやっている人もたくさんいるわけですが、250万円年収だとして所得が195万円、こういう世帯で3歳未満児と3歳児の2人のお子さんを保育所に預ける。保育所に預けなければ働けないわけです。二人で働かんと生活ができないんです。試算をしますと、国民健康保険税が約30万円です。そして次に高いのが保育料ですよ。2人預けますと保育料が年間で約22万円です。さらに社会保険がなければ、国民年間を2人分掛けますと年間33万円です。国保税、保育料、国民年金、これを合計しますと115万円です。250万の年収から115万円が消えてなくなるわけです。奥さんがパートで働いても、とても足りないお金です。こういう実態をですね、我が身のこととして私は今こそ真剣に検討するべきだと思うわけです。熊本市や阿蘇市で実施ができていることがなぜできないのか。町長、やる気がないということですから、やる気がないならもう1回やる気がないと言ってください。試算をする気はないですか。例えば熊本市並みに下げた場合。

2点についてお尋ねをいたします。

○議長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 保育料の関係につきましては、今おっしゃるように本当に厳しい低所得者、あるいは仕事に就ける関係の方というような形についての支援はやっていかなくちやならんのは、も

う確かでございます。しかし保育園に行っていないところの家庭もあるし、そういう家庭の子どもたちも1千980人おられるということです。それはもう議員おっしゃるように、家庭的に、経済的に恵まれた家庭でありますので、親がちゃんとして子育ての支援に一生懸命保育されておるといふうには思っております。しかし、通っていない子どもも考えてみますと、1千981人の子ども全体の約31%にあたられるわけでございますが、593人が家庭で保育されておられるというようなことでございます。例えば保育料関連等についての状況については、もういろいろ段階がございまして、その段階でいろいろと検討をさせていただいております。そういう中で、熊本市や阿蘇市がやっているのに大津ができないかというような状況もございまして、段階によっていろいろとその金額が変わってきておりますので、その辺のところについては担当の方からも十分報告を受けておりますので、本当にそれが困っておるかどうかというの、今後やっぱりその段階層の中での検討をしていかなくちゃならないんじゃないかなという思いはあります。そういう意味におきまして、保育料について現在のところ、現況の中でやっていかないとこの社会不況の中での運営というのが厳しくなってくるんじゃないかなというような思いをしておりますので、1回この前のときにでも保育料関連等で約1千366万円の減額になっておりますので、そういう意味においては、町の負担もそれだけ増加をしておるといふような状況でございますので、今後についてもそういう面を検討しながらやっていかなくちゃならないので、その段階層によつての応分の負担なり、あるいは軽減なりをそれぞれの段階で考えていかなくちゃならないといふうには思っております。

○議長（宇野光廣君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 保育園に通っていない人を引き合いに出すこと自体は大変問題です。保育所というのは、児童福祉法に基づいて地方自治体が措置をしなければならないと法律で義務づけられているんですよ。児童福祉法を無視するような発言はお控えいただきたいと思ひます。

時間ありませんので次に行きます。行きますが、先ほど国保でも言いましたが、首切り、あるいはこれから収入がさらに減る世帯が出てくるわけですね。そういう世帯も前年度の収入に対して保育料が決まっているわけです。これは早急な手を打たないと麻生さんと一緒ですよ。やるやると言つて、暮れの寒い中、結局は見殺しにするようなことではいけないと私は思ひます。ぜひ真剣に検討をいただきたい。

第3番目の景気対策であります。もう何回も質問してまいりました。町の臨時職員の給料、時給をですね、早急に最低千円に引き上げると。このお考えは以前と変わりはないのかどうか。上げる気はないのか、お尋ねをします。今朝の読売新聞で大分県の杵築市ですかね、合併をして人口3万4千人の市であります。役場が、市役所が臨時雇用を独自に増やすと、早速緊急対策が打ち出されております。町長は、この大変な不況の中でそうした景気対策、とりわけ雇用に対することで改善をする気はあるのかどうか、緊急対策を何か考えておられるのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 景気対策でございますけれども、役場職員の給料、職員でなくして非常勤、あるいはその臨時関係の給料関係でございますけれども、昨年でもそれなりの賃上げをやらせていた

だいております。詳しいことについては、また部長の方から報告させますけれども、雇用対策でございまして、この前12日の日に対策本部の設置をお願いしますという荒木議員からの申し出が
あっておりますけれども、昨日の一般質問にもありましたように18日に雇用対策関連等について昨日の議員さんの一般質問の中でお答えしておりますように、今後の事情聴取を把握しながら、おっしゃる通りに先ほども、昨日も言いましたように、役場や、あるいは今、農協、農家あるいは社協なり、福祉法人なり、そういうところでの人手不足というか、そういうものがどういう状況であるかと。社協なんかについても大変ヘルパーになられる方が少ない、あるいはその苦勞するとかいろんな形でなり手が無いというような話を聞いて、実際はそういうような状況でございまして、そういうところについていただけるかどうかというのも検討の一つでございまして、本人の。しかし我々としては、そういうような職場を探しながら雇用対策を今後検討していかなくちゃならないというようなことで役場職員におきましての雇用対策会議を、政策会議をまず開いて、その対策には部長関係等での委員会を設置したいというふうに考えております。

○議長（宇野光廣君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） ぜひ、私はこの間、農協にも申し入れにまいりました。町長のところにもお伺いをさせていただきました。来週には本田技研にも申し入れ、雇用対策について要請に伺おうかと思っているところです。ぜひ、本当に深刻な状況ですね、やっぱり緊急に対応を求めておきたいと思っております。

では、4問目の質問に移ります。第4問目は、大津中学校の敷地がございまして、この大津中学校と国道バイパスの間に農地が残されております。この間の挟まれた農地、入口の里道はあるか、バイパス側から里道が入っておりますが、ところが農地を開発をするという計画が出され、里道では開発ができない。そこで、現在計画が進められておりますのが大津中学校のプール横の道、この道を中学校の敷地側に道路を拡張してバイパス側に向かって開発地まで道路をつくると。既に農業委員会でこれがOKが出され、県に出されている。私は、これを人から聞かなければ全く知りませんでした。今日おられる多くの議員の方も、こういう計画が進んでいることはご存じなかった。私は、もう何ということだろうかと怒り心頭であります。そこでお尋ねをします。この学校用地を道路として提供をする、そもそもは教育委員会が許可をしたことだと思います。そこでまず教育長にお尋ねをしますが、教育委員会はなぜ学校用地を民間の開発、個人の地主のために道路用地として提供をする、これを許可したのか、理由は何であるか。これが1点です。

それから、教育委員さんは全員これに賛成をしたのか。この点についてお尋ねをします。

それともう一つは、なぜPTAとか、私、PTAの、大津中のPTAの役員やっております。話は聞いておりません。それから、幼稚園の保護者、関係地域住民、なぜ相談をしなかったのか。説明や同意は必要ないと考えられたのかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（宇野光廣君） 教育長宮崎廣行君。

○教育長（宮崎廣行君） おはようございます。

大津中学校の敷地を民間業者の利益のために売り渡すのかということについてであります、大津

中学校の現在の校舎は56年、57年に改築されて、平成2年に増築が行われました。平成7年度からは生徒数が千名を超え、平成10年4月には大津北中学校が開校し、大津中学校と大津北中学校は丁度半分ずつの500名程度となりました。大津中学校は現在もそのままの生徒数で続けております。生徒数のピーク時から見ますと、敷地及び校舎規模とも余裕のある学校となっております。現在計画されています宅地造成地は、大津中学校の北側に隣接する水路から大津バイパスの南側の商業地域の間にあります農地ですので、25区画と伺っておりますが、進入道路をいろいろと検討されましたが、ほかからの取り付けができず今回の提案になったものです。計画されています取付道路は、大津中学校南側の町道新村中学校線から大津幼稚園への進入道路を利用し、幼稚園駐車場手前から大津中学校敷地の西側沿いを北に118メートル、道路幅員6メートルで計画されているところです。計画地には職員の駐車場はありますが、ほかは学校運営において支障をきたすものではありません。しかし大津幼稚園児及び生徒の安全確保のために、道路と中学校敷地との高低差、幼稚園駐車場と道路のフェンスの設置、将来において通学路とするための計画道路、その歩車道の設置などをお願いしたところでもあります。この計画の話が最初にありましたのは、今年の2月でありました。教育委員会では、取付道路の位置や安全確保のために大津中学校、大津幼稚園、給食センターなどと協議をしてみました。また、大津幼稚園の保護者への説明も行い、駐車場の確保、安全面についてもご理解をいただいたところでもあります。これらの意見を総合的に判断し、開発業者への条件を提示し、すべての条件について実施するとの回答をいただきましたので、教育委員会でも検討し、道路の設置については妥当であるという結論に至ったものです。

先ほど言いましたように、教育委員会は11月13日に第8回の教育委員会で事務局より提案し、教育委員さん方のご意見を伺いました。全員の方が賛成いただきました。幼稚園の保護者会は12月11日、幼稚園の保護者、役員会という形でございましたので、事務局より出向いて説明をし、ご理解をいただいております。

○15番（荒木俊彦君） 今、何日。

○教育長（宮崎廣行君） 12月11日です。

○15番（荒木俊彦君） 12月11日ですか、幼稚園。

○教育長（宮崎廣行君） はい。

それから、大津中学校PTA、それから保護者云々ということにつきましては、これ期日ははっきりしておりませんが、さっき言葉で申しましたように、早い段階から大津中学校の方にはお話をしておりますし、幼稚園の場合には園児ということで保護者にも詳しく説明する必要があるだろうとは考えましたが、中学校の場合には中学生でもありますし、また主に中学生の場合は現在のところは東の方からの通行が主体ですので、時期を見てといいますか、お話ししなければならないと判断されたときには、学校側からPTAの方にはお話があるものではなかろうかというふうに私自身は認識をしているところです。

○議 長（宇野光廣君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 教育委員が全員賛成をしたというのは驚きではありますが、再度確認します

が、じゃ教育長は真っ先にこれを同意をするということですか。事務局が、教育長は教育委員会の事務局ですよ、責任者。教育長が同意することを前提にしてこういう図面を書かれたんでしょう。相談をするのは業者の方ですよ。業者が、業者、地主がお願いに来たわけですよ。それに、まずあなた自身が同意をしたと、そう言わざるを得ないわけですけど、学校の用地ですよ。学校の財産を個人の利益のために、まさに売り渡すんですよ。あなたは何も反省ないんですか。これが妥当であると考えてるのかどうか、私はもう一度聞きたい。

それから、中学校、中学生であるなら、まず児童に相談するべきですよ、それが教育者の務めじゃないですか。そうでしょう。子どもの権利条約であるでしょう。児童に、学校敷地をこうやって変更したいと。それから、PTAですよ、校長から話があるだろう、そんな無責任なことでこういう重大なことをあなたが決定したわけですよ。それがもし許されるのであったらですね、私が例えば大津高校の向こう側に道路のない土地を持っている、ここに家を建てたい、学校の敷地を分けてくれ、こういう事例をあなたはつくるわけですけど、これは教育長として許されますか。まして、相談もない、説明もない、幼稚園に12月11日、私が問題提起してからでしょう。議会にも説明しない。関係者、PTA、幼稚園の保護者、全員に改めて説明をして、同意を取るつもりがあるかどうか、確認をしたいと思います。

○議長（宇野光廣君） 教育長宮崎廣行君。

○教育長（宮崎廣行君） 再度の質問にお答えいたしますが、学校の用地を民間業者に提供するというようなことについてのご質問だったと思いますが、提供ということではなくて、学校の用地を町道に変えるということですので、業者に渡しているとか、売り払ったとかいうふうには私自身は捉えておりません。

それから、説明同意の必要があったのかということについてですが、これも一応調べてはみましたが、説明の同意の必要は、人情的にはわかりますが、法的には必要はないというふうに調べております。

それから、12月11日だったと、これは説明会がそうであって、幼稚園にお話を最初に行っているのはもっと中学校とか給食センターとか一緒に。

○15番（荒木俊彦君） 保護者のことを言っているんです。

○教育長（宮崎廣行君） 幼稚園の保護者ですか。ですから、それは確かに12月。

○15番（荒木俊彦君） 幼稚園じゃなくて保護者。

○教育長（宮崎廣行君） それは確かに12月11日です。以上だったと思いますが、ほかに何かありましたか。

○15番（荒木俊彦君） 同意をこれから取るつもりはあるのかどうかですよ、関係者に。

○教育長（宮崎廣行君） 一応、先ほどは法的なことは言いましたが、幼稚園の保護者には既にもう同意を取っておりますし。

○15番（荒木俊彦君） 保護者じゃないでしょう、役員でしょう。幼稚園の保護者会で全部集めて説明同意を取るつもりがあるのか。中学校もそうですよ。

- 教育長（宮崎廣行君） 幼稚園の方にはしております。
- 15番（荒木俊彦君） 全員ですか。
- 教育長（宮崎廣行君） そこまではちょっと私も。
- 15番（荒木俊彦君） 中学校は。
- 教育長（宮崎廣行君） 中学校は、これからだったら、またやっていきたいと思います。
- 15番（荒木俊彦君） 同意ですよ、同意。
- 教育長（宮崎廣行君） 同意ということは、了解をするということですよ。説明はし、ご理解はいただきたいと思っております。
- 15番（荒木俊彦君） 説明だけですか。
- 議長（宇野光廣君） 荒木俊彦君。
- 15番（荒木俊彦君） 学校の敷地を町道に変えるだけですか。私はですね、いろいろ物事の判断に迷うときは、一つは町民の利益を守る。この場合は、多分地主は1人か2人ですよ、多分2人だと思いませんか。2人の利益のために、その莫大な利益ですよ。個人の利益のために中学校の生徒さん、保護者、幼稚園の園児、幼稚園の保護者さん、地域の住民、この大変な人たちに不利益をもたらすわけですよ。しかも説明もしない。決まったことだから理解だけと。それから、判断に迷う場合はもう一つ、相手の立場に立って考えるということです。私がかこのバイパスの土地のところに、今度の開発地に土地を持っておいたらどうするか。まず私は、こんな理不尽な要求は絶対にしないということです。自分たちの利益のために学校の用地を提供させる、提供ですよ、こら。もう一度聞きますけど、今言ったように、あなたがじゃ土地持っとったら、こういうことを許しますか。相手の立場に立って考えましょう。
- それから、相手の立場に立って本当にこれが妥当な判断なのかということですよ、妥当だと思うなら妥当と言って下さい。自分があそこに土地を持っとったら、中学校の用地を自分たちの利益のために道路として提供するのは当たり前だ、当然のことだ、そう思われるのかどうかですよ。あなたは教育者でしょう。私は、校長時代は非常に尊敬しておりましたよ。しかし、今、今度は教育長ですよ。こんなことをですね、相談もなしに勝手に決める。批判をされたら、開き直りじゃ困るわけです。これは、もういっちょ教育長に聞く。
- それから、町長にお伺いします。現在、既に農業委員会の許可が下りた。その前提に教育委員会がOKを出しているわけです。そして現在、庁舎内でそのヒアリングが行われていると。町長にもお聞きしますが、この民間の個人の利益のためにあなたは道路用地として提供するつもりなのか、認めるつもりなのか、教育長に先にお尋ねをします。
- 議長（宇野光廣君） 教育長宮崎廣行君。
- 教育長（宮崎廣行君） ちょっとご質問の意味がわかりかねましたのでお聞きしますが、もし私が土地を持って、どこの土地を持っていたらということですか。
- 15番（荒木俊彦君） 開発業者。
- 教育長（宮崎廣行君） 私が開発の用地ですね、結局はい、今の、それを持っていたならば。

- 15番（荒木俊彦君） 学校用地を自分の利益のために道路にする要求を出すかどうかですよ。許されるかどうか。
- 教育長（宮崎廣行君） 要求を出すかですか。
- 15番（荒木俊彦君） 立場を変わって考えればいいと思います。
- 教育長（宮崎廣行君） 難しいですね。結局、私も土地を、そういう土地持っていませんから、ならばということでお話はあまりしたくないんですが。
- 15番（荒木俊彦君） 判断に迷うときは、そう考えるしかないでしょう。迷わなかったんですか、全然。
- 教育長（宮崎廣行君） 土地の地主の方がお見えになったわけじゃないわけですよ、うちには。
- 15番（荒木俊彦君） 開発業者でしょう。
- 教育長（宮崎廣行君） 業者の方がお見えになりました。
- 15番（荒木俊彦君） 個人の利益でしょう、同じですよ。
- 教育長（宮崎廣行君） 私は、そんなふうには考えませんでした。
- 15番（荒木俊彦君） 全然考えなかったんですか。全然迷わなかったんですか。
- 教育長（宮崎廣行君） そうです。
- 議長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。
- 町長（家入 勲君） 開発行為の関係でございますけれども、議員のおっしゃるその中学校の用地でございますけれども、これにつきましては公道として使用したいというようなことで私の方もお願いをしたわけでございます。と申すのは、幼稚園の駐車場、送り迎えの駐車場が非常に危険な状況であるのは、もう前々から把握しておりました。その幼稚園の送り迎えに対する場所として、プールのところから東へ、北へ引き上げれば、幼稚園のあの運動場から幼稚園の入口までは広く幼稚園の駐車場として活用できるというふうに私は思いました。そういう形であそこに公道をつくっていただく。そうすることによって、バイパスの南側の農地が有効利用し、大津町のためにもなるというふうに判断をいたして許可をしたわけでございます。今、許可をしたというか、今、そういう開発行為が行われておりますけれども、これはもう今年の2月からちょっとご相談がありまして、シルバー人材センターの前から抜ける道もございまして、町道がありますので。しかし、交差点がございまして、あそこに一遍に込み入る、出入りするの難しいだろうという警察の指導もあっております。もちろん、あの通るなというわけじゃございません、町道でございまして。しかしおっしゃるようにバイパスの方の北側から入る道については里道でございまして、個人の方との話し合いはなかなか難しいというようなことをおっしゃっておりますので、いろいろそういう検討もし、あるいはその2人の地権者の西側の方には、まだ土地がジャスコとの駐車場とか、その東、もう2区画ぐらいございまして、将来あの地域をうまく利用するためには、やはり西の方へ道路を入れていく計画がなされなくちゃならないと。そういう意味におきまして、我々としてはあの地域の開発を考えるためには、やはり民活を利用してやっていくのがベターだというような考えの下で、今回は南からの道路も必要じゃないかなと。中学校のあの剣道の剣道道場とか、そういう近くには大変混雑し危険を感じておるとこ

ろでございますので、変わった道も必要ではないかなというような思いで公道として使用させる、そしてまた幼稚園の送り迎えに利便性があるというような判断で教育委員会にお願いし、幼稚園、学校等の役員の皆さんに相談をしながら。

○15番（荒木俊彦君） 役員ですよ、私は、中学校の役員。

○町長（家入 勲君） 私じゃなくして教育委員会の方からそのような学校とそういう形でご相談をしていただくというようなことで、先ほど教育長言いましたように。

○15番（荒木俊彦君） なかったんですよ、だから、私役員をやっているんですよ。

○町長（家入 勲君） いやいや、担当の方からは学校とも相談し、そのような中で了解を得ておるというか、いろんな条件を出していただいて、それに備わるような開発の条件として提示をしておるというような状況でございます。

○15番（荒木俊彦君） 議長、もう1回お願いします。

○議長（宇野光廣君） 4回目ですよ。いかん、3回までです。言葉はよか、言葉は。

○15番（荒木俊彦君） 町長にはやっくらん。

○議長（宇野光廣君） もう3回ですよ、全部3回です。

○15番（荒木俊彦君） だから許可願いますと言っているんです。

○議長（宇野光廣君） ならよかです、あと1回。

○15番（荒木俊彦君） 今の答弁ですすね、はっきりしたことは、今回の開発予定地の西側に農地が広がっている。私も立場が代われば、私が土地持てればなんとか生かしたい、その気持ちもわかるわけです。そうであるならば、あの農地一帯を話し合ってバイパスから道路をつくる計画をつくれればいいじゃないですか。順番が逆じゃないですか。相談もなしに学校用地を、まさに売り渡して、開発の地主は喜ぶでしょう、業者も喜ぶでしょう。喜んでもらっていいんです。しかし、順番が逆だと言っているんです。どうしても開発せんだったら、自分たちで民間同士話し合ってバイパスから道路をつくる計画を立ち上げればいいじゃないですか。そうは考えませんか。

○議長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 地権者の方のご協力があれば、それはもうすぐできあがっておったわけでございます。それがなかなかできなんです、個人の所有。だから順序が逆かもしれませんけれども、これも一つの方法と考えております。

○15番（荒木俊彦君） わかりました。私は町民の人にこれを広く知らせて、町民の人の意見を聞きたいと思います。終わります。

○議長（宇野光廣君） しばらく休憩します。11時10分から再開します。

午前10時57分 休憩

△

午前11時10分 再開

○議長（宇野光廣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

鈴木ムツヨさん。

○1番（鈴木ムツヨさん） 皆さん、こんにちは。通告順に従いまして、1番議員、鈴木ムツヨが町民の皆さんを代表しまして一般質問を行います。

1問目、教育行政を問う、

2問目、国民健康保険証のない無保険者について、町長、教育長にお尋ねいたします。

読売新聞の「編集手帳」の中に、夢の記事が載っていました。ビートルズの名曲「イエスタデイ」には、ポール・マッカートニーさんの夢に現れたメロディから生まれという語り伝えがある。一芸に生き、秀でた人は夢も無駄には見ないようです。普通思い出せなくてもどかしいのが夢であります。将来はどうでしょう。人が見たものを脳の活動パターンを基に画像で再現する、その技術を国際電気通信機器技術研究所、京都府などが開発した口や目などの図形やアルファベットを見た人の脳から情報を読みとり、コンピュータ画面上に映し出す技術で、睡眠中の夢や脳裏の空想にも応用できる可能性があるとのこと、科学の進歩の素晴らしさとともに、現在の若者が夢を語れない社会の現状を思うとき、政治の力で悪くなった環境を少しずつでも変えられるよう努力責任があると痛感させられています。

第1問の教育行政を問うで、学校司書が非常勤職員ですが4分の3勤務で大体3時ごろには帰られます。各学校に司書を配置されたことは、先生方や保護者、子どもたちにも大変喜ばれています。また、今年の夏に蔵書名がコンピュータ化され、町の図書館ともつながり、どこの学校に、どの本があるか、すぐに調べられるようになりました。調べ学習等にもすぐに活用できるし、貸し出しも便利になった。また本の購入も一括購入で製本され、登録もスムーズになると喜ばれていました。しかし、問題もあります。非常勤職員の方は3時ごろには帰られます。パソコンを入れたことで司書の先生方は機械が自分のいないときに何かあっては大変と危惧され、図書室のかぎを自分が帰るときには閉めて帰ろうと話合われたそうです。3時ごろ小学校は放課後で、図書室で本を借りたり、読みに来たり、友達と話しをしたり、図書室の利用が一番多くなる時間帯になるべきと思われます。図書室は誰のものか、子どもたちのものか、働く人の勤務時間帯に合わせたものか、1冊の本との出会いで人生が変わったという人もいます。5時ぐらいまでの図書室利用が必要と思いますがいかがでしょうか。

次に、学校評議員制度の運用についての指示指導と学校長への指導対応についてお尋ねします。学校評議員を募集します。魅力ある学校づくり、地域に信頼される学校づくりを目指して地域住民の学校運営の参画を期待して創設された学校評議員制度ですが、本校の教育目標である「21世紀を担う心豊かでたくましい生徒の育成」を目指して積極的に制度の活用を図るために、公募による選考枠を設け、学校評議員となっただけの地域の皆様を募集しています。なお、本年度より学校評価の関係で学校評価関係者評価委員、外部評価委員を兼ねていただくことにしておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたしますと兵庫県の三木市立緑が丘中学校が募集広告を出されていました。学校評議員の趣旨は、学校が地域住民の信頼に応え、家庭や地域と連携・協力し、一体となって子どもの健全やかな成長を図っていくためには、学校をより開かれたものにする必要があります。そのために、学校の保護者や地域住民の意向を把握し、学校教育に反映させるために、学校運営の状況等を周知するなど意見交換をしながら学校運営が行われるような仕組みを構築することが必要であります。

こうした地域全体から学校及び校長への支援体制をつくるために評議員制度が生まれました。前回の一般質問で、休職中の先生が約10人ぐらいおられるとのこと。また、11月に熊本市内の中学校長が部活動の指導行為についてセクシャルハラスメント、性的嫌がらせとして懲戒処分を受けることなど、ここ数年県内で部活動の指導にかかわる教職員の不祥事が相次いでいます。

一方で、部活動指導は現場教師たちの頭を悩ませている大きな課題になっていると熊日の記事がありました。開かれた学校づくりを目指す学校評議員制度は、すべて学校長の裁量にありますし、学校長の制度に対する理解度、また度量の大きさにかかっています。学校評議員の学校での役割と成果はどのようになっていますか。せっかくの制度をどのように生かされているのか、お伺いします。

次に、学校裏サイト、ネットいじめの現状把握と対策はどのようになっていますか。学校裏サイトとは、小学校、中学校、高校に通う生徒たちが学校の公式サイトとは別に同じ学校に通う生徒間での交流や情報交換を目的に立ち上げた非公式サイトのことです。しかし、昨今では根拠のない誹謗、中傷、氏名、住所、電話番号などの個人情報の流布が問題になっています。文科省の2000年度調査で全国の小中高校が認知したいじめ件数は10万1千127件、県内でも7千035件にのぼり、以前とした深刻な状態が明らかになっています。その中で、ネットいじめの割合は6%とされています。ネットを悪用した嫌がらせは急速に多様化して、そのほとんどは携帯電話のネット機能を使ったもの、開設がほとんど無料で、手続きも極めて簡単、学校が認知しているのは氷山の一角、ネットいじめの急激な拡大に歯止めがかからないのが現状です。子どものいじめは親や教師には見えにくく、問題が深刻化してはじめてわかるといいます。文科省の調査で携帯電話を使ったいじめは、2007年度5千899件。

次に不登校生児の現状と対策をお尋ねいたします。昨年度県内で中学生不登校は34人に1人と文科省が発表されました。割合は2.9%、7年ぶりに増加に転じる。特に中学1年生で不登校は急増しているのが特徴。理由として友人関係や親子関係をめぐる問題、2番目いじめ、3番目生活環境の急激な変化、4番目集団になじめないのが挙げられています。対策として、県教委は不登校の児童生徒の家庭訪問などに力を入れており、07年度に学校復帰した中学生は539人で、前年度より79人増えたとありました。大津町でも今年自立支援センターを設けて相談や適用指導教室があり、力を入れておられることに大変喜ばしく思っています。7年ぶりに増加したとある不登校生児は、大津町ではどのようになっているか、お尋ねします。

次に、学校での消耗品費を金額は何の基準で決められ、妥当な金額かどうか。05年の一般質問で児童生徒が学校で使える金額を調査しました。他町と比較し、大津町の少ない教育予算が判明しました。約4年経ちどのようになっているか、お尋ねします。

次に、学校での環境教育についてはしっかり取り組まれていると思いますが、その現状と今後の方針をお聞かせいただけます。

若い人たちは時代の要求を先読みすることのできる感覚意識を持ち実行に移せます。膨張する欲望を満たす利便性を過剰なまでに追及するのが私たちの文明の今までの基本スタイルでした。いにしへの文明が同一の場所で持続できなくなったのは、その文明自体が生み出した環境破壊のせいだったと理解

されています。現在も荒廃は全地球規模にまで拡大しています。未来を担う子どもたちが環境問題を正しく認識し、よりよい環境を創造するため主体的に行動できる態度や能力を身につけることは、極めて重要とされています。

次に、1問目の最後に学校の図書館運営協議会と学校運営協議会の設置についてお尋ねします。大津中学校では、図書館運営協議会が稼働しています。運営委員は、校長、教頭、司書と司書教諭と先生方で、約20人ぐらいで年3回会議が持たれています。学習指導にも役に立っていると言われていいます。小学校の臨時の司書の方は、学校図書館運営協議会というものが開催されているということも知られていないようです。他の学校での協議会の設置と運営状況はどのようになっていますか。また、平成16年9月、学校の保護者や地域住民が一定の権限と責任をもって運営に直接参画する学校運営協議会の設置が可能になりました。学校評議員制度を一步進めた制度です。設置する考えをお尋ねいたします。

1回目の質問を終わります。

○議長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 非常勤雇用についてでございますけれども、町は平成20年度から昨年までの大部分の臨時職員について任用基準の厳密な取り扱いを図ることといたしております。これにより、労働基準法第14条の適用のため、原則として3年以内の期間で任用することができるようになりましたが、一方では非常勤職員は常勤職員の勤務時間の4分の3を超えてはいけないという人事院規則も適用されるために、非常勤職員の勤務時間は1日では6時間以内と、週30時間以内となるので、1日の勤務時間は5時間45分と、週勤務が30時間というようなことにしておりますので、これに則って、法に則ってやっていきたいというふうに思っております。

○議長（宇野光廣君） 教育長宮崎廣行君。

○教育長（宮崎廣行君） 教育全般についてのお尋ねですので、それぞれについてお答えを申し上げます。

まず、非常勤職員の勤務時間についてですが、今、町長から基本的なことについて答弁がありましたので、学校司書についてお答えいたします。

大津町では、小中学校全校に司書、司書補を配置しており、内訳は職員1名、非常勤職員6名、臨時職員1名となっています。県内の小中学校で市・町負担での学校図書館の司書、司書補の配置状況からすれば、とても恵まれた状態となっています。また、今年度は学校図書館システムや学校図書館ネットワークの構築など、学校図書館の充実にもご理解を賜り感謝しているところであります。

ご質問の学校司書及び司書補の勤務時間ではありますが、雇用条件では8時30分から17時15分のうちで、司書は週30時間、1日6時間、司書補は1日に5時間45分となっています。鈴木議員が申されますように、放課後の貸し出しや返却等の対応について、今年度の当初の町内校長会議において、各学校の教職員と十分打ち合わせの上、対応してほしいことを伝えているところであります。

また、先ほども申しましたとおり、1日のうちの勤務時間を定めてありますので、勤務開始時刻、終了時間は1週間の範囲内での調整は、各学校長の裁量に任せているところであります。児童生徒が学校図

書館を利用したいができないというようなことはあってはならないことだと思っておりますので、そのような事態があるとするならば、指導していきたいと考えております。

次に、学校評議員制について、2番目と3番目あわせてお答えいたします。

学校評議員制度は、平成12年1月21日に学校教育法施行規則の一部が改正され、その年4月1日以降、学校に学校評議員を設置できるようになりました。大津町でも平成13年から学校評議員制を導入しております。この学校評議員制は、学校運営を行う校長が保護者や地域住民の意向を把握・反映し、その協力得て、より一層開かれた学校づくりを行うための制度であります。これからの学校は、家庭や地域社会との連携を進め、学校と家庭、地域が一体となって子どもを育成することが大切です。大津町の教育委員会では、町内の学校教育のさらなる充実・発展のため、この制度を導入しております。学校評議員は、一人一人がそれぞれ校長の求めに応じて教育目標や教育計画、地域との連携の進め方など、校長の行う様々な学校運営について意見を述べます。いわば校長の相談役であり、ご意見番、応援団とも言えます。学校評議員の選任は、校長の推薦に基づき教育委員会が委嘱します。人数に関しては、各学校5名以内とし、学校の実態に合わせて校長が決定します。今年も昨年と同じく町内の小中学校で28名の学校評議員を委嘱しています。学校によって違いはありますが、年間3、4回の学校評議員会議を行っています。内容としては、学校の経営方針、本年度の重点努力事項に対する意見交換、児童生徒のための健全育成のための連携、学力向上について、校内研修について、当面する学校の諸問題について、学校評価についてなど、それぞれの意見を伺いながら学校運営及び生徒指導に役立てています。さらに、授業参観や学習発表会等も参加してもらい、気付き等も助言してもらっています。教育委員会としては、年度初めの校長会で学校評議員へ取り組みの充実を指導し、また教育の日等の訪問でもそういうことを行っております。来年も2月下旬ごろ、学校長と評議員一同に会して1年間の反省と今後の活動について話し合いを持つように考えていますし、毎年1年間の学校評議員会の実施報告書を提出してもらっています。その報告書からも、学校評議員制度の成果として、評議員の意見をもらうことによって改善点が見えてきて、全職員で取り組むことができます。児童生徒や学校環境の変容が見られたというお褒めの言葉がもらえ、児童生徒のため全職員で頑張ろうという意欲が出たなど、様々な観点で評価してもらうとともに、意見交換したことにより学校運営改善に役立てることができています。その例として、学校評議員より今の子どもたちは夢がない子が多いように思える、夢が持てるような取り組みをお願いしたいというご意見をいただき、次年度の教育課程の中に毎月1回、キャリア教育の一環として先輩や異職種の方々にゲストティーチャーとして講話をしてもらうような計画を立てられました。このことによって、いろいろな仕事について興味が深まり、図書館の本やインターネットで調べるなど、意欲を持つ子が増えたということを知っています。今後さらに学校評議員制度が充実するよう取り組んでいきたいと考えています。

次に、学校裏サイトの現状と対策についてですが、町・教育委員会・町内の小中学校ともにいじめ根絶、不登校の減少は重点事項として定め、現在取り組んでいるところです。教育委員会としましては、6月にいじめ根絶月間を設けて、町で作成した「命を大切にす緊急アピール」の保護者への配布やいじめ根絶の標語募集、展示等において啓発活動も実施してきました。また、各学校もすべての

学校で対策委員会を設けて早期発見に取り組んでおります。現在は深刻ないじめの報告は上がっていませんが、早期発見がとても大切です。いじめられている子は、なかなか自分から言わないものです。教師や親が気づいてやるのが大切です。

学校裏サイトに関しては、小学校からの報告は上がっていませんが、中学校からは裏サイトで特定の生徒と判断できるような誹謗中傷の書き込みが4件発生しました。緊急の全校集会や関係保護者等との教育相談もその都度実施し、解決をしております。この学校裏サイトに関して、いじめの温床になっているということが全国的にも問題視されております。学校において大津警察署の署員を講師として招き、学校裏サイトや情報モラルについての研修を実施されているところもあります。各中学校は、携帯やパソコン等に有害サイトや裏サイト等にアクセスできないようフィルタリングをかけていただくよう学校だよりや懇談会で保護者をお願いしているところであります。裏サイトに関しましては、教育委員会も各中学校もしっかり取り組んでいるつもりですが、なかなか難しいところがあります。これこそ家庭での相互連携、協力が必要です。現在、熊本県公立小中学校いじめアンケートの調査の報告が上がってきている途中です。その結果を検討し、いじめ根絶のために取り組んでいきたいと考えています。

また、姿が見えないから何をしてもいいというような考え方をなくすよう情報教育モラルにも力を入れ、今後さらに取り組んでいきたいと考えております。

次に、不登校の現状と対策についてお答えいたします。文部科学省が今年の8月7日に平成19年度の不登校生徒数を発表しました。それによりますと、不登校の児童生徒数は前年度より1.9%増の12万9千254人でした。中学生が10万5千328人、小学生が2万3千926人で、中学生が全体の約8割を占めています。不登校児童生徒の割合は、中学校が全生徒に対して2.2%で34人に1人、小学校が0.4%で298人に1人、中学校においては1クラスに1人の不登校の生徒がいるという割合になっております。熊本県においては、不登校児童生徒が1千763人、そのうち中学生が1千552人で、約9割を占めています。不登校のきっかけについては、生活のリズムの乱れや集団になじめないなど、本人に関わる問題が約4割を占め、次に友人関係、親子関係、学業不振と続き、いじめは3.5%でした。

では、大津町ではどうかといいますと、昨年度末では小学生が1人、中学生が22人で、今年10月末までの不登校児童生徒は小学生が1人、中学生が20人です。菊池管内においては、夏休み明け9月には20名程度の増加が見られ危惧されているところですが、大津町においては6月より現在まで横這い状態であり、各学校等の取り組みに感謝しているところであります。学校の取り組みとして、不登校児童生徒に対して登校を促すために電話をかけたたり、迎えに行ったりすることを定期的に行っていますし、家庭訪問も適宜実施しながら学業や生活面での相談も行っています。また、欠席者に対しても1日目は電話連絡、2日続けば家庭訪問、3日続けば校内不登校対策委員会で検討するように不登校児童生徒が出ないよう取り組みも実施されています。さらに保護者とも連携も不可欠で、不登校のきっかけを早くキャッチできるような呼びかけを行っています。特に家庭環境の変化や夜更かし、ゲームやパソコン、テレビ等の時間などに気をつけるよう呼びかけ、変化等があれば子どもと話し合っ

たり、学校に連絡、相談したりすることを話しています。また、不登校対策委員会を設置するとともに、校内研修において不登校児童生徒に対する取り組みや不登校児童生徒を増やさない手立て等を話し合うなど、教職員の取り組む姿勢など学校総体として取り組むようにしています。6月には菊池管内の不登校対策会議に各学校からと教育相談員、教育委員会職員、教育事務所職員が参加し、不登校についての研修後、中学校区ごとに分かれて不登校をなくすためにどうしたらいいかを話し合いました。その参加者が話し合ったことを各学校に持ち帰り、自動な活動ではありますが、根気強く登校できるように関わりを持つことを共通理解しています。教育委員会としましては、中学校にそれぞれ相談員を配置し、相談活動を行ったり、担任とともに家庭訪問をしたりするようにしています。また、今年度より教育支援センターを設置しましたので、その広報活動に力を入れ、できるだけ自宅にこもることがないよう保護者への周知を行い、相談や見学、体験をするような呼びかけをしているところです。7月には不登校児童生徒と保護者対象に教育センターレクリエーション祭を実施し、少しでも支援センターを知ってもらうとともに、学校に行けなくても、まずは家にこもるのではなく支援センターで過ごすようにすることを目的で行いました。学校を通して不登校の子どもがいる家庭に呼びかけをしましたが、思うように参加がありませんでした。また、保護者の意識も不登校に関して無理しに行かせる必要はないという考えを持たれている方もいらっしゃいます。支援センターに来ている子どもたちを美里町の3千333段の階段上りを計画し、実施しました。参加した3名は、頂上まで登ることができ、きつくても頂上まで登ったということで満足感を感じていました。

このように、学力保証や相談のみならず、学校復帰に向けての様々な取り組みも行っています。今後も広報活動を積極的に行い、学校、家庭と協力しながら一人でも多くの子どもが家に閉じこもるのではなく、学校へ登校できるように、また支援センターへ通え、学校復帰ができるようにしていこうと考えています。

また、各中学校の相談員と教育支援センター相談員、サポート指導員、そして教育委員会職員が教育支援センターで現在の不登校児童の実態の確認と今後の取り組みを話し合う不登校対策会議を行いました。9月末には、さらに担任や養護教諭も交えての不登校対策会議を実施し、菊池教育事務所の指導主事の先生にも参加してもらい、具体的なアドバイスを行ってもらいました。さらに大津町教育の日で、小中学校、県立学校を参観していますが、そのときにおいても、学力充実を図るようするとともに、不登校児童生徒への取り組みの状況等も聞き、登校できるよう指導、助言をしているところであります。

このような教育委員会、学校の取り組み、保護者の理解、協力の結果、教育支援センターに通っている本年度中学生2人が学校復帰いたしました。現在、教育支援センターに通っている児童生徒は小学生が1名、中学生が4名ですが、学校や保護者との連携を密にしながら学校復帰に向けて取り組んでいます。

9月より菊池教育事務所に学校と家庭とをつなぐ相談役として、スクールソーシャルワーカーが配置されました。今後も教育委員会と学校、家庭、さらにはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、児童相談所の関係諸団体とが連携・協力し、不登校減少に向けて取り組んでいきたいと

思います。

次に、学校の消耗品費の予算についてであります。学校予算の編成にあたっては、町の予算編成方針及び予算編成要領に基づき、各学校で作成していただいております。例年学校予算の流れについては企画課が毎年11月に作成します新年度予算編成方針を学校事務職員に学校教育課より説明を行い、各項目ごとに積み上げた要望書が学校教育課に提出されます。学校教育課は、要望内容の確認を行った後に全部の学校を学校教育部長、課長と担当職員が訪問し、学校長と事務職員から疑問点や前年に対しての増額分の内容や必要性について意見を聴取して、企画課への予算要望を行っています。ですから、学校の積み上げによる要望と年度による特段の理由による要望も学校配分して認めているところであります。なお、学校教育課内にも学校分の予算も計上しており、状況に応じて各学校への配分は行っていますので、近隣市長の予算額の確保はできていると思っております。

次に、学校での環境教育についてお答えします。21世紀は環境の世紀、命に関わる問題であり、私たちの生活に密着した大切なものであると私も考えています。各町内の小中学校でも環境教育には力を入れ、教室での学習はもちろん、学校外、教室外での学習も現在盛んに行われています。各学校では、環境教育全体計画、環境教育年間指導計画というものを作成しまして、1年間を通して学習します。今年10月には大津東小と南小の5年生を対象に阿蘇西原ウインドファームで学習を実施いたしました。大自然が生み出すエネルギーと草原再生、森づくり、人と自然、社会のつながりについて総合的な学習がなされました。この企画は、日本環境フォーラムと教育委員会、実施学校と一緒に計画を進め、3年目の試みです。来年度も継続して実施する予定です。

また、大津小学校においては森林と川についての学習として、大津町の涵養林や校区を流れる上井手の話を聞いたり、実際に現地に行って調べ学習をしたりして森林や水の大切さを学習し、環境を守ることの大切さを学んでいます。ほかの学校でも川の水質検査などを通しての環境学習、栽培活動等の体験活動を通しての環境学習などを総合的な学習の時間を中心として、自らの問題と考え、体験及び追及活動を通して課題解決を目指し、環境学習に取り組んでおります。さらに、全学校において学校版環境ISO宣言に取り組んでおります。児童生徒が学校において自分たちでできるエコを考え、実践する取り組みです。例えば、はみがきのときや掃除のとき、水を出しっぱなしにしない、電気はこまめに消すなど、節水節電に関するものやこれから関わってくる暖房に関しても必要以外は点けないなどを中心に取り組んでいますし、教師においても裏紙を使うようにするなど、学校を挙げての取り組みを行っています。このように、学校は各学校の実態に合わせて環境学習の年間のプログラムを組んで実施しています。それを尊重し、環境教育の効果が最大限挙げられるよう輸送関係や安全面等の支援や関係機関や施設等の紹介等を通して、今後も環境教育を推進してまいりたいと思います。

次に、学校の図書館運営協議会と学校運営協議会の設置についてお答えいたします。現在、学校図書館運営協議会を町としては設置していません。学校図書館関係は、司書部会において各学校の現状や課題を話し合い、スムーズな図書館運営ができるように取り組んでいます。中学校においては学校図書館の運営を円滑に行い、学校図書館が読書センター、学習センターとしての機能を十分果たすように支援や助言を行うことを目的として、図書館運営委員会を設置しております。構成メンバーとし

ては、校長、教頭をはじめ準主任や教科主任等であり、図書館教育の全体計画や年間計画の検討を行っています。資料等が不足したり重なったりしないよう検討を行っています。また、総合学習や理科、社会科等における調べ学習の流れの確認を行い、スムーズに生徒が学習できるような手立ても検討しています。委員会での実施回数は年間3回で、4月は年間計画等の検討、10月は実施状況確認、2月はまとめと次年度の執行を行っています。大津中においては、平成14年度から17年度にかけて、文科省や国立政策研究所指定を受け、研究を重ね、充実した図書館運営が実現していますし、北中においても参考にされ、改善しながら児童も図書館委員会を運営しています。現在、中学校のみで実施していますので、小学校でも学校の実態に応じて実施できるよう今後校長会や司書部会を通しながら検討していこうと思っています。

次に、学校運営協議会の設置についてですが、これは地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、平成16年9月9日から施行されたものであり、学校の管理運営の改善を図るために設置することができるものとされたものです。学校運営協議会という名称は、必ずしも使わなくてもいいもので、一般的にはコミュニティスクールと呼ぶことが多いようです。近くは、泗水小学校と泗水中学校が文科省の指定を受けて実施しております。学校評議員の意見や助言をする制度と違い、学校運営に参加する合議制の機関です。結論から言いますと、先ほど申し上げました学校評議員制度において、学校運営の意見や助言を実施していますし、その意見により学校運営の改善も見られていますので、今のところ学校運営協議会を設置することは考えていません。ただ、今後地域や学校の実態、それぞれの要望等を十分踏まえて検討は続けていこうと思っております。

○議長（宇野光廣君） 鈴木ムツヨさん。

○1番（鈴木ムツヨさん） 学校司書の勤務時間は法律で定められた時間内であるということで、今、答弁がありました。図書室は誰のものかということでは、利用する生徒のためのものであるというふうに私は理解しています。勤務時間に応じて3時に閉めていくというようなことでは、誰のためのものかということではとても利用価値がない、利用できないということと考えられるのではないかとこのように思いますので、まだ実態を把握していらっしゃるということなのかなど、このように指導していきたいということでは、時間帯の実態把握がなされていないというふうに思っていますので、そこら辺はきちんと、誰のものか、図書室が誰のものかという考えの中で、考えられる中で指導していかれたらというふうに思います。

それと、学校評議員制度に関しては、報告書がなされているということで、きちんと役割と成果がなされているのかなというふうに思いました。名前だけのですね、学校評議員ということで何か行事があるたびにですね、それだけのたびに何か呼ばれているところもあるということでしたので、大津町ではきちんとした運用がなされていることで安心しました。

学校裏サイト、ネットいじめのことでは、子どものいじめを深刻にさせている責任の多くは大人にあると言われていています。大人が誤った対応をしないよう理解を深め、学校や先生との連携を上手に行えば、事態はずいぶん変わると、子どもの人権・安全・ステーションの砂川真澄さんの言葉です。対策は見えないところで何が起こっているのか気軽に子どもと話せる環境をつくるのが第一歩。まず

は教員や大人がネットを使ったコミュニケーションを知って、自分が慣れることが必要とされています。この件に関して、先生方へネットを通してほとんどされているかとは思いますが、なかなか見えないということで、ネットのいじめは見えないということで増えていっているということもありますので、大津町での小中学校での携帯電話の使用状況ということではどうなっていますか。大阪知事が携帯禁止令を表明されました。来年3月までに政令指定市を除く府内の公立小中高校で携帯電話の持込や校内での使用を禁じるという方針を出されています。学校の校長先生方も独自で携帯の使用の禁止を出すと便利なものをなぜ禁止するのかという親御からのクレームがかなりあるということではあるようです。そういう部分では、大津町でももし携帯がまだ使用されているようであればですね、携帯禁止ということでは大阪を真似てもいいのではないかというふうに思っています。

教育投資ということでは、日本は最下位ということで05年調査です、28番目とOECD05年調査です、公的支出GDP比は3.4%だということに新聞に載っていました。05年ですかね、最初の初当選したときに一般質問させていただいた少ない教育予算ということでは、消耗品費、報償費、印刷費などがですね、中学校で子どもたちが1人当たり使えるのが7千048円でした。菊陽も同じ7千132円であまり変わりませんでした、西合志南で1万251円でした。教材費というのがですね、別に設けてありますが、大津町は1千447円で菊陽が3千914円ですね、西合志が3千378円になっていました。かなりの金額の差がありました。それで、4年経ってどうなっているかというふうなことでお尋ねしました。金額が、1人当たりの金額が出されているのかどうかということでお聞きいたします。

それと、図書館運営委員会ですが、小学校ではじめて司書に入られた先生方というのでは、かなりこう何をしたいかわからないというのが本当にあった、司書部会がありますが、学校の中で、自分の役割という部分がですね、きちんと発揮できなかったという話も聞いています。運営協議会がですね、なされるということは、先生方の要望等もですね、学校長の計画等の中でもきちんと方針が出されれば、それに向けた努力がね、なされていくのではないかとこのように思っています。ぜひとも図書館運営協議会がきちんと立ち上げられて、機能が果たせるような、司書の方がですね、きちんと自分たちの仕事が、役割が果たせるような協議会をつくっていただければというふうに思っています。

それと学校運営協議会というのは、まだ16年からですのでまたそんなに長くはないんですが、教育委員会等も中に入った意見交換ができるということでは、どうしても学校は閉鎖的で校長がトップでというような、校長が代わると運営方法も変わるというような、カラーが変わるという意見も聞いていますので、そういうことが本当はあってはならないのではないかとこのように思っています。学校評議員制度、学校運営協議会がですね、やはり外部の意見をちゃんと精査されて、何が問題なのかというのが改善されていっているということではあります、一歩進めたところで学校運営協議会がですね、設置されるということが考えられるといいのかなというふうに思っています。先生方が20人ぐらい、10人ぐらい休職されたということではありますし、新聞等にありますが、セクシャルハラスメントというようなことも出てきています。そういう部分もきちんと開かれた学校で問題をきちんと取り組める、そういうものがあってもいいのではないかとこのように思っていますので、再度の

質問、よろしくお願いします。

○議長（宇野光廣君） 教育長宮崎廣行君。

○教育長（宮崎廣行君） 2番目の、私が2番目にと感じていましたことなのですが、図書館協議会の件ですが、確かに新しく今度司書補になられた方もたくさんいらっしゃいます。ただし本年度からは1年きりではなくて、希望なされば2年、3年とそこまでは雇用できるというような形を取っておりますので、議員がご質問なされたような形で、まだ新しく入ってどんなことをしていいかわからないというようなことであれば、すぐさま指導していきたいと思います。その件が1件と、学校評議員のことにつきましては、先ほど申しましたように、確かに公募で評議員というのも開かれた形としてはいいかなと思います。ただ、現実的に申しますと、それぞれの学校で評議員さんをお願いするのになかなか人材がないというようなことですので、公募して快く応じていただければありがたいのですが、ちょっと難しいところもあるんじゃないかなと思います。しかし、現在、先ほど申しましたように28名の評議員さんを委嘱しておりますので、その方々が開かれた学校を目指して校長の目標だとか運営方法について意見を言っていただく、そういうのが土台となって次の運営協議会というようなものに進んでいくのではなかろうかというふうにも考えますので、しばらくは評議員制度の活用を図っていききたいなというふうに思っております。

それから、最初に私がお聞きになったんだろうと思ったのが7千048円、1万2千541円と、4年前の件だったと思いますが、この件については、ちょっと数字的なことを部長の方から答弁していただきたいと思っております。

ほかにもまだありましたか。私はこの三つだったかなと伺ったところですが。

○1番（鈴木ムツヨさん） はい、いいです。

○議長（宇野光廣君） 教育部長大塚武年勲君。

○教育部長（大塚武年君） 鈴木議員のご質問の中で、携帯電話のことがお話があった、ちょっと数字的なものはここに持ってきておりませんが、携帯電話につきましては、子どもたち、確かに多くの子どもが使っているものと思います。ただ学校の中にはですね、持ち込みはできないということにしていますので、私ども学校を訪問したり、学校に行きましても、休み時間等に学校内で携帯を使っている子どもは見かけません。これはもう学校の方に指導しておりますので、そういうことになっております。

それから、消耗品ですけども、4年前に確か、議員が質問された中で、菊陽町とちょっと比較してみますと、18年、19年の実績で言いますと、小学校につきましては19年度が18年より329万円ほど増加しております。1人当たりの子どもの平均にしますと、菊陽町に比べると700円ほど上回っております。ただ中学校につきましてはですね、992万円大津町19年度増やしておりますけれども、菊陽町の方が大津町が8千円、菊陽町が1万円ですので、そこ2千円ぐらいの差がありますので、そこら辺はまた十分菊陽町と検討していかなくちゃいけないと思います。

ほかの市町村につきましては、具体的な数字は持っておりませんが、恐らく近い数字、西合志の件、お話しされましたけれども、うちの方で調べた中ではあまり変わらない、20年につきましては

はですね、あまり変わらないような状況だというふうに調べをしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（宇野光廣君） 鈴木ムツヨさん。

○1番（鈴木ムツヨさん） では2問目の質問に移ります。国民健康保険証のない無保険者について、無保険状態の18歳以下の子どもへの対策と現状をお聞きいたします。大津町では、12歳までの医療費の無料化が打ち出され、大変喜ばれています。世帯主が国民健康保険の保険料を長期間滞納しているため、保険証を返還させることがあります。返還すると、被保険者資格証明書が交付され、これで病院にかかると一旦全額自己負担となり、国保が払う分は申請しなければ戻ってきません。全国で385万世帯が滞納しており、これは加入世帯の2割に近いと言われています。無戸籍住民登録を認めるための基準を策定され、離婚後300日以内に生まれた子どもは前夫の子どもと見なすとした規定により、子どもが前夫の戸籍に入るのを避けようとして母親が出生届を出さず、無戸籍となる事例があります。その救済が狙いですが、大津町では把握されているでしょうか。このことも無保険につながると思います。お尋ねいたします。

○議長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 状況等については、担当の課長の方からご説明をさせていただきたいと思いますが、15歳以下の保険資格証明書につきましては、今国会の12月10日の衆議院厚生労働委員会において委員長提案により滞納所帯であっても15歳以下の子どもに一律に保険証を交付する国民健康保険法の一部改正が委員会で可決され、今週には成立する見込みであるというようなことでございますが、法の施行は平成21年の4月1日以降につきましては、この規定に基づき保険証の交付を行っていくこととなります。人命の尊さ、被保険者の保健、健康保持は行政におきまして最大の課題で、それに努めることが課せられておることは認識いたしておりますが、中学生以下の子どもを除く被保険者に対する資格証明書及び短期保険証交付につきましては、税の負担の公平、給付の平等の観点から、滞納対策として納税相談の機会を確保する上からやむを得ない対処と考えております。

○議長（宇野光廣君） 保険医療課長西岡逸郎君。

○保険医療課長（西岡逸郎君） おはようございます。鈴木ムツヨ議員の質問にお答えします。

本年、20年度におきます資格証の発行世帯は、現在66世帯でございます。そのうち18歳以下の子どもさんがいらっしゃる世帯は、大津町においてはございません。

以上、報告します。よろしく申し上げます。

○議長（宇野光廣君） 総務部長首藤誠治君。

○総務部長（首藤誠治君） 時間がありませんので、お尋ねの無戸籍の子どもの把握ということですが、その質問にお答えします。大津町には無戸籍の子どもさんは該当ないというふうに聞いております。外国人登録をされている方がほとんどですので、登録されておりますと住民票は当然ありますので、保険証等の交付等がありますので、現在のところ、現在というといけません、無国籍の方は該当無しということでお答えしておきます。

○1番（鈴木ムツヨさん） 終わります。

○議 長（宇野光廣君） しばらく休憩します。午後１時１５分から再開します。

午後０時１２分 休憩

△

午後１時１４分 再開

○議 長（宇野光廣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

坂本典光君。

○６番（坂本典光君） 皆さん、こんにちは。坂本典光が一般質問いたします。

まず、大津町表彰規定及びその現状の改善ということであります。大津町の地方自治を振興することに顕著な功績があった人を表彰することを目的として規則が定められております。そして、実際の表彰の現状を見たとき、町民の視点からその改善を提言するものであります。

今、ここに大津町表彰規則というのがございます。これが昭和３７年１２月２０日にできておまして、その目的は、第１条で、この規則は大津町の地方自治を振興することに顕著な功績があった者を表彰することを目的とすると書いてあります。ですから、これを知らない人がぱっとここを見たとき、顕著な功績があった方なんだなというふうに感じられるというふうに思うわけですね。ところが中を見ていきますと、この規則に入り表彰されるものは、大津町の職員、特別職を含む、また及び次の各号の位置に該当するものとする。端的に読んでみますと、長年にわたり当町に勤務し、一般職として２０年以上勤務している職員、特別職として１２年以上勤務している職員、また消防団については２０年以上勤務している職員、なお、特別職とは公選、議会の選挙及び同意によって就任する職にあるものとする。職員に準ずるもので８年以上勤務している職員というふうなことが並べ立てております。しかしながら、この次の要綱、１番ではなく２、３、４、５を見ますと、職務上の成績が抜群で、他の職員の模範となる職員。３番、業務上有益な工夫、改善または研究を行い、行政効果の向上に著しく貢献した者。４番、社会に対する善良な行為により、町民から感謝と信頼を受けた者。５番、職務の遂行にあたり、上級官庁等により表彰を受けた職員と、こういうふうになっております。この辺を見ると、非常にこの第１条の目的、大津町の地方自治を振興することに顕著な功績があったというふうに感じられるんですけども、先ほどの何年勤めたというのは、随分とその陰が薄く見えます。これがですね、昭和３７年の１２月２０日にできた規則だもんですから、その間にですね、規則は守れ、規則は守れというのはわかるんですけども、しかし規則というのはですね、そのときの社会状況、経済状況、それによって創り出された価値観によってこういう規則というのはできてくるわけですね。もう昭和３７年にできたものを規則だ、規則だと言って論じる場合ではなかろうと。今には今の社会状況、経済状況、価値観が培われてきているわけですから、今にあったもの、あるいは運用なり、そういうものに変えていかないとおかしいんじゃないかと。ただ事務的にやっても、仕方がなかろうと。世の中は、特にこの民間企業というのは、どちらかというと過去にとらわれず、前へ前へ進んでいきます。本田がＦ１からは撤退する。しかし８０年代はあれだけの実績を残した。これを多分本田さんあたりは、うちはこれだけ実績を残したから云々なんていう表現はしないと思います。終わったことは終わったことなんだと、これから先、これから先というふうにやっていくのが民間だと

思うけれども、この公務員の社会においてはですね、この辺がうまくいってないんじゃないかという
ことで、あえてこの表彰規定を取り上げたところでございます。

1 回目の質問を終わります。

○議 長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） こんにちは。改めまして。表彰規則につきましてでございますけれども、3
7年からの状況で、ずっと慣例的にやってきておるようでございますので、あのその辺につきまして、
議員おっしゃるように見直しが必要であるというような思いもしております。しかし、職員だけを取
ればですね、やはり20年というのは昔は20年で恩給だとか年金が付いたとかいうような一つの区
切りというようなことで、何となく次のステップのための張り合いというか、そういう意味での表彰
規則になっとったんじゃないかなという思いもします。今後についてどうするかというような形でご
ざいますけれども、これについては検討をしていかなくちやなりませんけれども、その状況等につい
て、総務部長の方から若干ご説明をさせていただきます。

○議 長（宇野光廣君） 総務部長首藤誠治君。

○総務部長（首藤誠治君） ご質問の天津町表彰規則の関係ですけれども、毎年関係各課より表彰具申の
基準に基づいて推薦があり、表彰審査委員会に付して町長が被表彰者を定めて、12月定例議会の開
催時に表彰を行うこととしております。

表彰の基準についてでございますが、先ほど議員の方からおっしゃいましたように、勤続年数が2
0年以上の職員、特別職は勤続12年以上、消防団員は20年以上、それから嘱託員や民生委員など
の各種委員については8年以上ということになっております。また、職務上の成績等が抜群でという
ことで、他の職員の模範になる、また有益なる工夫改善、研究を行ったというようなところについ
ては、議員おっしゃったとおりです。今年とも、その表彰対象者を表彰審査委員会で審査をいただいて、
議会開催初日に伝達をしたところでした。今年度開催いたしました表彰審査委員会において、議員ご質
問のように町民の視点での表彰内容や基準について検討すべきとの意見もいただいております。周辺
の菊池市、合志市、及び菊陽町の菊池管内においても表彰についてはばらつきがあります。表彰規定
が、規則がない自治体や職員と住民に対する表彰規則を別々に定めているところ、また当自治体ごと
に表彰についての考え方や取り扱いが異なるようであります。被表彰者の内訳について、今年度行い
ましたのは、社会に対する善良な行為により、町民から感謝と信頼を受けた方が1名、それから職員
に準じ8年以上勤務されている方が1名、これは交通指導員さんです。20年以上勤続している消防
団員が9名、20年以上勤務している一般職員が8名の合計19名でした。19年度は職員に準ずる
8年以上勤続している方が6名、これについてはスポーツ振興審議会の委員さん3名、民生委員児童
委員の方1名、行政区嘱託員1名、中小企業店舗新築改装工場機械及び駐車場設備融資金利子補給審査
委員1名、20年以上勤続の消防団員12名、20年以上勤続している一般職が5名の23名でした。
その前の一昨年の18年度が特別職として12年以上勤続されている方は1名、固定資産評価審査委
員、職員に準じ8年以上勤続している方が16名、交通指導員11名、行政区嘱託員2名、民生児童
委員3名、それから消防団員については13名、一般職が2名で、合計32名の方がそれぞれ受賞をさ

れております。

ご意見のように、先ほど言いましたように表彰審査会でもそういうふうなご意見もいただいておりますので、各市町村等の規則・規定等も精査の上、見直しについては考えていきたいというふうに思っております。

○議長（宇野光廣君） 坂本典光君。

○6番（坂本典光君） これまだそのパソコンのですね、ホームページあたりができてからですね、そんなに長く経つわけではありません。私たちがですね、大津菊陽水道企業団で新潟県の方の水源水道企業団といったと思うんですけど、そこに研修に行ったとき、そのホームページがつくってあったんです、パソコンのですね。その当時はまだ大津町もなかったし、水道企業団もそんなホームページなんかありませんでした。そのときですね、いくらかかりましたかと、100万円ぐらいかかりましたというふうなことで企業団の職員がよく見てました。そのとき、私たち議員は、大津菊陽水道企業団に対して、あなたたちは閉鎖的だよと。もう少しね、その外部に開かれた企業団をつくらんといかんと。ならそのこそこそするんじゃないと。もっと自信を持ってやっていかなきゃというふうなことをですね、しきりにその投げ掛けていたんですね。自分たちはその一つの小さい組織だから、よそに対して出ていくというのが恐ろしいとかいうふうな意味があったのかもしれないけれども、しかしそうこうしているうちにですね、できましたとって来たから、何がと言ったら、自分たちでホームページを立ち上げてたんですね。大津町より早かったんです。やるねというふうなことでですね、それから大津町の方には、そのまだかまだかなんて言ってたんだけど、しかしその大津町のホームページがですね、先ほど一部分ではあったとしても全国的に表彰されるようになったと。私も中身を見たけども、なかなかいいなと。それから、また今までの大津広報ですか、あれ、初版からのですね、それもなんか見れるようになっていると。私はこれ見て非常に素晴らしいなと思ったんですけども、こういうのをですね、その手がけた人、あるいは手がけた係、課がどうして表彰の対象にならないのか、不思議で仕方がありません。これ、非常に功績があったと私は思うんですけどですね。

それとですね、今、大津町に広報紙があります。この広報紙というのは、私たちもですね、議会だよりをつくっているからいろいろ比較して見るわけですね。広報紙をマネしたり、それからよその議会だよりをマネしたり、大津の広報紙をマネしたりしながやっついていっている。ところが大津の広報紙がこの最近、素晴らしいねと、各委員の方が口をそろえて言った。やっばし、人が見て素晴らしいというのは、この広報紙もすぐその熊日かどこから表彰を受けたと。素晴らしいですね。

こういうふうにはですね、顕著な功績があったのに、これはそのままにされている。ここのところが私はわからんのですが、いかがなものでしょうか。

○議長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） おっしゃるように、昨年職員の頑張りで、例えば企業誘致全国20選にも選ばれる。あるいは、熊日における広報のグランプリをいただく、あるいは今、ホームページでも町村の部で一席に入るといような実績が職員の頑張りでなされておるのは確かです。彼たちもよく言いますけれども、これやったから特別昇給いただけるかなんて言っておりますけれども、しかし一つ

の事業が今、成果、花開いたというようなことについては、やはりそれまでの同僚、仲間の支援とか、そういうものがあってこそ現実があるんじゃないかなというようなことで、我々としては今、人事評価制度というのを今17年度から試行的にやらせていただいております。これは、もちろん人事でその人をどうのこうのということだけでなく、人材育成というような意味の中で、それぞれの目的を職員が持って1年間頑張ったというような形の中で、過去の実績に基づいて今回どうできたか、どうできなかったかとか、あるいはその上司はどういう働きで何ができなかったのか、どういう指導が悪かったのかとか、いろんな形でその目的はその人を育成するために行われているわけでございます。これについても、近いうちにはそのような人事評価の下において特別昇給なり、そういう働いた人に対しての表彰なり、感謝状なりを検討しなくちゃならないというようなことで、今そういう順番としてはそういう形の中で検討をさせていただいておるといようなところでございます。

○議長（宇野光廣君） 坂本典光君。

○6番（坂本典光君） 私は常々からですね、その大津町の職員の方一人一人、私は大津町の宝と思っているんです。これだけのですね、200人ぐらいですか、の中でこれだけの頭脳集団がいるということは、なかなかそのあるものではないということで、その優秀な職員ですね、をいかにして生かすのかと。しかしここからですね、みんな一緒じゃないんですね。200人いらしても全部一緒じゃない。これやっぱり十人十色ですね、音楽が得意な人、スポーツが得意な人、絵が得意な人、それから声が大きい人、これも財産ですね。それから走るのが速い人、すばしっこい人、緻密な人、いろんな方がいらっしゃるわけですから、こういう人を一律に並べてですね、はい、ヨーイドンと、こんなじゃないと思いますよ。特徴のあるところを生かしてやっていくというふうなのが非常に大事なところだろうし、だからそうやって自分の特徴があるところで実績を残したら大いに表彰するということが大事なことじゃないでしょうか。それをですね、そのほかもあるからとかいうふうなことで、低いレベルのですね、平等意識を持って、あん人ばかり褒むつとしゃがな、ほかんもんが困るとかですね、こういったことではですね、いかなのじゃないでしょうかね。以前、私もPTA関係にしまして、ああいう世界というのはそういう部分がなきにしもあらずだったのですが、少なくとも自分の個性を發揮してプレーすると、目を輝かせてと。そしてそれによって成果を出していくと、これが結局は大津町のためになるんだと。10の力を30にも40にもできる。10の力は10で納めるんじゃない、15、20、30に持っていけるやり方ではなからうか。そしてまたそれだけの人材がいらっしゃると、私はこう考えますが、町長いかがでしょうか。

○議長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） まさしくそれぞれの個人の職員の特徴、あるいはそれぞれの持った素晴らしいものがあるかと思えます。おっしゃるように、今までのなかでそれぞれの仕事は重要な仕事でございますので、それぞれ頑張っている中で、やはり思いが、職員の思いがおっしゃるようなレベルの低い次元でなくして、やっぱり違い次元を持って表彰された人を褒める。あるいは、喜んでやるというような方向になってくれるものではないかなと思えます。そういうためには、十分職員ともご相談しながら、そういう表彰の取り入れ方というものを今後十分検討していきたいというふう思っております。

す。

○議長（宇野光廣君） 坂本典光君。

○6番（坂本典光君） 2番目に入ります。県道改修の件であります。私がここに書いているのは、その一部の県道の打ち上げられた問題をちょっと書いたんですが、しかし私はその一般質問としまして、これを中心に県道の改修とはと、道路の改修とはというふうなですね、大きな捉え方で持っていったみたいと思います。以前ですね、その法務局から中町にかける道路、これは当時県道でして、これ非常に荒れておりました。それは今ですね、西鶴中井迫線の工事のためにトラックがこの道路を頻繁に通ったからです。で、荒れており、本当にですね、近所の方は眠れないと。私も行って見ましたが、それは本当にひどかった。がらがらがらという感じだったですね。振動が大きい、何とかしてくれというふうな町民からの要望が私にありました。ご多分に漏れず、私は当時の建設課ですか、こういったことを言っているよというふうなことに来ました。しかし、言いましたけども、これいわゆる打ち上げたということでしょうね。けども問題は解決しない。打ち上げられた方はそれでいいかもしれんけれども、住民の方から直接打ち上げられた私は、もうたまったもんじゃない。いやいや言われるわけですね、まだか、まだかと。動きはどうなっていると。しょうないから、菊池の県事務所に行きました。県事務所に行って、あそこで道路維持課というところですかね、維持係というふうなところで、なかなか会ってくれんとだけども、行って、説明して、会って、現実を説明しながらどうするんだと。私が住民の方から突き上げられるように私もどうするんだというようなことでやった覚えが何回かあるんですけども。まあそれはその町の方の建設課も一緒に動いてくれて、なんとか解決したというふうなことがございました。以前ですね。で、これから先がですね、また同じような問題なんですね。県道瀬田龍田線という、これは上町とか下町とか陣内を通っている県道ですね。県道、この瀬田龍田線の交差点、下町交差点からちょっと東の方に行ったところで、そのまた振動が激しいと。前回と同じようなことが非常に打ち上げられているわけです。誰に言いましたかと。これはですね、誰に言いましたかと、言った方がいるわけでしょう。その言った方が町の方じゃなかったんでしょね、誰に言ったかちょっと聞き忘れちゃったけれども、とにかく言っているけども言っているけどもなおらん、どうなっているんだというふうなこと。それについてですね、私はこれは県道ですからねと、本来県道というのは県の管轄ですもんねと。しかし、それが町にあるから、町の問題じゃありますもんねと。県道をつくる時、町には負担金が10%ぐらい来るんだから、町の問題でもあるわけですねと。しかし、やってくれるのは県じゃないと困るんですねと言いながら、本当はこれは県会議員さんの問題でしょうねと言いましたが、しかしそのわかりましたと、できんこともなかでしょうと。また帰ってうちの建設の方とですね、話してみますというふうなことで帰ってきたわけです。で、今回はですね、そのこちらの方でですね、道路維持課の方でどういう対応を取ってもらえるのかなというふうなことで、私は一言そういったことはこういうふうな苦情があるんだけどというふうなことを投げかけてみました。これに対するまず最初の対応をお聞きしたいと想います。

○議長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 県道関係の要望なり改良なりについては、区長さんをはじめ、あるいは企業

連絡協議会、あるいは個人的にも要望なり申し入れが役場の道路建設課、維持課の方に来ております。その申し入れとか要望については、担当の方でちゃんと台帳をつくり、そしてその状況をちゃんと把握しながら県の方へ伝えておるといような状況でございます。ただしおっしゃるようにですね、道路をつくったり、あるいは維持管理を議員おっしゃるように県道だといような気持ちでやってくれるなど。大津町を走っておる、それは町民が一番使う道路でありますので、そのためには町として何らかの支援をしっかりとやっていかなくちやならない。そのためには、行政だけでなく住民の皆さんのためになるようなことをちゃんとやりなさいといような指示はしております。そういう意味におきましてですね、道路改良等についてはそのような要望書を県の方に担当をやると。だから、ただ道路をつくるのに都市計画道路は10%とか、あるいは県道は15%の負担でなくしてですね、やっぱりそのほかの支援をやっていくのが我々が行政マン、道路マンとしての役割であることは果たしてくれといようなことを常々担当部長をはじめ担当職員にはそのように伝えておるといのか、指導をしているところです。

○議長（宇野光廣君） 土木総括審議員伊東貢君。

○土木総括審議員（伊東 貢君） 坂本議員の具体的な質問の内容についてお答えしたいと思います。

県道関係の苦情等につきましてもですね、確かに管理者が行われておりますけれども、大津町の道路の問題として考えまして、地元区長さんをはじめ関係者の方からの通報があればですね、随時現地調査を行いまして、県への連絡、改善要求をする形で行っているところでございます。今回のですね、要望の件につきまして、箇所につきましては、町の方に要望がうまく伝わっておりませんでした。このことを踏まえましてですね、今後はこのようなことがないようにですね、努めたいと改めて思ったところでございます。

今回のご質問の箇所はですね、県の方で県道瀬田龍田線の下町交差点側からオーバーレイの工事がなされた場所ございまして、ちょうどその現地調査の結果ですね、施工端部に段差が確認されまして、若干のですね、これが特に大型車のトラックが通行した際に音が生じていると思われまして、このことを早々にですね、県の方に現状報告をさせていただきまして、改善要望を行ったところでございます。今後もですね、やはりこのように町のほうで県道と言えども大津町の道路として要望をお受けしまして、県の方につないでですね、円滑な対応が図られるように努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（宇野光廣君） 坂本典光君。

○6番（坂本典光君） 今ですね、伊東審議員からそういったことを受けて、修繕要望を伝えたとおっしゃいました。だからここがですね、官庁の非常にその特徴で、伝えたと、伝えるのは伝えますね。ところがそれがいつ返ってくるか、伝えました、いつ返しますか、その答えは取られましたですか。

○議長（宇野光廣君） 土木総括審議員伊東貢君。

○土木総括審議員（伊東 貢君） 今ですね、要望はしたと。それでその後ですね、どのような手続きできちんと調査改善の要望がですね、なされているのかを確認しているのかというご質問でよろしゅうございますでしょうか。そのことにつきましては、先ほど申しましたとおり、随時現地調査を行っ

てですね、要望をさせていただいておりますけれども、随時行っていることとあわせてですね、年に一度いろんな機会に県の方ですね、翌年度事業を行う上での要望をですね、各関係市町村からのヒアリングがございます。そのときにもですね、予算を確保要望するという上で、日ごろからの区長さんをはじめとされる方々からの要望を把握いたしましてですね、県道に係る改築、維持補修工事、それと河川工事もございますけれども、そういったことを取りまとめて優先順位を踏まえた上で要望をさせていただいております。今回、坂本議員からお話があったこの箇所につきましてもですね、追加して要望する形で早々に行っているところでございます。その後の工事完成までのフォローについてもですね、非常に重要と考えておりますので、町の方ですね、要望の後もその箇所の状況を見ながら、工事完了がしたあかつきにはですね、もちろん報告いたしますけれども、事業箇所がですね、着手されていない場合にはですね、その事業の着手の目途がつくまできちんと要望を繰り返し行っていくなどのですね、適切な対応を取ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（宇野光廣君） 坂本典光君。

○6番（坂本典光君） 丁寧なご答弁だったと思います。要望はしたけども後は知らんじゃなく、最後まで見つけてフォローすると、まさしくそのとおりでと思います。それが1カ月先か、2カ月先か、あるいは1年先かわかりませんが、とにかくフォローしつづけて完成させるというふうなところは非常に大事だと思います。それで、一般的にそのこういうふうな県の関係あたりでやっていきますと予算がないとか、こういうことをよく言われるわけです。それからよそからもよく聞くわけですね。現実に今の県の予算は、県には本当に予算がないのは当たり前なんです、しかしね、私はそのこの元荒木町長がですね、体育のとき、運動のとき、それからその国体の選手を送り出すときの言葉というのは、私は忘れることはできないんです。君たちは国体に参加する目的で行くんじゃないんだぞと。勝つために行くんだぞと。これだけ30チームなら30チーム参加して、どこかが必ず優勝するんだぞと。最初からなげてかかるなよと、勝つんだぞと。そういう言葉が非常に頭に残っているんですね。だからこうやってですね、職員の皆さんがいる、町のためにその頑張る。頑張るはいいんだけど、そしてまたこういう予算を県に交渉して取ってくる時、打ち上げるだけじゃだめなんですよと。取ってくるんだぞと。どこかが取るんだぞと、これを肝に銘じて私は頑張っていたきたいと思います。これで終わります。

○議長（宇野光廣君） しばらく休憩します。午後2時から再開します。

午後1時50分 休憩

△

午後2時00分 再開

○議長（宇野光廣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

手嶋靖隆君。

○10番（手嶋靖隆君） 10番議員の手嶋靖隆が通告に従いまして2項目について一般質問を行います。

まず1項目は、少子高齢化の対応について、それから2項目が遊休地の運動公園計画はないかとい

うことで質問をしたいと思います。

まず、少子高齢化への対応ですが、出生率は戦後昭和22年は4.54であったのが、21世紀には日本の総人口の増加が停止し、現在1.75、昨年までは1.5だったと思いますけれども、若干後転しているようにも思います。減少しておりますし、この出生率の著しい低下は、高齢化を同じく新たな地域間に大きな生じることになり、年齢構成の違いによる社会構造上の変化がこれまでの人口動態では転出、転入による地域間の移動による社会的な増減によって過疎問題を論じてきました。しかし、これからは高齢化率を抑える、少子化率という深刻な質の違いが表面化し、自治体の行政目標がこの地域社会を構成する人口は、年齢構成の上に立って施策内容も必然的に変わるものと思われまます。よって少子高齢化は将来の社会保障制度の重大な影響を与えることは必至であります。また少子化は生産年齢人口の減少による、今後の行財政の運営に及ぼす影響は必至であり、自治体として長期展望に立って対処方策を考えるべきだと思います。同時に、高齢化社会を迎え、複雑多様化する老人の意識に対応するため、何が必要で、何が必要でないのか、その活動の何をなすべきか、財源はどれだけかかるのかなど、地方分権を迎え老人意識とマッチした実効性ある計画の見直しを行うべきだと思いますが、今後どのような考えで取り組まれていくのかを伺いたいと思います。

1問目の質問を終わります。

○議長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 手嶋議員の少子高齢化に対するご質問でございますけれども、昨年度より地域包括支援センターによりまして相談コーナー、関連等にしっかりと指導・助言をしている状況でございます。至るところにシルバー人材や老人クラブというような形で活動をしていただいておりますが、今後につきましては、現在、介護保険におきまして平成21年度から3カ年の第4期大津町老人保健福祉計画及び介護保険事業計画を策定しているところでもあります。これまでの様々な事業の精査を行い、的確な住民のニーズを把握するとともに、関係各課、関係機関と連携しながら計画を策定し、高齢者の方に必要とする事業を実施していかなければならないというふうに思っております。高齢者対策につきましては、地域の協力がなくてはならないものだと思いますので、現在、福祉課におきまして福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一因として、地域住民自らか主体的にかかわり地域福祉を推進することを目的とし、地域福祉計画のモデル事業をただいま5地区で取り組んでおりますが、将来的には大津町全域にこの地域福祉計画を拡大していきたいと考えております。本日も、大津町本町通りにグループホーム関係のツツジの里、あるいは介護支援関係での大津センターホームというのが開設されております。地域とともにやっつけられるようなホーム、あるいは今日においても9名の入居者の数、もう4名の方がそこにお世話になっておられるというような形で、そのような民間の福祉法人関連等におきましてもどんどんお願いをしていきたいという、そういう計画の中に基づいて事業推進をしていければなという思いをしております。今後の高齢者の社会に対応するためには、それぞれの地域で地域福祉計画に基づいた活動関連等についてもしっかりと行っていきたいというふうに考えております。

○議長（宇野光廣君） 手嶋靖隆君。

○10番（手嶋靖隆君） 再質問を行いたいと思います。

ご承知のとおり、政府は出生率の低下すること、子どもの減少についての問題を大きく取り上げておられるのですが、そういう認識の中で、少子化社会の対策基本法というのが設定されました。また、次世代の育成支援対策推進法が相次いで成立されました。子育ての支援策の中に、不妊治療の公的な助成の拡大との項目もあり、その他結婚相談業等に関する認証制度の創設という項目がありました。これは本町の振興総合対策の中には謳われておりませんが、今後の取り組みをどう考えておられるのかもお尋ねしたいと思います。

それから、急速に高齢化が進展しているわけですが、これはもう平均寿命が延びたということが一つありますし、少子化、それから団塊世代の存在がその主な理由にもなっているようです。2025年には4人に一人が老人ということになるという予測でもございますし、今後、介護、要介護高齢者は増大するということはもう確実でもございますし、寝たきり老人の増加、それから痴呆症老人の増加、扶養構造の変化に伴いまして、家族介護のあり方、様々な問題をですね、投げかけているような現状でもございます。今日の在宅の主な介護は、約88%というような同居家族になっていますけれども、これからは核家族化、それから女性の社会進出、パート労働などの増加で、いわば危険介護者といえますかね、そういう扱いになる事態が予測されます。老人保護施設などを充実することは今後も不可欠だと思いますが、この施設等でですね、十分今、賄っているのか、将来どういうふうな計画をもっておられるのかもひとつお聞きしたいと思います。その対策にはですね、やはり老後期間が心身共に健康で維持するということがですね、介護される方の人権を守ることにもなるかと思えます。長寿社会の実現が、それを求められているということでもございます。老人にとって生きがいとは何かということですが、ずっとこう調べてみましたら、やはり日常ですね、仕事に精を出すこと、それから自分の趣味を見つけ出すということですね、そういうスポーツに打ち込む、そういうこと、それから社会奉仕活動に参加する、生涯学習活動に参加する、それと温かい人間関係、特に家庭環境を築いていくということのようでもございます。やはり後は家族が健全ですね、あるということが一番大事であるということでもございますし、今後の子育てのフレンドリーなですね、機運も大分出てきておりますので、おもしろく今後の展開もされるんじゃないかなと思います。さらに児童の虐待等の防止、ネットづくり等もですね、速く取り組む必要もあろうかと思えます。要は家庭がどう対応するかということが大きな焦点になってくるし、政策そのものですね、それによって変えていくというふうなことに今後修正されていくんじゃないかなと思います。

以上のことにつきまして三つ挙げましたが、その考え方をお願いしたいと思います。

○議長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 少子化及び高齢化ということで、結婚の問題も言われておるようでもございますけれども、うちの役場職員を見てみても、なかなか仕事が忙しいとか、そういう形で巡り合わせ、チャンスがなかなかないようでもございます。だからといって、その議員おっしゃるようにそれぞれの趣味を生かしたところでのふれあいというか、そういう機会もなかなか職員の皆さんが進んでそういう方向での巡り合わせというのが少ないようでもあります。上司として、まず役場からというような

思いもしておりますけれども、なかなか本人のその辺の気持ちがいまいち難しいというか、ご理解が得てないようなこともありますけれども、今後十分指導をしていきたいというふうに思っております。もちろん、ある議員が言われましたように、この非正社員の雇用の問題、いろんな形で今厳しい時代を迎えておまして、その共稼ぎしてもそのような状況であれば結婚をできても子どもをつくるというか、そこまでにはいかないというか、子育てに心配されるというようなものがよく言われております。そのような形の中で、いかにそのような人たちの雇用の確保とか、あるいは子育ての支援関係については、やっぱり行政の責任、あるいは企業の責任という立場の中で今後お互いしっかりと検討をしながら何らかの形の支援ができればなというふうな考えでおりますけれども、何しろご時世がご時世でございますので、できることからやっていかななくちゃならない。それには、やっぱり地域の方々と一緒にあって、高齢者社会においての高齢者の皆さんの知恵や生活体験をそういう方々にもお話をし、安心して子育てのできるというか、希望が持てる、そんな家庭をつくっていければなという思いでありますので、今後についても地域福祉計画の全目的に広がるというか、地域は地域で、もちろん家庭あつてのものでございますけれども、そのような居宅支援関係をしっかりやっていかななくちゃならないんじゃないかなと思っております。現在も支援関係をやっておることについては、担当の方からご紹介をさせていただきたいと思っております。

○議長（宇野光廣君） 保険医療課長西岡逸郎君。

○保険医療課長（西岡逸郎君） こんにちは。手嶋議員の再質問にお答えします。

高齢者に対します施設介護の施設は十分対応できているかというご質問でございますけれども、今現在大津町の方に老人ホーム、特別養護老人ホームがございます。こちらの養護老人ホームへの待機者は、今現在数十名ということになっておりますけれども、現在、特別養護老人ホームの場合、大津町だけでなくいろんなところに申し込みが可能でございますので、県内におきまして重複申し込み等がございますので、実質的には6名ほどというふうに聞いております。

ただ、ほかの施設につきましても、やはり高齢化によりまして十分な施設数とは思えませんが、この介護保険におきましてこの施設サービスの場合、1人当たりの給付が20万円から45万円という高額になるところでございます。もし町の方でこういう施設を整備するとしたならば、それはそのまま保険料に跳ね返ってくるところでございます。現在、大津町での基準保険料は月額4千100円でございますけれども、第4期におきまして介護保険の給付の見直し等ございまして、相当上がるような状況でございますので、なかなか施設整備の方、保険料との兼ね合いがございますのでできない状況にあるかというふうに思います。

また、国の方におきましても、この施設介護給付費の伸びを抑えるためにも、地域包括支援センターの設置を義務づけまして、居宅における介護のサービスの充実ということを図られているところでございます。大津町におきましても、包括支援センター、これが介護の一つの事業所でございますけれども、居宅でなるべく生活ができるように、今、職員、臨時を含めて11名態勢でサービスの充実を図っているところでございます。

もう一つ、それと高齢者の生きがいつくりということでございますけれども、この生きがいつくり

につきましては、シルバー人材センター、そちらの方にも町の方から国と同額の補助金を出しまして定年退職者などの高齢者に、そのライフスタイルにあった就業の場を提供し、ボランティア活動をはじめとする様々な社会参加を通じて高齢者の健全で生きがいのある生活の実現と地域社会の福祉の向上、活性化を図っているところでございます。

また老人クラブにおきましても、健康づくり等の生活を豊かにする楽しい活動やボランティア活動、環境美化活動等の地域を豊かにする社会活動を通して高齢者の社会参加、また生きがいづくり対策の推進、組織という位置づけをもちまして組織の拡大及び活動の推進を図るため、町老人クラブ連合会及び各地区の老人クラブに対し補助金を行っているところでございます。

以上、お答えします。

○議 長（宇野光廣君） 手嶋靖隆君。

○10番（手嶋靖隆君） 一つ、私が三つ、さっき言いましたけど一つの漏れておりますので、再度質疑したいと思いますが、不妊治療のですね、件です。これも少子化対策の一環だと思いますので、これは国の政策の中にも入っております。1件20万円ですか、助成等もやっているというような事業でもありますし、既に熊本市がですね、実施しておりますし、体外受精でした場合50万円ぐらいかかるんですか、その20%を市が負担しているようでございます。それから、1回受診するのにですね、1万5千円ぐらい経費がかかるそうですけれども、これらについても一応補助の対象になっているということでございます。これそのものが社会保険に関与しないものですから、これらの人たちがですね、大体町にどのくらいおられるのか、そういうことは掌握されていないのか、そこら辺聞きながら考え方を教えていただきたいと思います。

○議 長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 不妊関係につきましては、前にある議員さんから質問を受けておりまして、補助金の支援関係が質問があつておりましたけれども、現在のところ、その辺の把握をちょっと私の方でしておりませんし、今日ちょっと担当が公用で欠席しておりますので、後ほど調べまして状況報告をさせていただきたいと思います。

○議 長（宇野光廣君） 手嶋靖隆君。

○10番（手嶋靖隆君） では、次に移りたいと思います。2項目の遊休地ですけども、これは学園跡地のことを指しております。道路、運動公園のですね、設置計画はあるのかということで尋ねておるわけでございますが、これは都市計画のマスタープランの中に景観・緑地・公園・道路などの公共空間の整備を強調されていたようでございますが、公園は町民の生活にうるおいと安らぎを与えるということ、それからレクリエーション、イベントを通じ、一つの区民との交流の場でもありますし、また子どもたちも遊び場として、やはり安全な場所の提供ということもあろうかと思えます。高齢者はグラウンドゴルフの場として、またいろんな多目的な運動をやるんじゃないかなということで、それと同時に防災的な避難場所としてですね、やっぱり地域にはなくてはならない一つの重要な施設になるかと思えます。社会福祉の向上のためにも、この運動公園の設置がですね、急務と思われれますが、現在、引水・東区で約500戸ですかね、ということで急激に進展しております中で、そういう場所

があるならということも大分要望されておりましたので、以前からですね、私も提案しておったわけです。しかしなかなかこう明確なる進捗がないということでございましたので、今回、お尋ねするわけでございます。どう今後計画されているのかをお尋ねします。

○議 長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 遊休地ということで、若草児童学園のことじゃないかなと思いますけれども、これにつきましても、この前からお話をしておりますように、大変引野水地区の皆さんにおきまして、清掃作業やボランティアなどで管理をしていただいておりますことについては、本当にお礼を申し上げたいというふうに思っております。あの地域には、この前申しましたように、地方法務局の大津出張所がよければあそこに直りたいということで1千500平米の用地の測量関係等で今話を進めておるような状況でございます。その残りの西側の地域、あるいは南側の地域については、どうするかというようなこともいろいろ我々としても検討をしておるところであります。もちろん、議員おっしゃるように防災上の問題とか、あるいは子どもと大人たちの優遇する場所として必要ではないかというようなお話でございますけれども、現在のところ、我々としては公園というような形には今のところ検討をしておりませんので、現状のところでは活用をしていただければというふうに思っております。

○議 長（宇野光廣君） 手嶋靖隆君。

○10番（手嶋靖隆君） 今、町長の方から言われましたように、状況等々についてはですね、確認ができました。以前から出しておりましたので、まだか、まだかというような区民の声もありましたので、見通しとして一応確認したわけでございます。やはりあれだけの土地をですね、やはり見つけるというのは、今は難しい状況にあります。引野水区というのもドーナツ型に囲まれて、周囲はほとんど住宅になってしまったわけですが、やはりあの空間をですね、生かすということが一番大事であろうかと思っておりますので、今後の計画といたしますか、再考をお願いして終わりたいと思います。

○議 長（宇野光廣君） これで、本日の一般質問は終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

午後2時24分 散会

本 会 議

委 員 長 報 告

諸 般 の 報 告

- 平成 20 年第 3 回定例会会議録

平成20年第5回大津町議会定例会会議録

平成20年第5回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第4日)

平成20年12月17日(水曜日)

出席議員	1番 鈴木 ムツヨ 3番 新開 則明 4番 長谷部 健一郎 5番 月尾 純一朗 6番 坂本 典光 7番 藤森 昭二郎 8番 大田黒 英生 9番 石原 大成 10番 手嶋 靖隆 11番 永田 和彦 12番 松永 幸久 13番 安永 美智男 14番 藤坂 重美 15番 荒木 俊彦 16番 津田 桂伸 18番 宇野 光廣																																
欠席議員																																	
職務のため出席した事務局職員	局長 松岡 勇次 書記 堀川 美紀																																
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	<table border="0"> <tr> <td>町 長</td> <td>家入 勲</td> <td>総務部総務課長 兼ねて地域安全係長</td> <td>桐原 則雄</td> </tr> <tr> <td>副町長</td> <td>宇野 博明</td> <td>企画部企画課長 兼ねて財政係長</td> <td>木村 誠</td> </tr> <tr> <td>総務部長</td> <td>首藤 誠治</td> <td>福祉部健康福祉課長 兼ねて福祉係長</td> <td>中尾 精一</td> </tr> <tr> <td>企画部長</td> <td>徳永 保則</td> <td>福祉部部長 兼ねて医療課長</td> <td>西岡 逸郎</td> </tr> <tr> <td>会計管理者 兼ねて会計課長</td> <td>西村 和正</td> <td>総務部部長 兼ねて総務課行政係長</td> <td>藤本 聖二</td> </tr> <tr> <td>土木部長 併任工業用水道課長</td> <td>中山 誠也</td> <td>教育部長</td> <td>宮崎 廣行</td> </tr> <tr> <td>経済部長</td> <td>西本 昇二</td> <td>教育部長</td> <td>大塚 武年</td> </tr> <tr> <td>子育て支援課長</td> <td>大塚 武年</td> <td>農業委員会 事務局 会長</td> <td>服部 次子</td> </tr> </table>	町 長	家入 勲	総務部総務課長 兼ねて地域安全係長	桐原 則雄	副町長	宇野 博明	企画部企画課長 兼ねて財政係長	木村 誠	総務部長	首藤 誠治	福祉部健康福祉課長 兼ねて福祉係長	中尾 精一	企画部長	徳永 保則	福祉部部長 兼ねて医療課長	西岡 逸郎	会計管理者 兼ねて会計課長	西村 和正	総務部部長 兼ねて総務課行政係長	藤本 聖二	土木部長 併任工業用水道課長	中山 誠也	教育部長	宮崎 廣行	経済部長	西本 昇二	教育部長	大塚 武年	子育て支援課長	大塚 武年	農業委員会 事務局 会長	服部 次子
町 長	家入 勲	総務部総務課長 兼ねて地域安全係長	桐原 則雄																														
副町長	宇野 博明	企画部企画課長 兼ねて財政係長	木村 誠																														
総務部長	首藤 誠治	福祉部健康福祉課長 兼ねて福祉係長	中尾 精一																														
企画部長	徳永 保則	福祉部部長 兼ねて医療課長	西岡 逸郎																														
会計管理者 兼ねて会計課長	西村 和正	総務部部長 兼ねて総務課行政係長	藤本 聖二																														
土木部長 併任工業用水道課長	中山 誠也	教育部長	宮崎 廣行																														
経済部長	西本 昇二	教育部長	大塚 武年																														
子育て支援課長	大塚 武年	農業委員会 事務局 会長	服部 次子																														

平成20年第5回大津町議会定例会請願・陳情審査報告書

受理年月日 請願、陳情 番 号	件 名	審 査 の 結 果	所 管 委 員 会
平成20年 9月 8日 陳 情 第 8 号	「道路財源の確保に関する意見書」 の議決について（要請）	採 択	経 済 建 設 常 任 委 員 会
平成20年 11月6日 陳 情 第 9 号	防災対策及び水資源保全対策に関する陳情書	継 続 審 議	経 済 建 設 常 任 委 員 会
平成20年 8月 6日 陳 情 第 5 号	馬場坂部分改良工事陳情書	継 続 審 査	経 済 建 設 常 任 委 員 会
平成20年 5月30日 陳 情 第 3 号	後期高齢者医療制度の中止・撤回を求 める意見書の提出に関する陳情書	不 採 択	文 教 厚 生 常 任 委 員 会

会 議 に 付 し た 事 件

発議第8号	道路整備財源の確保に関する意見書の提出について
発議第9号	大津町議会委員会条例の一部を改正する条例について
発議第10号	大津中学校の敷地を民間宅地開発のために道路用地として提供することに反対する決議の提出について
議案第61号	大津町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
議案第62号	公有財産の取得について
議案第63号	大津町浄化センター2号最初沈殿池機械電気設備工事請負契約の締結について
議案第64号	大津町防災行政無線施設整備工事請負契約の締結について

議 事 日 程（第4号） 平成20年12月17日（水） 午後2時 開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 各常任委員会の審査報告について 質疑、討論、表決
- 日程第 3 委員会の閉会中の継続審査申出書について 議 決
- 日程第 4 委員会の閉会中の継続調査申出書について 議 決
- 日程第 5 発議第 8号 道路整備財源の確保に関する意見書の提出について
上程、趣旨説明、質疑、討論、表決
- 日程第 6 発議第 9号 大津町議会委員会条例の一部を改正する条例について
上程、趣旨説明、質疑、討論、表決
- 日程第 7 発議第10号 大津中学校の敷地を民間宅地開発のために道路用地として提供することに反対する決議の提出について
上程、趣旨説明、質疑、討論、表決
- 日程第 8 議案第61号 大津町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第62号 公有財産の取得について
- 日程第10 議案第63号 大津町浄化センター2号最初沈殿池機械電気設備工事請負契約の締結について
- 日程第11 議案第64号 大津町防災行政無線施設整備工事請負契約の締結について
一括上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

午後2時00分 開議

○議 長（宇野光廣君） これから、本日の会議を開きます。

日程第1 諸般の報告

○議 長（宇野光廣君） 日程第1 諸般の報告をします。本日の議事日程並びに報告内容及び平成20年第3回大津町議会定例会の会議録は、議席に配付のとおりです。

日程第2 各常任委員会の審査報告について

○議 長（宇野光廣君） 日程第2、各常任委員会の審査報告についてを議題とします。委員会審査報告書は、議席に配付のとおりです。これから、各常任委員会における審査の結果並びに経過について、各委員長の報告を求めます。

経済建設常任委員長手嶋靖隆君。

○経済建設常任委員長（手嶋靖隆君） こんにちは。ただいまから、経済建設常任委員会に付託されました案件について、委員会での審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第56号、議案第58号関連、議案第59号、議案第60号、陳情第8号、陳情第9号の6件です。当委員会は、審議に先だちまして、12日の午前中に関係する5カ所の現地調査を行い、同日午後、委員会のB室で執行部より説明を求めながら審議を行いました。以下、その審議の経過と概要と結果を要約してご報告申し上げます。

議案第56号、大津町農村レクリエーション関連施設の指定管理者の指定について。

委員より、審査が行われた中で、他の会社と比べて何が優れているのか。ここが優れていたという目玉を説明してもらいたいとの質疑があり、執行部より申請書の中で9項目挙げられており、具体的には、一つ、温浴を利用して中高年を対象としたパワーリハビリの充実で、利用者の健康増進を提供すること。一つ、回数券やポイント制の導入を図るとのこと。一つ、地元物産をメインとして、可能な限り地産地消及び物産の振興を図り、地元婦人会などと協力して加工品の開発、販売のルートの開設に努める。一つ、温泉利用時間について、夏季の利用時間について、朝の開始時間を繰上考慮をしていく。一つ、営業活動について、老人会、婦人会を中心に営業のテリトリーを決め、予約獲得を行い、利用者の増加を図る。一つ、社員は観光案内人となり、大津町関連ある阿蘇の観光に貢献するために、知識の向上と現地勉強会等の実施を行う。一つ、関連施設については、社員全員で管理し、常にきれい、清潔を基本に運営などの提案がなされていたとの答弁がありました。

委員より、指定管理者が0円となっているが、ただで貸すのはおかしいではないか。利益が出た分は返すべきではないかとの質疑に対し、執行部より今まで公社でやってきました。今回全国で公募して2社しか提案がありません。現状では大変難しい状況ですが、3年後には見直しをしていきたいと思えますとの答弁がありました。

委員より、大津町振興公社の赤字はいくらか。また、有利子の借入はあるのかとの質疑に対し、平成19年度末で1千750万円の赤字です。有利子の借入はありません。資本金を充てていますとの答弁がありました。

委員より、高森温泉館の経営状況はどうか。執行部より、高森町から1千600万円の指定管理料が支払われています。これは、町内の利用料金に充てられていると聞いていますとの答弁がありました。

委員より、これまでの累積赤字をどのように取り扱うが一番大事だと考えられるか。町長の考え方を確認したいとの質疑がありました。町長に出席を要請し、答弁をいただきました。町長より、今まで4施設を管理してきました。開業当初は順調でしたが年々入館者が減り、現状としては利用者の減、原油高などの赤字要件が重なり、取締役の中で検討しましたが、経営努力にも限界があり、3月末で業務を終了し、公社ではやらないことに決しました。サービス低下を招かないように3月まで営業努力を行ってまいります。従業員については、再雇用について企業にお願いしていることを説明したところでの答弁でありました。

委員より、3年間の指定管理において、良し悪しが出てくると思います。良しとした場合、利益が

あつて他の企業が出てくる可能性がある。悪くなった場合、利益が出なくやめた場合、施設自体の価値が下がるのではないかとこの質疑に対し、町長より時間の延長、企業への働きかけ、サッカー関連宿泊施設など検討を行ってきましたが、公社では難しい。今回は、従業員を雇ってもらい、経験のある専門家をお願いしたいとの答弁がありました。

委員より、取締役でしっかりとした判断をしてもらいたいとの意見がありました。

採決の結果、議案第56号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第58号、平成20年度大津町一般会計補正予算（第4号）について、農業委員会関係では、委員より、耕作放棄地に10アール当たり3万円の補助金が交付されているが、農家への補助金だけで耕作放棄地の解消ができるのか。また、3万円の補助の精算根拠はあるのかとの質疑に対し、執行部より耕作放棄地の解消には10アール当たり6ないし10万円の経費がかかりますが、耕作放棄地の解消に向けて半額ぐらいの3万円を助成しますとの答弁がありました。

農政課関係では、委員より、玉岡井手の補助金ように以前もこういう補助金はあつていたのですかとこの質疑があり、執行部より、今までもありました。通常は町を通じてですが、国・県補助は町経由団体の2つがありまして、今回直接土地改良区へ補助をするものですとの答弁がありました。

委員より、計画的にやっていけるのですかとこの質疑に対し、執行部より、大菊土地改良区管内で大津と菊陽とも連携を取っていきますとの答弁がありました。

商業観光課関係では、委員より、林業振興費の工事請負の作業道の舗装工事の施工箇所等の基準はどのようになっているのかとの質疑に対し、執行部より山林の作業道等は汚水の影響等などで道路が損傷している箇所も多く、車の通行にも影響する箇所もあり、優先順位を検討して施工していますとの答弁がありました。

環境保全課関係では、委員より、基金は田の水張りと同じですがとの質疑に対して、執行部より、地下水基金は植林等も実施しています。水張りの基金とは別になりますとの答弁でした。

都市計画課関係では、委員より、修繕には入居者が修繕すべきものとあるのではないかとこの質疑に対し、執行部より、入居者の生活に伴って発生する修繕は、入居者がしています。町営住宅の修繕費は住宅の老朽化による修繕です。主に退去後に修繕していますとの答弁がありました。

委員より、まちづくり交付金事業費の公有財産購入費について説明して下さいとの質疑に対し、執行部より平成15年度に土地開発基金から購入した土地で、まちづくり交付金事業の後迫前田線の事業着手により、今回補正で計上するものですとの答弁がありました。

採決の結果、議案第58号関連は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第59号、平成20年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第3号）について、質疑ありませんでした。採決の結果、議案第59号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第60号、平成20年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）について、質疑ありませんでした。採決の結果、議案第60号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情第8号、道路財源の確保に関する意見書の議決について、主な審議の内容につきまして、委員より、今回の内容はこれまでのものと少し変わっているようだ。これまでは道路以外に使うなどかの

表現があったが、そうした表現もなくなり、実態をきちんと把握してやっているという表現になっているとの質疑に対して、執行部より基本的には一般財源化の方向ですので、その中で道路整備に本当に必要な枠は確保してほしいということですのでとの答弁がありました。

委員より、町としては財源がたくさんあった方がいいのはわかる。観光や産業などを考えれば、道路を整備した方がいいというのもわかる。しかし、現在の経済情勢と合致しているのかということですので。ただ単に財源の確保をお願いしますというだけでいいのかと思うが、気持ちは汲みたいと思う。別の委員より、町内では道路が止まっているところはいくつもありますので、財源は必要だと思いません。何回も言っていないといけないのではいけないかと思えます。別の委員より、町としては何年もかけずに解決すべき道がいくつもあると思えますとのそれぞれの意見がありました。

採決の結果、陳情第8号は、全員賛成で原案のとおり採択すべきものと決しました。

陳情第9号、防災対策及び水資源保全対策に関する陳情書について、委員より、健康対策としての公園の機能や集会所の話などかなり広範囲な話となっているが、区としての立場はわかるが、これを採択して取り組むことになれば他への影響が大きいのではないか。運動公園や公民館など問題を分けて考えるべきではないか。町として必要性の観点ではどうかとの質疑に対して、執行部より、農業サイドで考えるとき、数字上根拠が必要であります。補助採択の基準が農地面積や農家の戸数となりますので、地元の意向に添うものができるのか難しいと思えますとの答弁がありました。別の委員より、オーバーフローの話があったが、下の方から楽善の交差点も以前あふれていたが、最近にないようだが、部分的な改修でも対応できないのか。実際、雨が降ったときの状況がわかってからの方がいいのではとの意見がありました。

審議の結果、陳情第9号は全員賛成で継続審議をすることに決しました。

継続審議について、陳情第5号、馬場坂の部分改良工事について、審議の結果、全員賛成で継続審議とすることに決しました。

当委員会に付託されました案件は、以上です。議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同といただきますようお願い申し上げまして、経済建設常任委員以下の報告を終わります。

○議長（宇野光廣君） 文教厚生常任委員長新開則明君。

○文教厚生常任委員長（新開則明君） こんにちは。ただ今から文教厚生常任委員会の委員長報告を行います。

当、委員会に付託されました案件は、議案第57号、議案第58号関連の2件であります。

当委員会は審議に先立ち、12月12日午前10時より3カ所の現地調査を行いました。12日午前11時より、委員会C室において、執行部に説明を求めながら議案の審議を行いました。以下、議案の審議の主な経過と結果についてご報告します。

議案第57号、大津町学童保育施設の指定管理者の指定について報告します。

子育て支援課関係。委員より、審査会の結果の得点で劣っているような項目はありませんでしたか。また、審査会からの指摘はなかったのでしょうかと質疑があり、執行部より、これまでの実績からして精力的に運営されており、児童の事故等もなく、全体的に評価も平均点数も高かったようです。ま

た、それぞれの委員さんで評価も分かれており、特に劣っているという項目もありませんでした。審査委員から直接のアドバイスもありませんでしたと答弁がありました。

委員より、日常的に施設を利用する児童や保護者との意見交換会はされていますかと質疑があり、執行部より、6月に理事・指導員との会議に1回出席し、法人によるアンケート調査結果では、学校・保護者の連携ができており、8ないし9割の方が満足しているという結果でした。閉所時間の延長の要望はあっているようですが、今後もアンケートなどを実施して意見を伺ってまいりたいと思いますと答弁がありました。

委員より、予定する定員に増減があった場合にも委託料は変わらないのですかと質疑があり、執行部より、現在は学童児童数が減るような状況ではないし、委託料の額は国の基準により算定しており、今回は指定管理者の1クラブ70人以下としております。児童が増えた場合には、補助対象クラブで受入することでの対応となります。減少することはないと思いますが、減少した場合も補助対象クラブが1年単位の補助精算で対処しますので変動はありませんと答弁がありました。

採決の結果、議案第57号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第58号関連、平成20年度大津町一般会計補正予算（第4号）について報告します。

福祉部健康福祉課関係。委員より、ひとり親家庭医療制度の対象者はどれぐらいですかと質疑があり、執行部より、一番多いときで59名、通常月に40名から50名程度が利用されていますと答弁がありました。

委員より、ケアホーム重度障害者支援体制強化補助金は、特別に支援を強化するということですかと質疑があり、執行部より、本年、単年度の新規事業で、ケアホームに入所されている重度障害者の方への支援に対して施設へ助成するものです。障害程度区分4、5及び6の方のみで、今回障害程度区分4の方、1名分を施設に助成するものと答弁がありました。

委員より、インフルエンザ予防接種の補助制度で、現在実施していない小学生から65歳未満の対応については、どう考えているのですかと質疑があり、執行部より、現在65歳以上と3歳から就学前が対象で、本人負担が千円で、上限2千100円を補助しています。その間の小学生から65歳未満については、菊池圏域の他市町は実施しているので、状況を確認しながら検討していきたいと考えていますと答弁がありました。

委員より、新型インフルエンザに対する職員の対応は、どうなっているのですかと質疑があり、執行部より、現在、菊池圏域では担当者会議を実施しています。また、職員については、全職員対象に研修会を実施し、連携が取れるようにしています。今後も、国・県の動向を確認しながら、行動計画等を作成したいと考えておりますと答弁がありました。

福祉部保険医療課老人ホーム関係。委員より、燃料費ですが、最近は価格は下がっているのではないですかと質疑があり、執行部より、予算についてはA重油1リットル当たり79円で計上していましたが、4月以降値上がりがあり、一時期115円、また現在も96円の価格ですので、年間で不足するものと答弁がありました。

学校教育課関係。委員よりスクールバスの帰りの時間は何時ごろですかと質疑があり、執行部より、

遅いときで学校発が午後 5 時 10 分頃です。学校の行事計画に合わせて運行していますと答弁がありました。

委員より、光熱水費と燃料費は分ける必要があるのですかと質疑があり、執行部より、予算項目の区分については、地方自治法等の定めるところにより行っていますと答弁がありました。

委員より、通学区域域検討委員会委員の構成には、地元校区の人たちも含まれていますかと質疑があり、執行部より検討委員会の構成は、区長会の理事、各小中学校の P T A の代表、小中学校校長会の代表、町議会の議長・副議長・各委員長、関係する役場職員及び学識経験者の 4 4 人で構成されており、全庁的に検討いただくように配置していますと答弁がありました。

採決の結果、議案第 5 8 号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、継続審議について報告します。

陳情第 3 号、後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書の提出に関する陳情書について報告します。委員より、平成 2 1 年 4 月 1 日から保険料の徴収方法が変更になり、年金天引きによる特別徴収の方が、本人の申し出により口座振替が可能となる選択制が導入されるということですが、保険料を滞納した場合、保険診療を受けられなくなるのではないのですかと質疑があり、執行部より、被保険者の方が特別徴収から口座振替を選択された場合、保険料の口座振替不能が続くようなときは、翌年の 1 0 月から年金天引きに戻すようになっております。また、資格証の交付についても、高齢者の場合は適切な医療を受けられなかったとき、命に関わる影響がありますので、機械的に一律に交付するのではなく、特別の事情等の有無をはじめ、その実態把握に努めながら納付相談を行い対応する予定ですと答弁がありました。

採決の結果、陳情第 3 号は全員賛成で不採択にすべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上です。議員各位におかれましては、当委員会の決定どおり、賛同を承りますようよろしくお願い申し上げます、文教厚生常任委員長の報告を終わります。

○議 長（宇野光廣君） 総務常任委員長坂本典光君。

○総務常任委員長（坂本典光君） こんにちは、ただ今から総務常任委員会の委員長報告を行います。

今、定例会で、本委員会に付託されました案件は、議案第 5 8 号関連であります。1 2 月 1 2 日午前 1 0 時から A 会議室において審議を行いました。以下、その主な経過と結果をご報告申し上げます。

議案第 5 8 号は、大津町一般会計補正予算（第 4 号）についてであります。総務課関連で公務災害の範囲はどこまでかとの質疑に対し、勤務中の業務に関連して事故等が対象になる。勤務時間外でも、上司の命令を受けての勤務なら適用される。通勤届けに基づいた経路であれば、出勤及び帰宅途中の事故も対象になるとの答弁がありました。

公務災害はどこから支払われるのか。また休業補償はどうかとの質疑に、今回の公務災害は、給食センターにおける公務災害であり、労災での対応になっている。休業補償については、労災保険で休業 4 日目から日額平均の 8 割が補償される。今回の予算は、事故から 3 日目までの休業補償について日額の 6 割で算出して計上しているとの答弁がありました。

本年度の自衛隊の応募状況はどうなっているかとの質疑に対し、6から7人の予定であるとの答弁がありました。消防の緊急出動回数は大津町、菊陽町が菊池市、合志市に比べてウェイトが高い。菊池広域連合消防の司令室建設場所についての町の考えを聞きたいとの質疑に対し、町としては、大規模災害時の指揮命令を考えて、本部と司令室は同じ場所にあることが必要と考えているとの答弁がありました。

企業誘致課関連で、アルコール工場跡地の既存建物等の解体について、今年度解体できなかったものは新年度に解体するのかとの質疑に対し、新年度に検討するとの答弁がありました。キュービクルの解体について、PCBの汚染物質はなかったかとの質疑に対し、なかったとの答弁がありました。

採決の結果、議案第58号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で総務常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（宇野光廣君） 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これから、各常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

永田和彦君。

○11番（永田和彦君） 議案第57号、大津町学童保育施設の指定管理者の指定について、文教厚生常任委員長に質疑をいたします。

私はこの57号が提出されたときに質疑をしております、その中で指定管理料を21年から25年までということで、5年間ということで、この5年間は長すぎやしないかと、期間が。期間としての周期あたりは2年ないし3年あたりがよくはないですかという質疑をいたしました。この理由といたしましては、物価の変動、例えば今年1年間見てみますれば、燃料費あたりの変動がものすごい額で変動しました。そういったことを考えれば、物価が安定した状況ならいいですが、この5年間というのは随時そういったものの対応というものをしていかなければならないのではないかなと。そういうことによって、子どもサポートに対しての影響、そういったものがあれば困るものですから、こういった点について審議がどういったことがなされたか、質疑いたします。

○議長（宇野光廣君） 文教厚生常任委員長新開則明君。

○文教厚生常任委員長（新開則明君） 議案第57号についてのご質問でありましたが、定員に対することもあるかと思えますけども、指定管理者に出す場合、3年ないし5年というのが大体の目のようでした、ここの場合、5年間の期間を設けてありますけれども、一応説明の段階で定員に対する5年間の流れもお聞きしました。その中で、今の段階では5年間のうちに学童児童数が急激に減るといふようなこともないし、または急激に増えるということもないし、多かたり少なかりはあるかもしれんけれども、1クラブ当たりの人数が70人に収まるようであるようであるということをお聞きしました。その中で、もし70人を超える場合は、補助対象クラブが受け入れをするということになっておるようです。それから、もし減少した場合は、また補助対象クラブが1年の単位で補助の精算を対処しますということですから、特に5年間のうちの急激な変動はないということで、委員の皆様も年数については何ら異議はございませんでした。

○議長（宇野光廣君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇野光廣君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 私は、最初に陳情第8号、道路財源の確保に関する意見書の議決について、この陳情に対して反対の立場から討論を行います。委員会では、全員賛成で採択となっております。しかしながら、結局この道路財源の確保に関する陳情の中身は、国がガソリン税などを集めて、それを国の都合のよいように地方に分けてあるという制度であります。今まさにアメリカはその大変な不況不景気が日本全国に津波のように押し寄せております。特に地方自治体においては、雇用対策、役場自身が、市役所自身が臨時雇用をはじめると、まさにそういった雇用対策の財源がのどから手が出るほどほしいと、そういう自治体も出ているわけです。10年間で数十兆円と言われるこの道路特定財源、地方分権のこの時代に地方に財源を渡して、ひも付きではない、地方が自由に使える一般財源化にすることが本来の地方自治のあり方だと思います。そういう意味で、相変わらず道路特定財源を確保して国にその分け前を下さいというような、こういった意見書、陳情は出すべきではない、このように思いますので、陳情第8号について反対の立場を表明いたします。

次に、陳情第3号、後期高齢者医療制度の中止撤回を求める意見書の提出であります。私はこの原案に対して採択すべき、賛成すべきという立場から討論を行います。委員会では全員賛成で不採択となっております。委員長の報告の中で、来年度から天引きが、いわゆる年金天引きだけではなくて口座振替の選択ができる、それがあたかも改善であるかのようなお話がありました。ところが、それを滞納すると、また天引きに強制的に戻す。結局は、貧乏人からは取りはぐれないように年金から強制的に取り上げるというのがこの後期高齢者医療制度の中身であります。また、天引きにならない方々は、1カ月の年金額が1万5千円に満たない人です。1万5千円に届かない年金しかない方が、年金からは確かに天引きされませんが、こういう方々が保険料を窓口で払わなきゃいけません。滞納しますと現行の制度では保険証が取り上げられるようになっております。75歳を過ぎてから保険証を取り上げる、いろいろ情状を考えるとかおっしゃっていましたが、それならば法律でそのようにはっきり決めるべきであります。この後期高齢者医療制度、ご承知のように舛添厚生労働大臣自らが75歳以上の高齢者だけを乗せる姥捨て山行きバスであると、こういう絵を描いております。早く死ねと言うのか、行き先は姥捨て山かしら、こうバスに寄せられた高齢者がつぶやいている、そういうイラストであります。まさにこのイラストがその後期高齢者医療制度そのものを表しております。75歳以上になりますと強制的にこの姥捨て山行きバスに寄せられるわけです。乗りたくないと言っても乗らなきゃいかん。乗らなければ、保険証を渡さない。さらにこの制度は法律の中で75歳以上のこの後期高齢者の医療を差別することができる、このようになっております。つまり医療に制限を設けるといことです。75歳になった途端、注射は3本必要だといっても1本しか保険からは出せないと、こういう高齢者を差別する制度となっております。本来保険というのは、若い人たちから高齢者まで、高齢者がリスクが高いのは当然であります。皆さん方も申すごとく後期高齢者に

なる人がいっぱいいるでしょう。皆さん方自身が、この後期高齢者のバスに乗せられるわけです。保険はリスクの低い若い人も、リスクの高い高齢者も一緒になって支え合うのが最低限の原則であります。つまり、この後期高齢者医療制度は、党利党略でもなく、主義主張でもなく、高齢者を大事にするかどうか、この判断の分かれ目であります。残念ながら文教厚生常任委員会は全員ともこの姥捨て山行きバスを認める、こんな非常な判断に私は絶対賛同することはできない、そのように思います。

以上の立場から、陳情第3号は採択とするべきであるとして、討論といたします。

○議 長（宇野光廣君） ほかに討論はありませんか。

鈴木ムツヨさん。

○1番（鈴木ムツヨさん） こんにちは。私は、陳情第8号、道路整備財源の確保に関する意見書の提出について、賛成の立場から討論を行います。

大津町は、魅力的で快適な生活環境づくりや町内誘致企業の活動支援を柱に道路整備を進めており、計画的な事業執行のための財源確保は大変重要であります。今月8日に政府与党は平成21年度からの道路特定財源の一般財源化を決定いたしました。この道路特定財源制度の廃止に伴い、今後地方に必要な道路整備や維持補修を着実にを行うための財源確保や配分を行う制度が不透明な状況でもあり、もし地方への財源確保及び配分が適正に行われなければ、まちづくり交付金事業などのこれまで計画していた事業の推進ができなくなります。国道57号の4車線化工事の早期完成や都市計画道路及び幹線道路の整備など、町における地域産業の支援や観光振興を図る道路整備はまだまだ必要であり、町民の方々の生活面の利便性の向上、安全・安心のための医療、災害対策としての道路整備は強く望まれております。平成21年度の予算編成が進められるこの時期に必要な道路のスピード感のある整備を図るため、県内市町村が一丸となって財源確保の要望を行うことは大変重要であると思っております。従いまして、この意見書の提出に対して賛成の立場を表明するものです。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議 長（宇野光廣君） ほかに討論はありませんか。

長谷部健一郎君。

○4番（長谷部健一郎君） 後期高齢者制度、陳情第3号でございます。制度の中止撤回を求める意見書提出でございますが、この部分につきましては、現在、制度の見直し等々が行われて振替制度も充実をしまっているというような中に、その流れを踏まえながら私どもしっかり検討をいたしました結果、やはり現時点では不採択というようなことでございますので、議員各位の不採択で決することというようなことで、私どもはこの部分に対しては不採択ということで決定をいたしました。

○議 長（宇野光廣君） ほかに討論はありませんか。

永田和彦君。

○11番（永田和彦君） 陳情第3号、後期高齢者医療制度の中止撤回を求める意見書の提出に関する陳情書に対しまして、採択すべきだという立場から討論をいたします。

新聞報道等で皆さんはよく見られていると思います。75歳以上の方々のインタビュー、そういったものをお聞きすれば、何という制度だという声はたくさん上がっております。国民の声、当事者の

声として上がっているのが実情ではありませんか。こういった制度を認めること自体、我々感覚がおかしくなっているのではないかと思います。今まで国の発展のために一生懸命働いてやってこられた方々に対して失礼ではないかなと思います。安心して暮らせる社会というのは、こういった制度がなくともできるんです。そういった知恵や工夫を我々は政策立案して、そして国に陳情する。こういった国が出すことに対して文句は言うべきです。だめなものはだめとはっきり言うべきです。そういった感覚を磨くべきではないでしょうか。そう思います。そういうことから、陳情第3号は、採択すべきだという立場から皆様方のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議 長（宇野光廣君） ほかに討論はありませんか。

安永美智男君。

○13番（安永美智男君） 私は、この陳情第3号において、反対の立場から意見を申し上げます。

私ももうすぐ後期高齢者の仲間入りでございます。この後期高齢者の仲間として、一言なぜ反対するかを申し上げますと、この保険制度が成り立たないと、今後の少子化社会、若者に対して負担が多くなるからであります。その後期高齢者、痛みを私も十分わかっておりますが、なるだけなら私も払いたくはありません。でもですね、将来の子どもや孫がお年寄りのために半分以上税金を取られるような世の中になってしまっただけでは困ると思ひまして、私は苦しいながらもこの後期高齢者の保険は、制度は成立をするのが当たり前と思ひ、反対の立場から討論を行いました。

以上です。終わりました。

○議 長（宇野光廣君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（宇野光廣君） ほかに討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、採決を行います。まず、議案第56号大津町農村レクリエーション関連施設の指定管理者の指定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議 長（宇野光廣君） 起立全員です。したがって、議案第56号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第57号、大津町学童保育施設の指定管理者の指定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議 長（宇野光廣君） 起立全員です。したがって、議案第57号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第58号、平成20年度大津町一般会計補正予算（第4号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する各委員長の報告は可決です。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議 長（宇野光廣君） 起立全員です。したがって、議案第58号は、各委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第59号、平成20年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第3号）について及び議案第60号、平成20年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）についての2件を一括して採決します。この採決は簡易表決によって行います。

お諮りします。各議案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（宇野光廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第59号及び議案第60号の2件は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願・陳情を採決します。請願・陳情審査報告書は議席に配付のとおりです。

まず、陳情第8号、道路財源の確保の関する意見書の議決についてを採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告とおりに決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議 長（宇野光廣君） 起立多数です。したがって、陳情第8号は、採択することに決定しました。

次に、陳情第3号、後期高齢者医療制度の中止撤回を求める意見書の提出に関する陳情書の議決についてを採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は不採択です。委員長の報告とおりに決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議 長（宇野光廣君） 起立多数です。したがって、陳情第3号は、不採択することに決定しました。

日程第3 委員会の閉会中の継続審査申出書について

○議 長（宇野光廣君） 日程第3 委員会の閉会中の継続審査申出書についてを議題とします。

委員長から、議席に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出がっております。お諮りします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査をすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（宇野光廣君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査をすることに決定しました。

日程第4 委員会の閉会中の継続調査申出書について

○議 長（宇野光廣君） 日程第4、委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題とします。

各委員長から、議席に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がっております。
お諮りします。各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（宇野光廣君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定しました。

日程第5 発議第8号 道路整備財源の確保に関する意見書の提出について

○議 長（宇野光廣君） 日程第5、発議第8号、道路整備財源の確保に関する意見書の提出について
を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

発議第8号、提出者、石原大成君。

○9番（石原大成君） 案文の朗読をもって趣旨説明に代えさせていただきます。

道路整備財源の確保に関する意見書（案）

道路は、住民の生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な社会資本であり、地域間格差の解消を
図り、安全で安心して生活できる地域を実現するためには、生活道路から高速道路までのネットワー
クの整備が重要である。

特に生活や経済・社会活動を自動車交通に大きく依存している地方においては、道路網の体系的か
つ計画的な整備が喫緊の課題となっている。本町では、大津町振興総合計画基本計画において、「魅力
的で快適な生活環境づくり」を柱としており、本町の経済発展を支える本田技研工業をはじめとする
誘致企業の活動支援を強化するため、交通基盤の整備を重点的に推進している。

また、阿蘇と熊本市を結ぶ国道57号での著しい交通渋滞の発生や熊本空港と菊池・山鹿市間をつ
なぐ国道325号での交通量の急激な増加は交通安全対策上も大きな課題となっており、管内県道の
未改良区間や生活道路全般の整備など多くの課題が山積していることから、道路の整備水準向上は早
急の課題であり、町民の切なる願いでもある。

これに応えるには、国道57号の4車線化工事の早期完了や、地域高規格道路である中九州横断道
路の整備促進、瀬田竜田線・瀬田熊本線などの県道改良の推進、駅前楽善線をはじめとする町内幹線
及び生活道路の改良など、着実な整備が必要である。

このような中、政府・与党は、12月8日に、本年5月に閣議決定した「道路特定財源に関する基
本方針」等に基づき、平成21年度からの道路特定財源の一般財源化等を決定したが、必要と判断さ
れる道路整備の財源は絶対に確保されるべきである。

よって、国におかれては、次の事項を実現されるよう強く要望する。

- 1 道路特定財源の一般財源化に当たっては、地方道路整備の必要性や厳しい財政の実態に鑑み、
地方の道路整備や維持・補修を着実にを行うための財源確保や配分を行う制度を確立すること。
- 2 「地方道路整備臨時交付金」に代わる新交付金の具体的な制度設計に際しては、これまで道路

が遅れている地域への配慮を含め、各地方自治体においてこれまで計画してきた道路整備を着実に推進できるようにするとともに、地方自治体が活用しやすい、自由度の高い仕組みとすること。

ただし、新交付金の財源については道路整備費等の見直しにより捻出するとされているが、直轄事業や補助事業を含めた道路事業費に影響しないよう措置すること。

- 3 道路整備の中期計画の策定においては、地方の道路整備の実状に配慮し、必要と判断される道路の整備を着実に盛り込むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月17日

熊本県大津町議会議長宇野光廣

提出先

衆議院議長河野洋平様以下、記載のとおりでございます。議員各位の賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（宇野光廣君） 以上で提出者の趣旨説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇野光廣君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇野光廣君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。発議第8号、道路整備財源の確保に関する意見書の提出についてを採決します。この採決は起立によって行います。発議第8号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宇野光廣君） 起立多数です。したがって、発議第8号は、原案のとおり可決されました。

日程第6 発議第9号 大津町議会委員会条例の一部を改正する条例について

○議長（宇野光廣君） 日程第6、発議第9号、大津町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

発議第9号提出者大田黒英生君。

○8番（大田黒英生君） 本案は、先般9月議会で議決された議員の定数削減条例に伴い、常任委員会の定数を削減するものです。なお、削減にあたっては、現在の委員会構成に合わせて経済建設常任委員会と文教厚生委員会から1名ずつ削減するものです。よろしくお願いいたします。

○議長（宇野光廣君） 以上で提出者の趣旨説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

月尾純一朗君。

○5番（月尾純一朗君） ただいまの説明について、質問いたします。2点あります。1点目は、現在は議員が18名で $3 \times 6 = 18$ で6人ずつということですが、今度16人になってこういう数になるということですが、議長の委員会所属はどうなるのかということをお聞きしたいと思います。

2点目は、現在の6人の委員会ですけれども5人の委員会にしていくと慎重審議という点について不足する部分も今後発生するのではないかと思いますけど、1人が複数委員会に所属するなどの方法というのは考えられなかったのか、お聞きしたいと思います。

○議長（宇野光廣君） 提出者大田黒英生君。

○8番（大田黒英生君） 月尾議員の質問に対してお答えいたします。

議長は、従来どおり総務委員会ということに決定しました。そして、2点については、何も意見は出ませんでした。

○議長（宇野光廣君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇野光廣君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇野光廣君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。発議第9号、大津町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。発議第9号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宇野光廣君） 起立全員です。したがって、発議第9号は、原案のとおり可決されました。

日程第7 発議第10号 大津中学校の敷地を民間宅地開発のために道路用地として提供することに反対する決議の提出について

○議長（宇野光廣君） 日程第7、発議第10号、大津中学校の敷地を民間宅地開発のために道路用地として提供することに反対する決議の提出についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

発議第10号提出者荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 発議にあたりまして、まず提案理由を申し上げます。

現在、国道57号線大津バイパスと町立の大津中学校の中間に農地が存在をしますが、この農地を

転用して宅地開発の計画が進められております。もとより、この農地の転用は、地主や開発業者の問題であり、法に則り宅地開発が進められることには何ら異論があるものではありません。ところが、この宅地開発の規模が約6千平方メートル、つまり3千平米を超えるために土地計画法に基づく開発許可が必要となっておりまゝです。許可の要件として、公の道路から開発予定地まで幅員が5ないし6メートル以上の進入道路が必要となされております。開発業者は、この進入道路を確保することができない。また、確保されていないために大津中学校の西側プールから北に向かって中学校の敷地を道路用地として町、行政に対して求めてきたわけでありまゝです。つまり、民間の宅地開発業者の利益のために町の教育財産であります学校敷地が提供されることになるわけでありまゝです。この宅地開発の話は、既に今年2月ごろから業者と町当局の間で相談がなされていたようでありまゝです。問題は、全町民の財産であります学校の敷地を民間宅地開発業者のために提供することが果たして許されるかどうか、この点が1点であります。また、手続き上の問題といたしまして、この計画が関係者であります大津中学校の保護者、生徒、また町立幼稚園の保護者にも相談がありません。つい最近、町立幼稚園の役員だけ集めて説明があったそうでありまゝですが、つまり2月から話があるのに関係者には説明がされてこなかったわけでありまゝです。さらに、我々町議会議員の大半も、この計画自体を知らないまゝ事が進められてきたことになりまゝです。実は私もある関係者から勇気ある内部告発がございまして、そのことによつて初めてこういう計画が進められていることを知つたわけでありまゝです。既にこの計画は農地転用の許可手続きが終わりまして、町の開発事業等指導要綱に基づき、役場内の事前協議が始まっております。この問題をこのまゝ放置いたしますならば、書類審査の後に熊本県の形式的な審査で計画同意の開発が進むことになってしまうわけでありまゝです。

以上が経過と今議案の提案の理由であります。

そこで、決議案の案文を朗読いたします。

大津中学校の敷地を民間宅地開発のために道路用地として提供することに反対する決議（案）

大津中学校と国道57号線バイパスの間の農地を宅地として転用開発する計画が進められ、宅地開発の要件として大津中学校の敷地を道路用地として提供する計画が進められていまゝです。

大津町議会は、大津中学校関係者、幼稚園関係者、近隣住民の同意もないまゝの、このような計画が進められることに同意できません。

つきまして、大津中学校の敷地を民間宅地開発のために道路用地として提供することに強く反対することを決議します。

平成20年12月17日。

熊本県菊池郡大津町議会。

以上が案文であります。我々議会は、今期最後の定例議会最終日を迎えております。前代未聞のこうした事例を後世に残さないように、どうか議員各位のご賛同をよろしくお願ひを申し上げます。仮にもしこの決議案に反対をなされる方がおられましたら、この議場におきまして正々堂々と反対の討論をされることを求めまして、私の議案の提案を終わります。

○議長（宇野光廣君） 以上で提出者の趣旨説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇野光廣君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

月尾純一郎君。

○5番（月尾純一郎君） 私は、今回の発議第10号に対しまして、反対の立場から討論をさせていただきます。

もちろん言われるように手順が違っていたということは否めない。もっと早い時点で議会への説明もあってしかるべきである。その点はしっかりと執行部へも苦言を呈しておきたいと思います。その上で、この問題が事業を進めることは相ならん、即刻撤回しろということにはならないと私は思います。

まず、問題とされている教育施設を一民間業者の利益のために売り払ってよいのかということですが、これは全くの考え違いで、これまでほとんど利用されていなかった中学校の北西部の一部を民間の手で整備をさせ、町道として地域の活性化、町民の利益のために利活用していこうというものであると思います。決して一民間業者のためではなく、地域の皆さんの長年の願いでもあります。そして、この整備によって町の教育施設である中学校の敷地の一部を道路として、これまで道路だったところの一部が同じ町の教育施設である幼稚園の駐車場として利用できるというものであります。

次に、今朝の熊日新聞でも、いかにもあおり立てるように幼稚園の保護者の声を引用しておりましたが、現地を理解されていない発言であり、一方的な掲載であったと思います。新しい道路以外の地に幼稚園の駐車場が確保できるものであり、きちっとフェンスを設けて安全を期すとしています。

次に、これまでも車の出入れが困難で開発できなかったところに道を通すことにより、立派な住宅地として開発され、日の目を見ていきます。そのことで、町には固定資産税等の税金が見込まれます。今後の減収が見込まれる大変厳しい大津町の財政状況の中、むしろ喜ぶべき話ではないかと思えます。

以上、反対討論とさせていただきます。議員各位のご理解とご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（宇野光廣君） ほかに討論ありませんか。

永田和彦君。

○11番（永田和彦君） 私は、発議第10号につきまして、賛成の立場から討論をしたいと思えます。

私もこの件につきましては、荒木議員の一般質問を聞きましてびっくりしました。何の相談もないということで、何のための我々は議会なんだろうと心から思いました。こういったですね、教育環境を変えるような行為は、事前に説明があってしかるべきです。ただいま賛成討論の中で、順番が逆だということもあろうかと、この順番が大切なんですね。こういったことをきちんと踏まえて説明責任を果たしていただかないと、この教育委員会というもの自体がみんなの不信の的になりやしないかと。教育委員会自体では話し合った。みんなには知らせない、これはだめですよ。こういったことを許してはいけません。そこの教育行政の橋渡しとして、教育長がおります。教育長はこういった説明を我々議会に率先してするべきではないでしょうか。また、そういった安全性とか、そういったものを考え

ますれば、この議会挙げて詳しく検証しなければならない。その上で町民の方々、地域の方々に説明をしていく。要するに、開発は大切です。しかしながら、開発よりも優先すべきは安全です。そういったところが抜けているから、順番が逆だと言うんです。こういったことをきちんとわからないならば、安全は無視されるんですね。車が通るところに子どもはどんどん通るんですよ。今まで車が通ってなかったところを中学生、幼稚園児、通るんですね。非常に危険性がありはしないか。そこの安全対策が、まず先です。そうした上での開発は、それはそれでいいじゃないですか。だれも開発するななんか言ってませんですから、一度これは白紙撤回して、きちんと説明を踏まえて、そして進めるべき案件ではないでしょうか。

以上のような理由から、私はこの発議第10号に対して賛成の立場を表明するものであります。

議員各位にご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（宇野光廣君） 傍聴者に申し上げます。拍手は行わないで下さい。

ほかに討論はありませんか。

安永美智男君。

○13番（安永美智男君） 反対の立場で討論を行います。先ほど私、現地に赴き調査をしましてまいりました。広大な農地が死に体同然になっております。やっぱり農地の方々も、地主も、なんとかこれが開発できて、町の発展のために寄与したいという気持ちが私には十分伝わってまいりました。で、家入町長も思いきってこの地権者の方のこの開発に賛成しようじゃないかというてはまってこの提案をされておるわけでございます。そして、農業委員会においては、もう既に審議をされ、決定をされたと聞いております。どちらの方が大津町のために発展するかでございます。幼稚園生の交通事故に対する心配は、私も孫を持っておりますからわかります。でも、この車社会において、小さい子どもと言えども車に対する意識、車は危ない、事故は用心せにゃいかん、そういう小さいうちから体験をする場において、よその幼稚園、やっぱり道路があつて車で送り迎えされて通っておられるわけでございます。やっぱりその道路において交通事故が発生したかということ、それはその立場で立場でちよつと違いますけれども、その今度の開発の道路は、交通量がしれたものです。区画整理において25軒ぐらいの造成団地になるようであります。1軒に2台ぐらいの交通、その前通るときは、幼稚園を通るときは、やっぱり用心して通って下さいよという注意の下、それは協力されることでしょう。あんまり過保護的に交通事故が危ないから開発は遠慮した方がいいとか、それもわからんことではありませんが、私はこの不況の中、税収をどうして上げて町の発展のために道路網の開発、福祉の面、予算を組んでいくのに税収が一番に頭に残ってくるのが町を背負って立つ町長の考えだろうと思って、それは勇気が要りますでしょう、やっぱりこういう教育施設を提供して反対陳情が出たら、ああ、今度の選挙はこら危ないのじゃなかろうか、町会議員の方々も、今度の選挙は危ないんじゃないかと言われるけども、勇気を持って大津町の発展のために私は反対の立場から討論を行いました。どうか私の至らない演説ではありますが、ご賛同のほどをよろしくお願い申し上げます。

終わります。

○議長（宇野光廣君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（宇野光廣君） ほかに討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。発議第10号、大津中学校の敷地を民間宅地開発のために道路用地として提供することに反対する決議の提出についてを採決します。この採決は起立によって行います。発議第10号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議 長（宇野光廣君） 起立少数です。したがって、発議第10号は、否決されました。

しばらく休憩します。

午後3時22分 休憩

△

午前3時36分 再開

○議 長（宇野光廣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの安永議員の陳情第3号の討論の中で不明な点がございましたので、後刻調査の上、措置をしたいと思います。

日程第8 議案第61号から日程第11 議案第64号まで一括上程・提案理由の説明・質疑・討論・表決

○議 長（宇野光廣君） 日程第8、議案第61号、大津町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてから、日程第11、議案第64号、大津町防災行政無線施設整備工事請負契約の締結についての4件を一括して議題とします。

お諮りします。議案第61号から議案第64号までの4件は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（宇野光廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第61号から議案第64号までの4件は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

提案理由の説明を求めます。町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 皆さん、こんにちは。本定例会に追加議案提出申し上げます前に、一言お礼を申し上げます。本定例会にご提案申し上げましたすべての案件につきましてご議決をいただき誠にありがとうございました。これからも議員の皆さんのご指導・ご助言をよろしくお願い申し上げます。

では、早速提案いたしました案件の提案理由の説明を申し上げます。

議案第61号、大津町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてでございますが、健康保険法などの一部を改正する法律の施行に伴う健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、条例の一部を改正しようとするものでございます。議案第61号につきましては、条例の一部改正するものであり、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございま

す。

次に、議案第62号、公有財産の取得についてでございますが、子育て世代活動支援センター関連施設用地として、東京都港区西新橋1丁目10番2号、日本アルコール産業株式会社代表取締役林正憲様から菊池郡大津町大字大津字前田1156番の3ほか3筆、総面積2万4千579.59平米、金額12億6千400万円で、また菊池郡大津町大字大津字前田1156番地の3、事務所ほか付属建物延床面積1千546.01平米、金額7千035万円、総額13億3千435万円で取得したいと思うものでございます。議案第62号につきましては、公有財産の取得であり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第63号、大津町浄化センター2号最初沈殿池機械電気設備工事請負契約の締結についてでございますが、この物件は9月10日に条件付き一般競争入札の公告を行い、10月10日に入札を実施いたしました。入札が不調となったため、10月29日に再度条件付き一般競争入札の公告を行い、11月28日に入札を実施いたしました。入札の結果、月島機械株式会社福岡支店支店長青木真人様と7千612万5千円で工事請負契約を締結したいと思うものでございます。

次に、議案第64号、大津町防災行政無線施設整備工事請負契約の締結についてでございますが、10月29日に条件付き一般競争入札の公告を行い、11月28日に入札を実施いたしました。入札の結果、日本無線株式会社熊本営業所所長古賀朗様と2億4千359万9千998円で工事請負契約を締結したいと思うものでございます。議案第63号及び議案第64号につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条に定める予定価格5千万円以上の工事請負契約でございますので、議会の議決を求めるものでございます。

以上、議案につきましては、提案理由の説明を申し上げましたが、審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、所管部長及び所管課長をして詳細説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（宇野光廣君） 保険医療課長西岡逸郎君。

○保険医療課長（西岡逸郎君） こんにちは。議案第61号、大津町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

追加議案集の1ページと説明資料の1ページをお願いします。

今回の条例の改正につきましては、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う健康保険法施行令等の一部を改正する政令が12月5日に公布され、平成21年1月1日からの施行に伴い、条例の一部を改正するものであります。現在、出産一時金は35万円ですが、分娩期間等が参加医療保障制度に加入した場合、その保険料が1分娩当たり3万円となり、出産費用に加算されますので、条例の一部を改正し、保険料分の3万円を加算し、出産一時金を38万円給付するものでございます。条例の改正内容につきましては、説明資料で説明いたしますので、1ページをお願いします。第6条、第1項中、「支給する」の次に、「ただし町長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条但し書きに規定する出産であると認めるときは3万円を加算する」を加えるものであります。

続きまして、産科医療保障制度の概要ですが、説明資料の2ページをお願いします。この概要ですが、制度の目的としまして、安心して産科医療を受けられる環境を整備の一環として分娩に係る医療事故による脳性麻痺となった子及びその家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、事故原因の分析を行い、将来の同種事故の防止に資する情報を提供することなどにより、紛争の防止、早期解決及び産科医療の質の向上を図ることを目的としています。

2番目に補償の仕組みでございますけれども、分娩機関と妊産婦との契約に基づいて、通常の妊娠・分娩にもかかわらず脳性麻痺となったものに補償金を支払うということ。それと分娩機関は補償金の支払いによる損害を担保するため、運営組織が契約者となる損害保険に加入することとしています。

3番目に、補償の対象としまして、通常の妊娠・分娩にも関わらず脳性麻痺となった場合とするということで、出生体重2千グラム以上かつ在胎週数33週以上。次に、身体障害者等級1、2級相当の重傷者。3番目に、先天性要因等の除外基準に該当するものを除くというふうになっています。また、出生体重、在胎週数の基準を下回る場合でも、在胎週数28週以上のものについては個別に審査するというふうになっています。

補償金の金額でございますけれども、一時金600万円、20年間の分割として2千400万円、合計3千万円が支払われるということでございます。その補償金に対します保険料、掛金でございますが、1分娩当たり3万円となっています。

分娩機関等の加入促進策でございますけれども、都道府県がホームページ等を通じて行う行政機能に関する情報提供の項目に本制度の加入状況を追加する。また、医療機関が広告できる項目に本制度加入を追加すると。財団法人日本医療機能評価機構のホームページを通して加入分娩機関を公表するというふうになっています。

ちなみに、平成20年12月2日現在の全国の分娩機関での加入率は98.2%となっております。熊本県は、病院・診療所等の分娩機関が61ありますけれども、すべて加入済みでございます。また、助産所が2カ所熊本市内にありますけど、そのうち1カ所は加入して、残るは助産所1カ所のみということになっております。

7番目に、その他としまして、紛争の防止・早期解決のための視点から事例を分析し、結果を両当事者にフィードバックする。また原因分析された各事例の公開により同種の医療事故の再発防止等を図る。この制度は、遅くとは5年後を目途に制度内容について検証し、適時必要な見直しを行うというふうになっております。

参考としまして、健康保険法施行令を載せておりますけれども、この中で下線の部分が今回の改正分でございます。第1項の厚生労働省令で定める基準に該当する出産ということがありますが、これが出生体重2千グラム以上かつ在胎週数33週以上ということで、次に厚生省令で定める事由により発生したものを除くとなっておりますけれども、この項目としまして天災・事変、その他の非常事態、出産した者に故意または重大な過失がある場合というのがうたわれております。最後に、厚生労働省令で定めてある程度の障害の状態というのが、身体障害者等級の1、2級相当ということでございます。

以上が産科医療制度の概要でございます。

もう一度、追加議案集の2ページをお願いします。

附則の1で、この条例は平成21年1月1日から施行するといたしております。経過措置といたしまして、附則の2で、施行日、前に出産した被保険者に係る大津町国民健康保険条例第6条の規定による出産育児一時金の額は、なお従前の例によるといたしております。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（宇野光廣君） 企画部長徳永保則君。

○企画部長（徳永保則君） 議案第62号、公有財産の取得についてご説明を申し上げます。追加議案集の3ページをお願いいたします。今回取得いたします日本アルコール産業株式会社肥後大津工場跡地につきましても経過等につきましては、るる説明してきましたが、このたびまちづくり交付金の交付を受けるための交付申請に基づく都市再生整備計画の第2回計画変更の承認通知がありましたので、子育て世代活動支援センター関連施設用地として町が売買購入をするもので、公有財産の取得については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

4ページをお願いいたします。取得不動産につきまして、土地については大字大津字前田1156番3ほか3筆の合計2万4千579.59平方メートル、売買価格12億6千400万円です。建物については、大字大津字前田1156番地3の鉄筋コンクリート造り、陸屋根2階建て、延べ床面積710平方メートル、売買価格7千035万円消費税込みとなっております。なお、付属建物の蒸留室等につきましてもあわせて所有権移転をするものでございます。土地及び建物の取得総額は13億3千435万円で、東京都港区西新橋1丁目10番2号、日本アルコール産業株式会社代表取締役、林正憲様から取得したいと存じます。

あわせまして、資料の説明をさせていただきたいと思っております。説明資料の3ページには、今までの用地取得等についての経過等を掲載させていただいております。

4ページにつきましては、取得する土地の地番の位置図並びに面積等を掲載させていただいております。

5ページにつきましては、今回所有権移転対象の建物等の概要図でございます。

6ページ及び7ページにつきましては、それぞれの今回の事業に対する区域の図面の平面図を添付させていただいております。既存建物建造物活用事業と地域生活基盤施設という事業の二つの事業の展開をいたしたいと思っております。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（宇野光廣君） 総務部長首藤誠治君。

○総務部長（首藤誠治君） 今回提案いたしました議案第63号及び議案第64号の2件につきましては、条件付き一般競争入札を行いましたので、その概要についてご説明申し上げます。

11月の臨時会でもご説明いたしましたが、町では本年7月に大津町一般競争入札に係る事務手続き処理要領を定めました。その内容ですけれども、工事の調達につきましては、予定価格が5千万円

を超える物件について、条件付き一般競争入札による調達を原則とするをいたしました。今回提案の2件も、いずれも予定価格5千万円を超える案件でありますので、この要領に従いまして条件付き一般競争入札を行ったものです。

また、この条件付きとは、地域の要件、それから工事の実績、技術者の配置などの条件を個々の工事ごとに付けて入札の参加を求めるということです。

議案第63号、大津町浄化センター2号最初沈殿池機械電気設備工事請負契約の締結についてご説明します。

議案集の6、7ページをお願いします。併せまして、説明資料の8ページをお願いいたします。この工事は、大津町浄化センター最初沈殿池の増設を目的とするもので、主な建設工事の種類としましては、機械機具設置工事となり、町内業者での調達が困難な物件でありましたので、9月10日に条件付き一般競争入札の広告を行い、10月10日に入札を実施いたしました。入札参加者が1社でありました。またこの1社の入札参加者が提出した工事費内訳書に不備があったため、入札無効となり入札が不調となっておりますので、今回、再度施工実績要件などの条件を緩和し、条件付き一般競争入札の公告を行ったものです。

説明資料の8ページからご説明します。この工事の入札に参加できるものの資格を明記しております。まず、入札参加者の資格として、機械機具設置における国または県の経営事項審査の総合評定値が千点以上のものであること。なお、千点以上の根拠としましては、財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報のデータベースを閲覧したところ、28社の施工実績が確認されました。その中で最高点数は1600点、最下位点数が824点でありました。それで、9月の前回の公告では、28社のうちの13社の入札参加を見込み、1200点以上のものを参加要件としておりましたが、入札参加者が1社のみであったことを踏まえて、これを今回緩和して千点以上のもの、該当で22社を想定して要件といたしました。

次に、営業所の所在地ですが、九州管内に主たる営業所、または支店を有するものであること。次に、施工実績に関する事項では、入札参加者の施工実績として、国内において完成した本工事と同種工事の機械機具設置工事で、都道府県市町村及び日本下水道事業団が発注した下水道終末処理場の水処理工事の施工実績、処理能力、日量6千トン以上を有すること、また共同企業体としての施工実績は出資比率が最大のものに限りとしております。なお、不調となりました9月の入札公告では、施工実績を九州管内の市町村発注物件であり、九州管内において完成した工事に限定をしておりましたが、今回は、全国での工事实績があるものと要件を緩和しているところです。これらを参加資格の要件といたしております。

また、一番右の配置予定者に関する事項としましては、配置予定技術者の資格を提示しております。

1、先の施工実績に関する事項を満たす工事の施行経験を有することとし、日本国内において完成した本工事と同種工事の機械機具設置工事で、都道府県市町村及び日本下水道事業団が発注した下水道週末処理場の水処理工事の施工実績、日量6千トン以上を有することといたしております。

2で、機械機具設置工事または水道施設工事に係る管理技術者資格者証及び管理技術者講習修了者

証を有するもの。

3で、当該入札参加者と直接的、恒常的な雇用関係、競争参加資格確認申請書の提出の日以前連続して3カ月以上にあるものとし、これらを参加資格の要件として、平成20年10月29日に入札を、改めて入札公告を行いました。

説明資料の9ページをお願いいたします。工事名は、大津町浄化センター2号最初沈殿池機械電気設備工事です。工事内容については、機械設備電気設備等記載のとおりであります。詳細につきましては、後ほど土木部長からご説明します。

11月28日に入札参加者2社で入札を行いました。なお、前回は入札参加者が1社であったため、今回の入札公告では、入札参加者が1社の場合は入札を中止すると規定をしておりました。入札金額及び工事費内訳書の審査結果並びに事前くじについては、右側の記載のとおりでありましたので、入札の結果、月島機械株式会社福岡支店様を落札候補者とし、競争参加資格確認申請書の提出を求め、その審査を行った結果、競争参加資格を有することが確認できましたので、月島機械株式会社福岡支店様が7千612万5千円で落札となりました。工期は、議会議決承認を経て、町長が契約を成立する旨の意思表示を通知した日の翌日から平成22年1月29日までといたしております。予定価格につきましては、左下に記載のとおりです。

次に、議案第64号、大津町防災行政無線施設整備工事請負契約の締結についてご説明します。議案集の8ページ、9ページ、あわせて説明資料の13ページをお願いいたします。この工事は、整備後20年を経過する防災行政無線のデジタル化による更新を目的とするもので、主な建設工事の種類としては電気通信工事となり、町内業者での調達が困難な物件となっております。

説明資料の13ページご説明します。この工事についても、条件付き一般競争入札により入札を行いましたので、入札に参加できるものの資格を明記しております。

まず、入札参加の資格として、電気通信における国または県の経営事項審査の総合評定値が千点以上のものであることとしております。なお、千点の根拠としましては、国内の主要メーカーがすべて入札に参加し得る条件設定のために千点としたところです。3列目にあります営業所の所在地で、九州管内に主たる営業所または支店を有するものであること。

次に、施工実績に関する事項では、入札参加の施工実績として、1、元請として国内において完成した本工事と同種工事（無線親局及び屋外拡声子局並びに個別受信機）の通信一式工事で、市町村が発注した契約額1件、1億円以上の60メガヘルズ帯デジタル方式の防災行政無線工事の施工実績を有することとしています。

2で、入札参加者はデジタル同報系防災無線の機器製造者または同製造業者の子会社であること。ただし、親会社と子会社は同時に入札に参加することはできない。

2の2で、特定建設業の許可を受けた者であること。

2の3で、電波法第24条の2登録を受けた点検事業者であり、熊本県内の保守拠点を有していること。

2の4で、24時間体制の保守センターを有していることなどが参加資格の要件としております。

また一番右の配置技術者に関する事項としましては、先の施工実績に関する事項を満たす工事の施工経験を有することとし、国内において完成した本工事と同種工事の通信一式工事で、市町村が発注した契約額1件1億円以上の60メガヘルズ帯デジタル方式の防災行政無線工事の施工実績を有すること。

2で、電気通信工事に係る管理技術者資格者証及び管理技術者講習修了証を有し、かつ第3級陸上特殊無線技術士以上の資格を有することとしております。

3で、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるもので、これらを参加資格の要件として平成20年10月29日に入札公告を行いました。

次の14ページ、説明資料の14ページをお願いします。工事名は、大津町防災行政無線設備工事です。工事内容は、60メガヘルズ帯デジタル方式防災行政無線施設整備で、親局設備1局、親局空中線柱設備1局、無線室改修1室、遠隔制御局2局、再送信子局2局、屋外拡声子局68局、これは新設局が5局、既設局改修で63局です。個別受信機設備100台としております。11月28日に入札参加者7社で入札を行いました。入札金額及び工事費内訳書の審査結果並びに事前くじについては、右に記載のとおりです。今回は、最低制限価格での同札が5社あったため、事前のくじで若い番号を引いていた日本無線株式会社熊本営業所様を落札候補者とし、競争参加資格確認申請書の提出を求め、その審査の結果、競争入札参加資格を有することが確認できましたので、日本無線株式会社熊本営業所様が2億4千359万9千998円で落札となりました。工期については、議会議決承認後、事務手続きを経て、平成22年12月24日までといたしております。予定価格については、左下に記載のとおりです。

次に、15ページをお願いいたします。大津町防災行政無線施設整備の工事の、整備工事の概要です。大津町役場の親局消防本部の遠隔装置及び屋外拡声子局65局のすべてをデジタル方式に更新し、うち2局を再送信子局をかねさせます。デジタル子局5局及び総務課遠隔装置を新設します。個別受信機をデジタル方式に更新します。システムすべてをデジタル方式に更新完了し、アナログ波を廃止いたします。

図面の方ですけれども、大津町の下に大津町役場分庁舎とあります。ここに電算室のことですけれども、デジタル操作卓の親局を設置いたします。その下に線を引いておりますが、現在の役場総務課から遠隔制御器をもちまして遠隔制御するということと併せまして、その右の菊池広域連合本部南消防署も遠隔制御装置が置いてありますので、これを更新をいたします。親局のデジタル操作卓からデジタル波で図面の上の真ん中ですけれども、再送信子局2局を中継局として作りまして、その次に63局を更新をして、新しく5局を新設するというものです。それから一番右の方は、家のマークの中に拡声器がありますけれども、これは個別受信機もデジタル、アナログをデジタルに更新するというものです。

次のページ、16ページをお願いします。右下に凡例を入れております。黄色の資格の印ですけれども、大津町役場の分庁舎及び総務課の位置、それから菊池広域連合消防本部に遠隔制御器を更新します。

次にその下の青になりますが、現在の既設の63局の屋外拡声子局の更新です。

それから、右の緑につきましては、新設で屋外拡声子局を5局増設いたします。赤の再送信子局2局は、中継を兼ねた子局として新設をするものです。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（宇野光廣君） 土木部長併任工業用水道課長中山誠也君。

○土木部長併任工業用水道課長（中山誠也君） 議案第63号、大津町浄化センター初沈殿池機械電気設備工事に関しまして、工事の内容を図面に基づいて説明申し上げます。

議案説明資料綴りの10ページをお開き願いたいと思います。これは、付近見取り図及び一般平面図ですが、今回の分は赤く示している分が工事箇所になります。大津町浄化センターは、全体計画処理能力日量2万4千トン、6千トン×4系列で計画されたものでありまして、現在はこの部分の青色の部分なんです。1万2千トン、6千トン×2系列で建設されております。しかし、建設当時は区域内からの汚水の流入が少ないため、最初沈殿池の構造物につきましては一体的に建設してございましたが、機械につきましては1基のみ設置してございました。平成元年供用開始以来、計画区域内の管路が整備されて、流入量が増加してきましたので、今回赤色の部分の構造物の中に汚泥かき寄せ機及び引き抜き弁を設置し、あわせてそれら进行操作するための操作盤及び電気設備工事を行うものです。

11ページ、12ページをお願いいたします。11ページが、そのかき寄せ機を上から見たもの、それから12ページは横から見たものです。左側の赤く示しているものが、今回設置する2号機で、当初と計上が変わってきております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（宇野光廣君） これで、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

永田和彦君。

○11番（永田和彦君） 63号と64号について質疑いたします。

63号、ただいま説明をお聞きしましたが、この入札の状況ですね、見てみますれば、最初は1社だったのが今回は2社ということで説明されました。2社でもちょっと少ないですね。なんですか、格付等の最初審査のときに1200点に最初したならば1社だったわけですね。それから千点、この審査自体がどういった内容のものかはわかりません。そして、果たしてそれを信じていいものか、どちらかわかりませんが、結局、例えば1200点の評価があった会社、千点以上の評価があったところといっても、同じ機械をもって来るわけではありませんか。ここが総合的に保守までするわけじゃなくて、ただ単に機械の設置等であるならば、その点数というものはあまり関係しないと。ここです、11ページあたりを見てみますれば一つの機械じゃないんですかね。これが総合的なプラントであって、いろんな技術が集積されておるといものだったならばわかりますが、これは何かただ単にこの機械を持って来るように感じますが、その点について質疑します。

それと、64号であります。まず最初にですね、このデジタル化することの優位性、なぜデジタル化するのか。現在アナログ波です、これを修理しながらやっていってもよくはないかなという

感じもいたします。わざわざ高額な税金は使わなくて済むのではないかなと。そしてまた、現在は携帯電話等は皆さん持って、かなりの方が持っておられるので、そういった形を、例えば利用するとか、もうこういった形も必要かもしれませんが、逆に次世代の考え方で有効な方法を探していくという方がよくはないかなと思いますので、このデジタル化の優位性ですね、を質疑いたします。

それと、この入札の結果、昨日説明を受けましたが、14ページあたりを見てみますれば、やはりどうみても5社が同じ額というのは非常に納得がいくものではない。ここの5社によって再度競争入札をさせるというものが好ましくないかなと。5社同じであった、それからくじを引くというのであるならば、ちょっと策がないのじゃないかなという感じします。このですね、くじ引きの妥当性をお聞きしておきたいと思います。

○議 長（宇野光廣君） 土木部長併任工業用水道課長中山誠也君。

○土木部長併任工業用水道課長（中山誠也君） 永田議員の質疑にお答えいたします。

最初沈殿池の分につきましては、最初からこの形があるんじゃないかと、一応現地を調査して建物のくたいといいますか、外枠はできていますので、そこに収まるように設計をして工場でつくると。それを据え付ける。またそれを操作するための電気設備等もですね、今現在付いているものに追加したりして工事をするものになっております。だから、一般的に品物ができているやつをただ据え付けるということではないということです。

○議 長（宇野光廣君） 総務部長首藤誠治君。

○総務部長（首藤誠治君） まず、2点についてご質疑ありましたのでお答えしたいと思います。

デジタルの優位性ということの説明の前に、アナログでもできるじゃないかという話でした。九州電波監理局、いわゆる九州総合通信局からの指導等によりますと、現在の同報系のアナログ方式については、更新の際、いわゆる無線設備の耐用年数、それから部品等の調達とか、そういうことも考慮した上で、できる限り早期にデジタル同方を通信系に移行することとしているということで指導があっておりまして、全国的にこういうふうな流れであります。

それで、アナログにつきましては、先ほど言いましたように20年以上経ちましたので確かに経年劣化による動作不能に陥る危険性が出てくると、バッテリー等の劣化、それから保護カバー等の変形とか継続使用時にいろいろな過大があるということで、こちらの方針としてはデジタルの方に移行していきなさいという話があります。

デジタルの優位性といいますか、特徴ということですが、現在のいわゆる音声放送ですか、そういうことに加えまして、双方向性の通信、それから文字の電送、いわゆる道路上に表示板とかありますけども、そういう文字電送等も町内の方にこう配置できるというようなことにもなりますし、危険箇所等で画像を、例えば消防団員なり消防署撮った場合に、それを本部に映像で送れるというようなその画像処理の方法にも、こっちは経費がかかりますけれども、今後の20年近く使うことを考えていけば、そういう活用も、利活用も十分できるということで、これからのデジタルということの優位性は出てくるかと思っております。

それから、携帯電話でということ、もちろん携帯電話も併用ということになりますが、やっぱり

一斉に緊急に住民の皆さんにお知らせするとか、地域的に一斉にお知らせするとかいうのはやっぱり即時性も要りますので、放送拡声というのは大変大事なことではないかなと思っております。

それから、次に5社の競争ということでくじ引きをもう1回させないかというようなことになりま
すけども、これについては一般競争入札のくじによる落札者の決定ということで、地方自治法施行令
167条の9、地方公共団体の長は、いわゆる大津町長は、落札者となるべき同じ価格の入札をした
ものが2人以上いる場合は、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならないという規定
があります。あわせて、この場合において入札者のうちくじを引かないものがあるときは、これ
に代えてこの入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとするということで、価格が同額の場合
はくじ決めるといのは地方自治法施行令で決められておりますので、これに基づいて私たちは公
告の説明書等にも業者さんにお話をして説明をしております。くじによる取り扱いをいたしますよと
いうことは、入札前に全参加者に説明をしまして、いわゆる予備くじ、本くじを引く前の予備くじ、
予備くじの順番、それに従いまして予備くじの順番で本くじを引くということで、くじのやり方等も
全部説明をして、業者さんにも理解をいただいて、またなおかつうちの入札公告及び地方自治法施行
令167条の9等に基づきまして、基準どおりくじで決定をするという手順で行っております。

○議長（宇野光廣君） 永田和彦君。

○11番（永田和彦君） 再度質疑いたします。

63号からですが、11ページのこの図面を見てもみすれば、部長も言われましたけれども、若干
形が違ふと。しかしながら、この円を見てもみすれば同じ能力で新型かなと思ったりもしますが、私
もですね、仕事上、そのラインコンベアとかいろんなものを触ったりしますが、そういったときにで
すね、こういった同じような形のものと同調性が求められるときがあるんですよ。少々のギアの違い
とか、そんなものが逆に機種が変わったおかげでうまく具合流れなくなってしまうとか、そういった
ことが起こったりするんです。これはわかりませんが、そういったことの危険性ですね、付けたがい
いがうまくその同調しないで効力を発揮しないとか、そういったことは何か考えられんかなというふ
うに思います。なぜ同じ形じゃないのか、その理由と、これをする事によって、取り付けることによ
ってですね、きちんとそのラインが完成するんですよというような、その説明を再度求めたいと
思います。

次に、64号につきましてですが、今の説明中で地方自治法の中で定められておると、そのくじ引
きの妥当性ですね。しかし、地方自治法の中で定められているのは一般競争入札をした後じゃないで
すか。こういった入札は予定価格も決められておりますし、そういった中でくじ引きは妥当性に欠
けると思うんですよ。本来ならば、自由な価格競争をしていただいて、それでも同額ならばくじ引き
というのはわかります。これは下限をもう決められとつです。上限といいますか、下限ですか、
それを決められた上での同額、あまりにもちょっと幼稚な感じがするんですよ。本当に競争をして
すべきではないかなと。そこまで、こういった入札でもくじ引きをなさいと書いてあるわけじゃな
いんでしょう。恐らく、基本的には、私今、手元に資料はありませんが、一般競争入札が原則なはず
です。その後と思っておりますので、価格競争が行われていない上でのくじ引きになりはしないかなと思

ますので、その点についてのその法的解釈でもいいですし、自治法ですね、そういった中からでもいいですし、答えを求めたい、質疑したいと思います。

○議長（宇野光廣君） 土木部長併任工業用水道課長中山誠也君。

○土木部長併任工業用水道課長（中山誠也君） 永田議員の質疑にお答えいたします。

形は変わっておりますが、もう最初に1号機につきましては、もう建設後20年経っております。日々進歩しておりますので、そのあたりで形は改良されてきているものと思います。それはちょっと私もそこまでは理解しておりませんが。

あと、一応今まで1号機に全部最初汚水が集まってきたのをかき寄せというか、回ってですね、寄せてたんですけども、それが流入量が多くなってきて1号と2号と分けて、それぞれ別々に動きますので、それで一緒に動かなければならないという話ではないので、それは問題ないと思っております。

○議長（宇野光廣君） 総務部長首藤誠治君。

○総務部長（首藤誠治君） まず、質疑ですけれどもお答えしたいと思います。

最低制限価格を設けないことが、私たちは予定価格と最低制限価格については公表をいたしております。平成14年度から公表いたして、入札の透明性等を確保しているところです。永田議員の方からお話がありました最低制限価格を設けないことの方が有利ではないかというようなお話になるかと思いますが、自治法上でも最低制限価格を設ける、それからそういう諸条件を設けるというようなことは規定してありまして、最低制限価格を設けたというのは、私たちの方では工事の品質の担保、それから労働災害が起きないように防止、元請・下請けの正常化、関係の維持、次にダンピングの防止などを目的としておりまして、これを設定しない場合には極端な低価格で契約を結ぶ場合等で構造物等の品質、安全管理、適正な下請け金額等が担保されないというリスクが伴うものと思っております。大津町では、平成13年度から工事について予定価格の70%を最低制限価格としておりますので、これ以下は失格ということになりますけれども、その予定価格と最低制限価格の間で一番安い方について入札するということになります。そういうふうに70%という最低制限価格を設定しておりますけれども、熊本県や熊本市においては、独自の計算方式により85%の最低制限価格を設けられております。状況としては以上であります。最低制限価格については、設定をして、その中で一番低い方について、同額の場合はくじをするというふうな決め方で行っております。

○議長（宇野光廣君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇野光廣君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

永田和彦君。

○11番（永田和彦君） 議案第64号に対して反対の立場から討論をいたします。

今いろいろ質疑をしてみました、やはり納得がいかないと、5社同額で出て、それからくじ引きをするということですね。その最低の制限価格を認めることによって品質の担保及びいろんなこと言われましたが、これは設計した段階でそういった機種の見積もりというか、積算というものはできあ

がっておりますので、それを入れない場合は違反となります。ですから、もし安く工事を、税金を抑えられてですね、そこで工事をした。そして、それから検証を行います。これをきちんと行えば済むことでもあります。ですから、今、執行部からの答えは理由になっていないと。我々は、税金の有効な使い方というものを審議しなければならない。その検証をきちんと行わないのは、行政の怠慢である。そういったこの入札のやり方も、行政の都合において行っているとしか考えられません。市民の利益を考えるならば、もう少し知恵を使うべきではないでしょうか。

以上のようなことから、私は議案第64号に対しまして反対の立場から討論しました。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（宇野光廣君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇野光廣君） ほかに討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

まず、議案第61号、大津町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第61号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宇野光廣君） 起立全員です。したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号、公有財産の取得についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第62号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宇野光廣君） 起立全員です。したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号、大津町浄化センター2号最初沈殿池機械電気設備工事請負契約の締結についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第63号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宇野光廣君） 起立全員です。したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号、大津町防災行政無線施設整備工事請負契約の締結についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第64号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宇野光廣君） 起立多数です。したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

これで、本日の日程は、全部終了しました。以上で会議を閉じます。

平成20年第5回大津町議会定例会を閉会します。

午後4時38分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成20年12月17日

大津町議会議長 宇野光廣

大津町議会議員 鈴木ムツヨ

大津町議会議員 新開則明